

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第20回平成22年3月 3日開催資料

第21回平成22年3月12日開催資料

第22回平成22年3月19日開催資料

第20回平成22年3月 3日開催資料
多様な農業経営体の育成・確保について

多様な農業経営体の育成・確保について

平成22年3月

農林水産省

目 次

多様な農業経営体の育成・確保に向けて	2
(参考) 戸別所得補償制度の導入について	3
1. 多様な農業経営体の育成・確保の考え方について	
(1) 家族農業経営の育成・確保	4
(2) 集落営農の育成・確保	5
(3) 法人経営の育成・確保	6
2. 農業への参入の促進等について	
(1) 多様な経営体の参入促進	7
(2) 新規就農者に対する支援	8
(3) 女性や高齢者が活躍できる環境づくり	9
3. 多様な農業経営体を育成・確保するための施策について	
(1) 農地集積を進めるための施策	10
(2) 資金調達の円滑化	11

多様な農業経営体の育成・確保に向けて

我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の減少、耕作放棄地の増加など危機的状況。

我が国農業の持続的発展を図るため、意欲ある農業者を幅広く対象とした戸別所得補償制度の導入により、農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規参入の促進や6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れること等により競争力のある経営体を育成・確保。これらの経営体が地域農業の担い手として発展を遂げた姿として効率的かつ安定的な農業経営が出現。

農業の現状

深刻な状況

・農家戸数

H2: 384万戸

H20: **252万戸**

・農業従事者の高齢化率

H2: 20.6% (12.1%)

H20: **39.7%** (22.1%)

()内は全人口の高齢化率)

・農業所得

H2: 6.1兆円

H19: **3.2兆円**

・耕作放棄地

H2: 21.7万ha

H17: **38.6万ha**

戸別所得補償制度の導入

意欲ある農業者が農業を継続して行える環境

多様な農業経営体

家族
経営

集落
営農

法人
経営

新規参入の促進等
多様な経営体の参入
新規就農

経営発展を目指す取組の後押し

・規模拡大等による経営の効率化
・6次産業化等の取組による所得の増大
・担い手不足地域での集落営農の組織化 等

後押し

・「補助から融資へ」
大胆な見直し
・農地の利用集積の
促進 等

地域農業の担い手として
競争力のある経営体の育成・確保

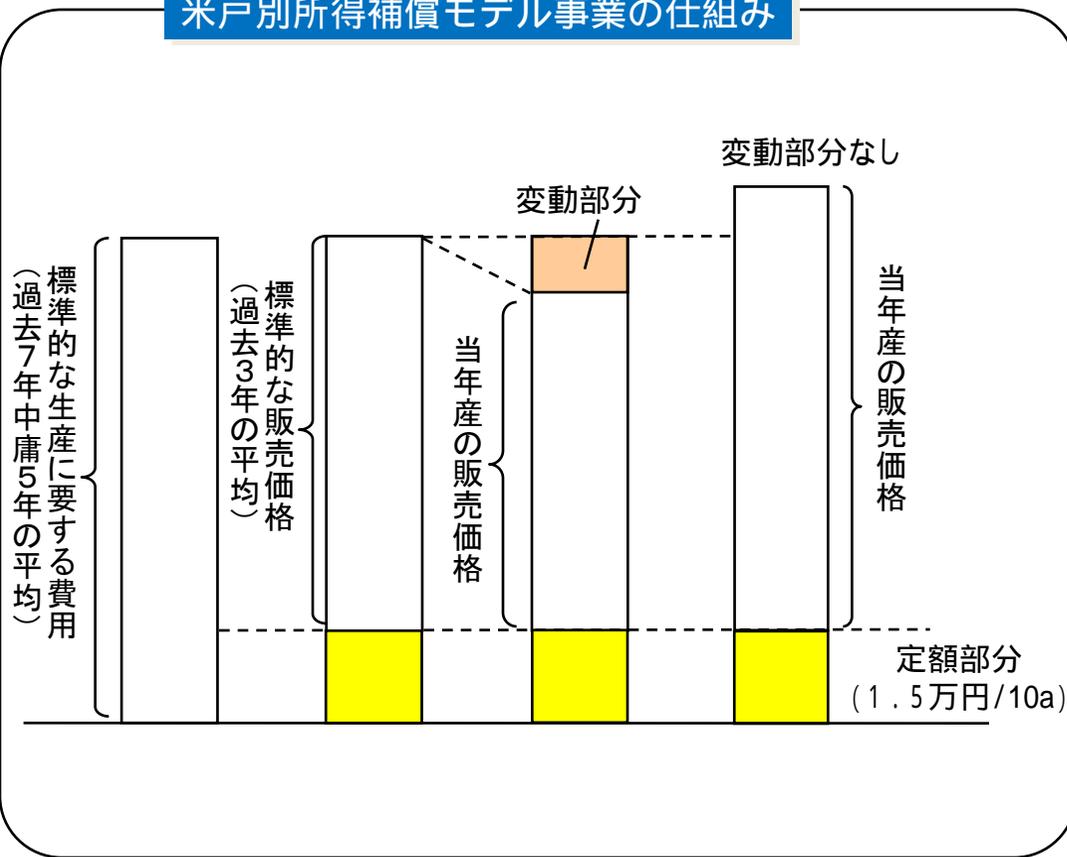
我が国農業の持続的な発展

(参考) 戸別所得補償制度の導入について

平成23年度からの戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度には、全国規模で実証を行うモデル対策として、米戸別所得補償モデル事業等を実施。

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る部分について、所得補償を国からの直接支払により実施。

米戸別所得補償モデル事業の仕組み



【交付対象者】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

【助成単価】

定額部分 1万5千円 / 10a

- 標準的な生産に要する費用(経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年中庸5年の平均)と標準的な販売価格(過去3年の平均)の差額を全国一律単価として面積に応じて交付

変動部分

- 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

- 生産数量目標に即した生産者に対するメリット措置
- 構造的な赤字に相当する額を交付するとともに、米価変動に対応して、一定の米価水準までの所得を補償
- 全国一律の単価とすることにより、規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、販売価格を高める努力を行った地域ほど、所得が増える仕組み

水田・畑作経営所得安定対策や品目別経営安定対策については、制度の本格導入に向けた制度設計の中で併せて検討。

なお、平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と水田・畑作経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除。

1. 多様な農業経営体の育成・確保の考え方について

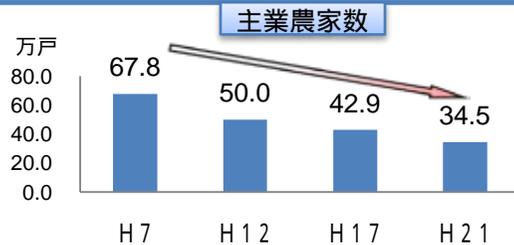
(1) 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施にあたっては、全ての販売農業者が交付金の対象となるが、これに併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や6次産業化（多角化・複合化、連携等）の取組による経営改善を後押ししていくことが重要。

このため、農業者が自主的に作成する経営改善計画を市町村が認定し、これに基づき関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着（21年3月末現在：24万6千経営体）している認定農業者制度を活用。

その際、制度内容の丁寧な周知活動、農業者の主体的な取組事例等の収集・提供等により、各地域での効果的な制度運用を推進。

危機的状況にある我が国農業の現状を踏まえ、戸別所得補償制度の導入により農業を継続できる環境を整備



一方、我が国農業が持続的に発展していくためには、競争力を有する地域農業の担い手の確保が必要

意欲ある農業者自らの申請を市町村が認定し、関係機関が協力して担い手を育成・確保する仕組みである認定農業者制度を活用

認定農業者制度の現状

制度導入から15年以上経過し、地域において農業の担い手や集落リーダーの育成、農地の維持・管理などに有効に機能し、普及・定着（21年3月末現在：24万6千経営体）

一方で、以下のような誤解も存在

- ・認定に当たり「年齢や経営規模による制限がある」、「兼業農家や規模拡大を進めない農家の計画は認定されない」といった誤解

今後の方向性

引き続き、地域農業の担い手として競争力のある経営体を育成するため、認定農業者制度を活用

地域の主体的判断の下、農業者の多様な取組を支援するため

- ・スーパーL資金などの認定農業者を対象とする措置を引き続き実施

併せて

- ・制度の正確な周知と
- ・地方の主体的な取組を推進

(2) 集落営農の育成・確保

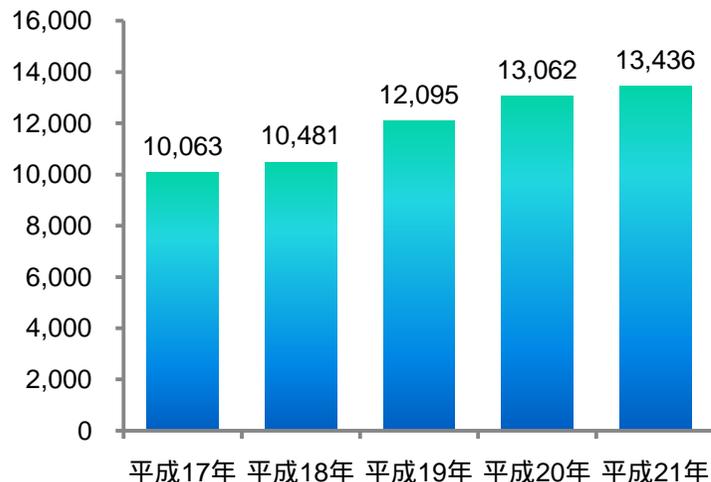
集落営農とは、地域で決められた規約の下に、小規模農家、高齢農家も参加して、地域ぐるみで農作業の共同化や機械の共同利用に取り組むもの。地域農業の生産性向上や経営規模が零細で、後継者が不足している地域において農業生産活動を維持する上で有用な形態。

今後も集落営農の組織化や農地の維持・管理の活動等を支援。

現状

集落営農は、地域農業の生産性を向上させることや、担い手不足の地域において農業生産活動を維持するための仕組みとして定着。

集落営農数の推移(全国)



今後の方向性

高齢化の進展等により担い手が不足している地域にとっては、今後も集落営農の取組は、地域農業の維持・発展のため有効。

このため、戸別所得補償制度の対象とするとともに、継続的に営農を行っていく組織については、引き続き、融資や機械・施設の整備支援を措置。

法人化のメリット

- ・農地等の権利取得が可能
- ・資金調達の多様化・取引信用力の向上
- ・農産加工・販売等の経営の多角化

安定的な経営体を目指す組織

融資、機械・施設の整備を支援

高度な 経営展開

米戸別所得補償モデル事業
で対象となる集落営農組織

備えるべき条件

農地の利用集積目標
を達成する
所得向上を目指す。
法人化を目指す。

備えるべき条件

- ・規約を作成すること
- ・共同販売経理を行うこと

農地の 維持・管理

農地の維持・管理により地域
社会に貢献する集落営農

中山間地域等直接支払等
により農業生産活動を支援

(3) 法人経営の育成・確保

農業生産法人の数は、平成7年の4千から平成21年で1万1千と着実に増加。

農業法人の中には、経営の多角化など6次産業化を推進しているものがあり、地域の雇用を創出し、地域の所得向上や活性化に貢献。

このような動きが一層促進されるよう、人材育成、設備・機械整備、資金調達円滑化等の支援を行うことにより、法人化を進めようとする農業経営体の取組みを後押し。

農業生産法人数の推移

単位：法人

	7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年	
農業生産法人	4,150	5,889	7,904	8,412	9,466	10,519	11,064	
農事組合法人	1,335	1,496	1,782	1,841	2,198	2,694	2,855	
株式会社（特例有限会社を除く）	-	-	120	180	385	832	1,200	
株式会社（特例有限会社）	2,797	4,366	5,961	6,345	6,818	6,896	6,878	
合名・合同・合資会社	18	27	41	46	65	97	131	
（参考）	総農家（千戸）	3,444	3,120	2,848	2,521	...
	販売農家（千戸）	2,651	2,337	1,963	1,881	1,813	1,750	1,699

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ、農林水産省統計部「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注：株式会社（特例有限会社）の平成18年以前は「有限会社」の数値である。

農業法人の現状

農業法人は、

加工・販売・観光等への事業拡大

新規作物も加え、地域の農業者と共同し多様な品目を揃えて直売所等への出荷

加工業者、流通業者、小売業者等と連携し、付加価値向上、販路拡大、販売の安定化

など、6次産業化に取り組むことにより、地域の雇用を創出し、地域の所得向上や活性化に貢献。

今後の方向性

今後の経営発展のための課題

経営能力の向上

販路の確保

6次産業化等の取組が持続的なものとなるように後押し

資金調達

設備投資

雇用労働力の確保

初期投資の負担の軽減等への支援

農業法人等が6次産業化に取り組む場合に必要加工機械・直売施設等の整備を支援し、初期投資負担の軽減を図る

人材確保への支援

「農の雇用事業」により農業法人等における新規就業者の雇用と技術・知識を習得させる研修の実施を支援

円滑な資金調達等

スーパーL資金等の金利負担を軽減
無利子の農業改良資金の貸付プロセスを改善
農業信用保証保険制度の充実

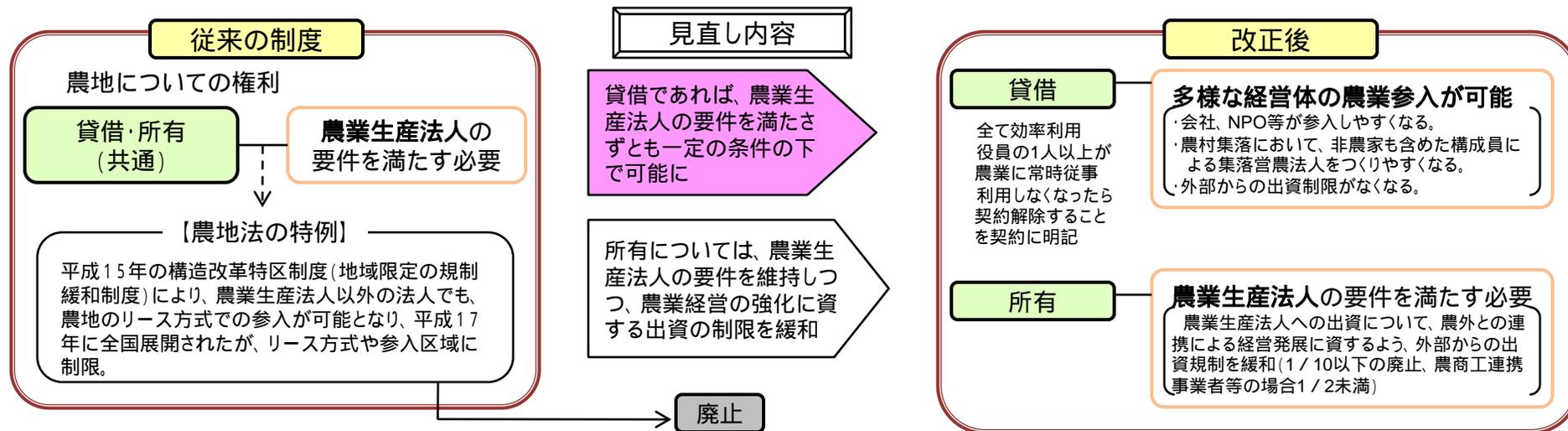
農業の発展・地域の活性化

2. 農業への参入の促進等について

(1) 多様な経営体の参入促進

改正農地法(平成21年12月15日施行)の下で、農地の貸借規制や農業生産法人の出資規制の見直し等を活用し、多様な経営体の参入を促進。

(1) 新たな農地制度による農地の利用規制の見直し



(2) 農業法人と一般企業等の参入の状況

単位: 法人

	7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年
農業法人	9,522	13,186	13,960	-	-	-	-
うち農業生産法人	4,150	5,889	7,904	8,412	9,466	10,519	11,064
一般企業等の農業参入数	-	-	(H17.5) 109	(H18.3) 156	(H19.3) 206	(H20.3) 281	(H21.3) 349

資料: 農業センサス(各年2月1日現在)

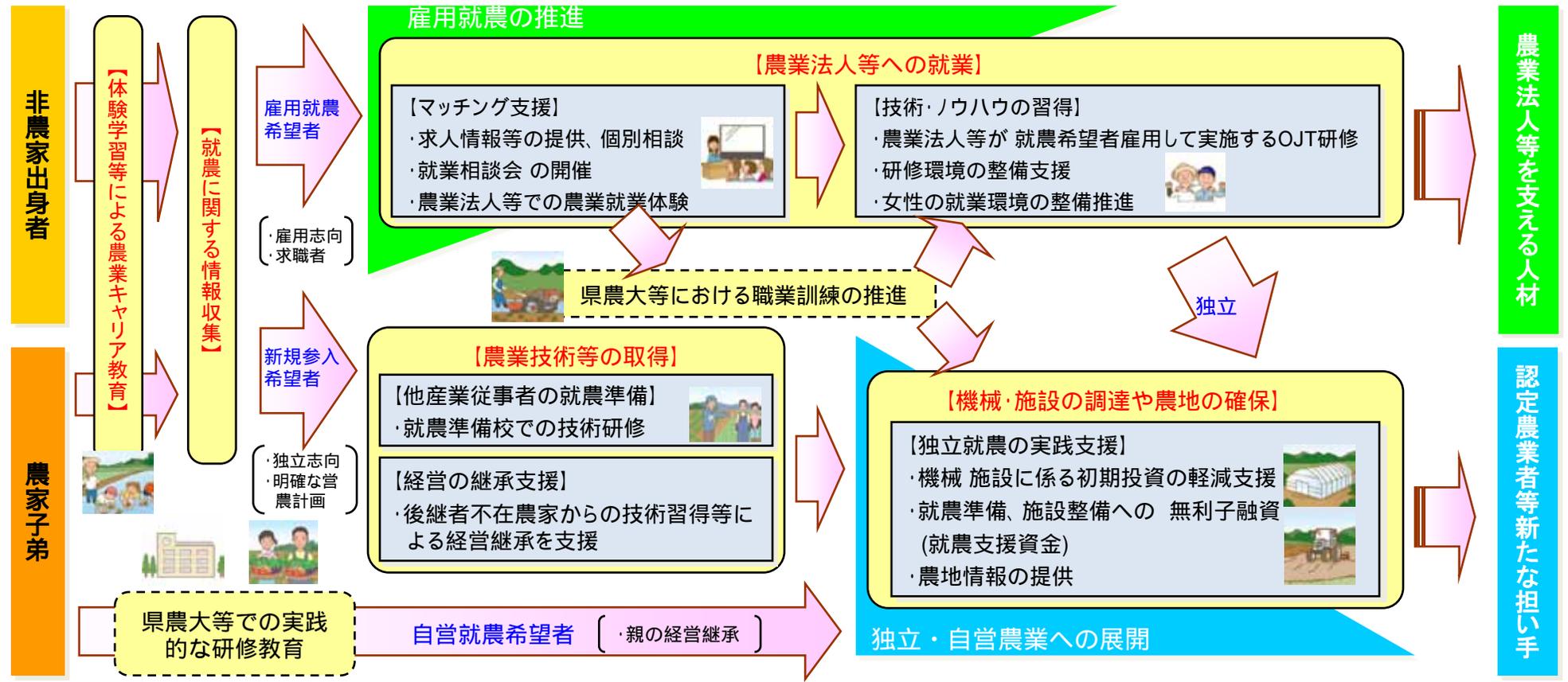
農業生産法人数(各年1月1日現在)、一般企業等の農業参入数は、経営局構造改善課調べ

(2) 新規就農者に対する支援

新規就農者については農家子弟が主体となっているが、近年は非農家出身者が農業法人等へ雇われる形での就農が増加傾向。

農業法人等に雇われる形での就農は、農地の確保や機械・施設の取得等の初期投資が必要ない上、技術や経営上のリスクがないことから、雇用就農を新規就農の重要なルートと位置付けて重点的に支援。

このため、就農希望者を雇用して実践的な研修を行う農業法人等に対し、研修費用を助成する「農の雇用事業」を実施。



(参考) 新規就農者の動向

(単位:千人)

	平成7	12	17	18	19	20
自営農業就農者	48.0	77.1	78.9	72.4	64.4	49.6
新規参入者	-	-	-	2.2	1.8	2.0
雇用就農者	-	-	-	6.5	7.3	8.4

(3) 女性や高齢者が活躍できる環境づくり

女性は、農業就業人口の過半を占め、地域農業経営の重要な担い手としても活躍。地域の現状を踏まえて女性が登用されていない組織の解消などの具体的な方針を打ち出し、女性の参画を促すことが重要。

農村部では都市部に比べて高齢化が一層進展。高齢化社会の先駆モデルとして、農村の高齢者が健康に留意しつつ自分たちの持つ知識・技術を活用して地域社会の維持、発展に取り組んでいけるような環境づくりが必要。

現状・課題

女性

- 地域農業経営の重要な担い手として重要な役割を果たしており、近年では、地域農産物を活用した特産加工品作りや朝市での販売など起業活動への取組も増加傾向。
〔農村女性の起業活動数：9,533件（平成20年）
うち売上が300万円未満の経営体が55.1%〕
- 社会参画では農村地域において固定的役割分担意識が根強く残り女性の登用が著しく遅れている状況。
〔農業委員に占める女性割合：4.6%（平成20年）
女性が登用されている農業委員会の割合：50.4%（平成20年）
農協役員に占める女性割合：3.0%（平成20年）
役員に女性が登用されている農協の割合：40.6%（平成20年）
農業就業人口に占める女性の割合：53.5%（平成20年）〕

高齢者

- 農村では高齢化が大幅に進行。
農家人口の高齢化率 平成2年19.5% 平成20年33.6%
(参考)
全人口の高齢化率 平成2年12.1% 平成20年22.1%
- 次世代の人たちは、高齢者の持つ経験・知識の伝承を期待。
< 高齢者に期待するもの >
〔農業経験が浅い新規就農者などへの相談役（62%）
豊富な経験に裏打ちされた農業技術の伝承（55%）
労働力が不足する農繁期などにおける作業補助（52%）〕

対応方向

地域社会で活躍できる人材の育成

起業活動に参画する女性個々の収益の拡大に向け、研修等により高度な経営感覚を醸成

家族経営協定の推進等による、農業経営への女性の参画及び農業と家事・育児・介護等との両立を支援

社会参画を進めるための環境づくり

地域レベルでの女性の登用状況を調査、公表し、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動の実施

高齢者が持つ知識・技術の伝承

高齢者の持つ知識・技術を地域内の若者や子供たちに広く紹介し、地域活動の活性化を支援。

生涯現役の活動の支援

医療機関等と連携した健康状態調査を通じ、体力にあった作目・作業の在り方のマニュアル等、生涯現役で農業や地域活動に取り組める環境を整備。

地域ぐるみで支える社会づくり

高齢者の多様な活動を支えるため、介護や配食などの助け合い活動や、施設のバリアフリー化を推進。

経営体や地域社会における
女性の参画の促進

高齢者が健康かつ生きがいを持って活躍できる環境の実現

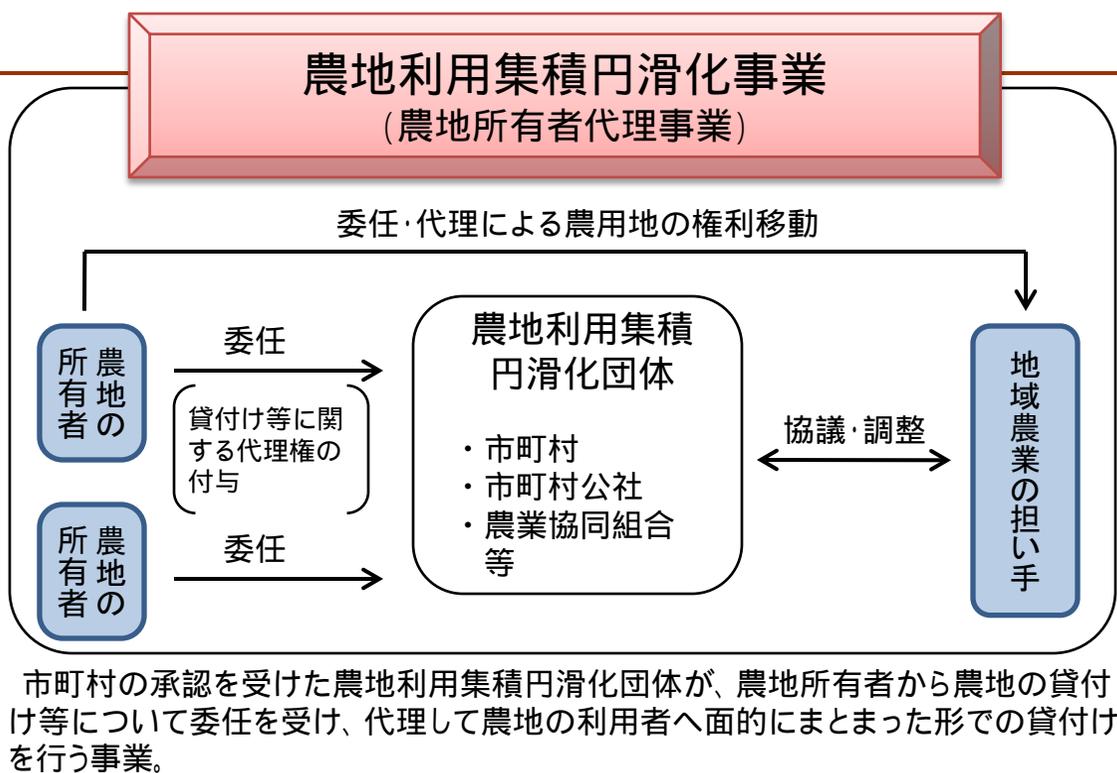
3. 多様な農業経営体を育成・確保するための施策について

(1) 農地集積を進めるための施策

地域農業の担い手として競争力のある経営体を育成・確保するためには、経営体が農地を使いやすいようにまとまった形で利用集積することが重要。

担い手への農地集積を促進する農地保有合理化事業、農用地利用改善事業に加え、改正農地法(平成21年12月15日施行)により、市町村段階に、農地の保有リスクを回避しつつ、地域内の農地を一括して引き受けて、面的にまとまった形で担い手へ利用集積する仕組み(農地利用集積円滑化事業)を創設。

22年度予算概算決定において、農地の集積を仲介する組織が行う調整活動を支援して、地域の実情に合ったやり方で農地の集積を推進。



農地保有合理化事業

農地保有合理化法人が、離農農家や規模縮小農家から農地を買入れ又は借入れし、当該農地を担い手に売渡し又は貸付ける事業。

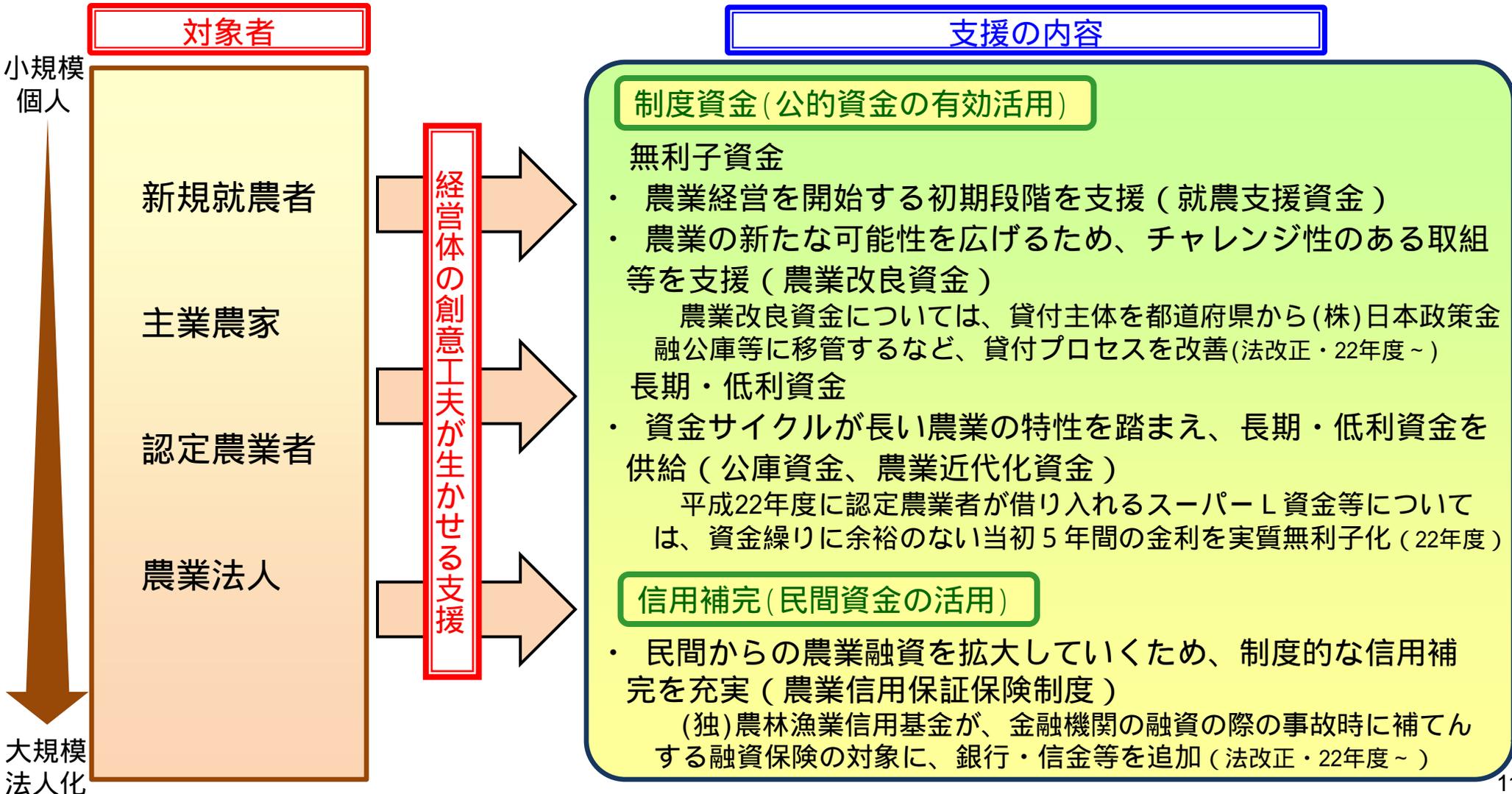
〔農地保有合理化法人である都道府県農業公社が、農地利用集積円滑化団体と連携し的確に農地の売買を実施。〕

農用地利用改善事業

集落機能の活用を通じて、集落としてのあるべき農業の方向について合意形成を図った上で、担い手に対する農用地の利用集積や農作業の効率化等を推進する事業。

(2) 資金調達の円滑化

戸別所得補償・6次産業化の推進など、農業政策の転換の中で、経営体への支援も「補助から融資へ」大胆な見直しが必要。無利子資金・低利資金・一般金利資金それぞれの役割に応じて活用されることが重要。その際、多様な経営体の特性に応じた金融支援内容の見直しを図っていくことが必要。



新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた主な論点

総論

国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるよう、農業・農村の現状を踏まえた対応方向を整理した上で、政策体系を再構築すべきではないか。

1. 食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

(1) 多様な用途・需要に対応して生産を拡大する政策への転換

農業経営の体質強化を図りつつ、限られた用途・需要の下で生産を抑制する政策から、多様な用途・需要に対応しつつ生産を拡大する政策への転換を図るべきではないか。

(2) 意欲ある多様な農業者を育てる政策への転換

担い手不足が更に深刻化する前に、施策対象の裾野を広げ、意欲ある多様な農業者を育てる政策に転換すべきではないか。また、その推進を図る上での制約要因を適切に見直すべきではないか。

(3) 優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立

農地転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進、耕地利用率の向上を図る施策等により、優良農地の確保と有効利用を推進すべきではないか。

(4) 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化

活力ある農山漁村の再生に向け、地域資源を活用した新産業の育成、集落機能の強化等の施策を政府一体となって総合的に講じるべきではないか。

(5) 安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立

食料自給率向上に直接的な効果のある施策を優先的に講じ、輸入食品の安定確保のための取組の強化、食品産業の事業基盤の強化、食料供給の行程管理を徹底することなどを通じ、食料の安定供給と食品の安全の確保を図るべきではないか。

2. 新たな潮流に対応した可能性の追求

(1) 世界経済における新興国の台頭

アジア諸国など新興国との連携を深め、その発展を促すため、食料、バイオ・環境等の先進技術等の分野の施策を推進し、相互に発展する環境を形成すべきではないか。

(2) 地球環境問題の進行

農業分野において、環境に配慮した生産活動等を推進し、環境と調和した経済社会の形成という地球的課題に対して主導的役割を果たすべきではないか。

(3) 国境を越えた様々な不安要因の発生

農産物の国際需給のひっ迫等を踏まえた総合的な食料安全保障を確立するとともに、食品の安全性を確保し、食料の安定供給を確保すべきではないか。

(4) 我が国経済の回復に向けた模索

農林水産業、農山漁村が、環境、雇用、福祉、コミュニティなどの多角的な観点から、我が国経済社会に中長期的に貢献し得る道筋を明らかにすべきではないか。

(5) 人々の価値観・ライフスタイルの多様化

人々の価値観・ライフスタイルの多様化を踏まえ、「農」との絆を強化する取組を促進し、国民全体が農業・農村を応援する関係を構築すべきではないか。

3. 政策改革の視点

(1) 効率的・効果的で分かりやすい施策の展開

政策目的と政策手法の対応関係を明確化するなど、複雑な政策体系は見直し、シンプルで分かりやすいものに改善すべきではないか。

(2) 施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開

意欲ある者の主体性と創意工夫を阻んでいる制度を適切に見直し、その発揮を促す施策に転換すべきではないか。

(3) 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

農業・農村の価値や役割について国民全体で共有する取組を強化し、食料自給率の向上や地域活性化につながる取組を広範に展開すべきではないか。

食料自給率の目標について

1. 食料自給率目標の考え方

世界の食料需給がひっ迫基調にある中、多くの国民が食料事情に不安を抱えていることを踏まえ、食料自給率を10年後に供給熱量ベースで %とすることを目標に掲げるべきではないか。

2. 食料自給率向上に向けた取組

生産面では、水田をはじめとした生産資源を最大限に活用できるよう、消費面では、潜在的需要の掘り起こし等を進めて消費者や食品産業事業者が国産品が選択されるよう、環境を整備することが必要ではないか。

また、国際的な食料事情や我が国の食料事情及び農業の多面的機能について、国民に対し分かりやすく情報提供すべきではないか。

食料の安定供給の確保に関する施策について

(1) 食の安全と消費者の信頼の確保

① 食品の安全性の向上

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上させるべきではないか。

② 食品供給行程における取組の拡大

国産農林水産物や食品の安全性向上のため、生産者・食品産業事業者が、食品供給行程において、科学的知見に基づく取組を確実に実施できるような体系を構築すべきではないか。

ア 生産段階における取組

農業生産工程管理(GAP)については、食品安全に加え、環境保全、労働安全も対象とした高度な取組内容を含む共通基盤づくりを進めつつ、産地における更なる取組を推進すべきではないか。

イ 製造段階における取組

危害分析・重要管理点(HACCP)については、食品の製造実態に応じた低コストで導入できる手法等を構築・普及しつつ、零細規模層に対する一般的な衛生管理を徹底すべきではないか。

ウ 流通段階における取組

国民の健康保護、消費者利益の増進、農業等の健全な発展を図る観点から、米穀等以外の飲食料品についても、米トレーサビリティ制度の実施状況を踏まえ、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討すべきではないか。

エ 輸入に関する取組

輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図るべきではないか。

③ 食品に対する消費者の信頼の確保

加工食品の原料原産地表示の対象品目の拡大と義務付け等について検討し、制度的な対応措置を講じるべきではないか。

(2) 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

① 国民との結び付きの強化

国産農産物の潜在的な需要の掘り起こしや栄養バランスの改善を通じて、農業と国民との結び付きを強化し、こうした考え方を食育推進基本計画の見直しに適切に反映させるべきではないか。

② 地産地消の推進

直売所の運営・販売力の強化や、学校給食や社員食堂、外食・中食事業者などの実需者との連携強化による地場農産物の利用拡大を図るべきではないか。

(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開

食品産業が、食料の安定供給や地域の活性化に引き続き貢献できるよう、食品産業全体の将来展望や課題について、官民で共有した上で、それぞれの役割分担を踏まえた対応方向を明らかにする、「食品産業の将来方向（仮称）」を策定すべきではないか。

① フードチェーンにおける連携した取組の推進

フードチェーンが適切に機能するよう、国内農業との連携強化や農業の参入促進を推進するとともに、卸売市場の機能強化を図るべきではないか。

また、高齢化の進展等に対応した多様な配達サービスの展開による食料品の円滑な提供を図る取組についても推進すべきではないか。

② 国内市場の活性化

国内市場の維持・回復のために、農商工連携、地域ブランドの活用等を推進すべきではないか。また、企業の社会的責任を果たすため、環境に配慮した取組、コンプライアンスの徹底などを推進すべきではないか。

③ 海外展開による事業基盤の強化

アジア等海外市場への展開により食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保を図るべきではないか。

(4) 総合的な食料安全保障の確立

食料の安定供給に関する不安要因に対応するため、供給面、需要面、食料へのアクセス面等を考慮した総合的な食料安全保障を確立すべきではないか。

① 生産資材の確保等生産面における不安要因への対応

生産資材の安定供給に向け、使用量抑制対策等に加え、海外から輸入する肥料原料の安定確保対策等を総合的に講じるべきではないか。また、輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化について、リスク評価に基づいた確かなリスク管理措置を実施すべきではないか。

② 流通、消費面における不安要因への対応

新型感染症等に起因する流通の混乱に備えた食料供給の確保対策や、米麦の備蓄の適切かつ効率的な運営を推進すべきではないか。

③ 国際的な食料の供給不安要因への対応

中長期の変化も含めた国際需給の分析能力の強化や商品先物市場の監視等により、食料品の安定的な価格での提供に貢献すべきではないか。

また、アフリカ諸国をはじめとする開発途上国の農業・農村の振興や技術協力、資金協力、食料援助に加え、アセアン+3緊急米備蓄の実現等に向けた取組を行うべきではないか。

さらに、世界の食料安全保障への貢献及び我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、海外農業投資を促進すべきではないか。

(5) 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

WTO ドーハ・ラウンド農業交渉については、今後とも「多様な農業の共存」という基本理念の下で、食料輸入国としての我が国の立場を最大限反映すべく取組を継続すべきではないか。また、EPA(経済連携協定)やFTA(自由貿易協定)については、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないことを基本に取り組みすべきではないか。

農業の持続的な発展に関する施策

(1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図る観点から、「戸別所得補償制度」を導入し、小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことを可能とすべきではないか。

① 戸別所得補償のモデル対策と米の需給調整

ア 水田におけるモデル対策の実施

水田農業を対象として、モデル対策を実施。

イ 米の需給調整の推進

需要実績等を基に生産数量目標を配分し、需要に応じた生産を推進すべきではないか。また、未達成者に対するペナルティ的措置を廃止すべきではないか。

② 戸別所得補償制度の本格実施

平成23年度からの本格実施に向けて、対象品目、支援内容、加算のあり方等について検討すべきではないか。

③ 生産・経営関連施策の再整理

既存の水田・畑作経営所得安定対策や品目別の各種施策を、簡素でわかりやすい政策体系に整理すべきではないか。また、品目別の実施されてきた生産振興施策について、品目ごとの克服すべき課題の解決に向けた対策を講じつつ、品目を問わず必要とされる施策については、メニュー化、統合化を進めるべきではないか。

(2) 農業・農村の6次産業化の実現による売れる農業・儲かる農業の推進

以下のような取組を体系的に実施し、農業・農村の6次産業化を推進することにより、農業部門に帰属する所得を増大させるべきではないか。

① 生産・加工・販売の一体化

農業者が、加工・販売などに主体的に進出するとともに、加工・流通や外食と中食との連携を強化し、実需者との契約による生産・販売や、産地における一次加工の取組などを推進すべきではないか。

② 産地の戦略的取組の推進

産地の収益力を高めるため、基幹施設の整備、リース方式による機械の導入、技術導入、生産基盤の整備、販売企画力の強化、産地間連携の促進や地域ブラン

ド確立に向けた取組を促進すべきではないか。

③ 収益性の高い部門の育成・強化

収益性の高い花きなどの非食用作物、機能性農産物等も振興していくべきではないか。

④ 農林水産物・食品の総合的な輸出促進

輸出額を1兆円水準とすることを目標に、品目や国・地域を絞った輸出戦略を策定した上で、農林漁業者や食品産業事業者への支援や海外販路の維持・拡大施策を推進すべきではないか。

⑤ 農業生産資材費の縮減

生産資材（肥料、飼料、農薬、農業機械等）のコスト縮減に向け、局所施肥等による肥料利用効率の向上、作期分散による農業機械の稼働率の向上などの取組を推進すべきではないか。

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者の確保や多様な農業者による経営の多角化・複合化などの取組を支援すべきではないか。

① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

ア 家族農業経営の育成・確保

地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、規模拡大や多角化・複合化による経営改善を支援すべきではないか。その際、地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着している認定農業者制度を活用すべきではないか。

イ 集落営農の育成・確保

集落営農の育成・確保を推進し、法人化、経営の多角化・複合化や地域農業・農地の維持等に向けた各種取組を進めるべきではないか。

ウ 法人経営の育成・確保

地域における雇用創出や農業生産活動により、地域の所得向上や活性化に寄与している法人経営の育成・確保を進めるため、人材の育成、施設・機械の整備等を支援すべきではないか。

② 人材の育成・確保等

ア 新たな人材の育成・確保

幅広い人材の育成・確保を推進するため、多様な就農形態・経路に即した情

報提供や、農業高校・農業大学校等における人材育成、農業法人等での実践的な研修等を支援するとともに、経営開始に当たって、農地の確保や機械・施設等の整備へ支援すべきではないか。

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

女性の農業経営・地域社会への参画や加工販売等への進出を支援すべきではないか。また、農村の高齢者が農業生産活動を継続出来るよう、ヘルパー制度を含む地域内外での助け合い活動の支援など、高齢者が持つ知識や経験を活かせるような環境づくりを促進すべきではないか。

③ 作業を受託する組織の育成・確保

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減等を図る観点から、生産受託組織や酪農などのヘルパー組織の育成・確保を推進すべきではないか。

④ 多様な農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、創意工夫を活かした経営発展ができるよう、資金調達の円滑化などを推進すべきではないか。

(4) 優良農地の確保と有効利用の促進

① 計画的な土地利用の推進、転用規制の厳格化

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び運用の適正化を通じ、優良農地の確保を実効あるものとすべきではないか。

② 意欲ある農業者への農地集積の推進

土地利用型農業において、意欲ある農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進すべきではないか。

③ 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地再生利用の取組への支援や関係機関の役割強化等により、農用地区域を中心に再生・有効利用を推進すべきではないか。

④ 農地情報の利活用の推進

農地情報（地図情報）の整備を促進し、戸別所得補償制度をはじめとした各般の農業施策等における利活用を推進すべきではないか。

(5) 農業災害による損失の補てん

農業災害の発生時における損失の合理的な補てんにより、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度の更なる合理化及び効率的運営に取り組むべきではな

いか。

(6) 食料供給力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

厳しい財政状況の下、食料供給力を支える役割を担う生産基盤の保全管理と整備をより効果的・効率的に実施する必要があることから、施策体系、事業の仕組みを抜本的に見直すべきではないか。

① 国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理

基幹的水利施設について、ライフサイクルコストを低減し、機動的かつ確実に
行う新しい戦略的な保全管理を推進すべきではないか。

② 地域の裁量を活かした制度の推進

地域の裁量で実施内容などを選択できる、地域のニーズに即した柔軟な対応を
可能とする仕組みを構築すべきではないか。

③ 食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進

自給率向上に資する麦・大豆の生産拡大に直結する整備等を重点的に推進すべ
きではないか。

(7) 持続可能な農業生産を支える取組の推進

農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理や冬期湛水管理など環境保全効
果の高い多様な営農活動の推進を図るべきではないか。有機農業については、技
術体系の確立・普及など、生産から消費まで一貫した施策を講じるべきではない
か。

農村の振興に関する施策

(1) 農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や第2次・第3次産業との融合による
地域ビジネスの展開等を促す「農業・農村の6次産業化」を推進すべきではない
か。

① 「地域資源」を活用した「産業」の創造

農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用する取組を推進することにより、
農林水産業や農山漁村に密着した産業を新たな成長産業とすべきではないか。ま
た、これらの産業分野における新事業の創出に向け、各地で携わる人材を育成す

る取組を推進すべきではないか。

② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

農村に豊富に存在する稲わら、剪定枝等の未利用資源、食品残さ等の廃棄物等のバイオマスについて、地域での利活用を推進し、ビジネスモデルを構築すべきではないか。

③ 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進

未だ十分な活用がされていないバイオマス、太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るべきではないか。

(2) 都市と農村の交流等

① 新たな交流需要の創造

訪日外国人や、観光・行楽部門の余暇消費の多い高齢者などに積極的にアプローチし、農村との新たな交流需要を創出することが必要ではないか。

② 人材の確保・育成、都市と農村の協働

農村地域において都市部の人材等を活用する取組を推進すべきではないか。また、多様な主体との協働により、農村の地域資源の発掘・活用を推進すべきではないか。

③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進すべきではないか。また、子どもの農業体験を推進すべきではないか。

(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業が果たしている多様な役割を維持するため、市民農園や直売所の整備等を含め、都市及びその周辺の地域における農業の振興を図るための施策を推進すべきではないか。

(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

人口減少や高齢化等により失われつつある農村コミュニティや、地域資源・環境等を維持するための取組等を重点的に推進すべきではないか。

① 農村コミュニティの維持・再生

今後の農村コミュニティの維持・再生について、国と地方の役割分担も踏まえた上で、政府一体となって対応方を検討すべきではないか。

② 中山間地域等直接支払制度

適切な農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施すべきではないか。

③ 農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上対策について、効果と課題を明確化するための評価を実施すべきではないか。その上で、今後の施策のあり方を検討すべきではないか。

④ 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害は、中山間地域を中心に深刻化・広域化しており、効果的な対策が求められていることを踏まえ、地域一体で取り組む体制を整備すべきではないか。

⑤ 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現

快適で安全・安心な農村生活を実現するため、地域の創意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備等を関係各省が連携して推進すべきではないか。

(5) 農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の将来像を明確化し、各種取組の効果的な展開を期すため、「農山漁村活性化ビジョン」を新たに策定すべきではないか。

食料・農業・農村に横断的に関係する施策

(1) 技術・環境政策等の総合的な推進

農林水産分野の変革を実現するための包括的な戦略を策定し、これに基づき技術・環境政策を総合的に推進すべきではないか。

① 革新的な技術開発の推進

新品種や革新的な生産技術の開発、温室効果ガス発生抑制技術等の地球温暖化への対応技術の開発等を計画的、効率的に推進し、普及実用化につなげるべきではないか。

② 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、人材・情報活用を含めた研究管理機能を強化するとともに、研究成果の普及・実用化体制を強化すべきではないか。

③ 地球環境問題への貢献

ア 地球温暖化対策への貢献

温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するため、省エネ施設・機械の導入

や農地の炭素貯留量の増加につながる土壌管理などを推進するとともに、排出削減量の取引制度などを推進すべきではないか。

イ 循環型社会形成への貢献

バイオマス資源について、効率的かつ有用に変換する技術の開発・実証、地域における活用推進計画の策定、利用の円滑化に向けた取組を総合的に推進すべきではないか。

ウ 生物多様性保全への貢献

里地里山の保全や生物多様性保全を重視した農業生産活動等を推進するとともに、農業の営みが生物多様性に与える効果を定量的に把握するための指標の開発などを進めるべきではないか。

④ 知的財産の保護・活用

新技術、新品種などの知的財産としての権利取得と活用を推進しつつ、地域の食文化を活かした取組や、地域ブランド化を目指す取組等を支援すべきではないか。

(2) 「農」を支える多様な連携軸の構築

農業を取り巻く多様な分野の様々な関係者が、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進すべきではないか。

① 連携軸に関する理解の促進と既存施策の重点化

農業・農村の価値や役割、我が国の食文化等、食と農の結び付きに関する様々な情報を消費者等に対して分かりやすく発信する取組を強化すべきではないか。

② 関係者のマッチング等の充実と人材の確保

連携軸を構築しようとする関係者間のマッチングを機会の拡充を進めるべきではないか。その際、国の職員も連携軸の構築・強化に努めるべきではないか。

③ 連携軸に関する国民理解の促進と具体的行動の喚起

連携軸につながる新たな取組について、先導的な取組や成功例を収集・分析、広く発信することにより、国民への理解と具体的行動を喚起すべきではないか。

団体の再編整備に関する施策

食料、農業及び農村に関する団体については、効率的な再編整備につき必要な施策を講じるべきではないか。

その他施策の推進に必要な事項

(1) 官民一体となった施策の総合的な推進

① 国、地方をはじめとする関係者の適切な役割分担

国だけでなく地方自治体、農業者、消費者、企業等関係者の適切な役割分担の下、食料自給率の向上をはじめ、施策を総合的かつ計画的に推進すべきではないか。

② 効果的・効率的な施策の推進体制の整備

新たな施策を農業・農村の現場の最前線まで浸透させ、国民全体の理解と納得を得つつ具体的な取組を進めるため、地域の体制づくりを推進すべきではないか。

(2) 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

① 国民の声の把握

政策の企画・立案段階から、国民の声を把握し施策に反映させていくとともに、国民が望む情報を適時適切に提供する広報活動の実現を図るべきではないか。

② 科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにすべきではないか。

③ 施策の進捗管理と政策評価の適切な活用

目標を達成する観点から、施策の内容、規模、手順、時期、手法及び目標との関連等を明らかにするとともに、必要に応じて施策内容を見直すなど戦略的に対応すべきではないか。

(3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用

限られた予算を最大限有効に活用する観点から、施策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、施策の選択と集中的実施を図るべきではないか。

第21回平成22年3月12日開催資料

食料・農業・農村基本計画について

食料・農業・農村基本計画（素案）

まえがき

21世紀における農政の基本指針である食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が平成11年7月に制定されてから10年が経過した。この間、基本法が掲げた基本理念を具体化するため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が2度にわたり策定され、これに基づき、食料・農業・農村施策が推進されてきた。

これまでの様々な取組により、新鮮な農産物や多彩で高品質な食料品が手頃な価格で食卓に並ぶようになり、また、こうした消費者のニーズに応えようとする農業者、事業者の努力も徐々にではあるが広がりつつある。反面、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面している。過去40年余り続いてきた米の生産調整は、結果として、生産者の間に不公平感と、麦や大豆への生産転換が円滑に進まない状況をもたらしており、また、国内農業は消費者や食品産業のニーズに十分に対応できておらず、食料自給率は低迷している。

一方、食料・農業・農村をめぐる情勢は大きく変化している。途上国の発展に伴う資源や食料の消費増加やバイオ燃料の増産などにより、農産物や肥料の国際需給がひっ迫し、輸出国は輸出規制を導入する一方、最貧国などでは飢餓や暴動が深刻化した。熱量ベースで食料の6割を輸入に依存する我が国にとって「経済力さえあれば自由に食料が輸入できる」ことは当たり前とはいえない状況となっている。これらに加え、新興国の経済成長や地球環境問題の進行、我が国経済社会の成熟化に伴う人々の価値感・ライフスタイルの多様化や環境意識の高まりなどの新たな潮流が生まれている。

我が国の農業・農村には、こうした情勢の変化に対応し、大きな役割を果たすことができる十分な潜在力がある。農地を最大限に活用すれば、食料自給率を向上させられるのみならず、世界的な食料事情の安定化にもつながる。地域に豊富に存在する未利用資源を用いて、農業や食品産業が培ってきた付加価値を高める生産技術、バイオマスや環境などの先進技術を適切に活用すれば、農村を新たな成長産業の育成の場として雇用と所得を生み出すとともに、環境面でも温室効果ガスの排出抑制などに積極的な役割を果たすことが可能となる。

さらに、良質な水・空気や多様な生物相の維持、水源のかん養、美しい景観・伝統文化の継承、国土保全への貢献など、農村で農業が営まれることにより発揮される多面的機能の恩恵は、都市住民を含め、すべての国民が広く享受していることについて、改めて思いを致す必要がある。特に、我が国は、急峻で狭い国土条件の下、外国と比べて農業の効率化に一定の限界がある中で、安価な輸入農産物の浸透や需要を上回る生産などにより農産物価格が低迷している。こうした状況は、個々の農業者の努力のみでは克服しがたいもの

であり、これを放置すれば、食料自給率の向上や多面的機能の発揮が脅かされ、国民全体が不利益を被るおそれがある。

我々は、このようなお金で買うことのできない固有の価値を有する農業・農村を、国民全体で支える社会を作り上げ、将来の世代に確実に継承していかなければならない。

以上の認識に立ち、今後は、国民の視点に立って、既存の思考や手法の問題点を強い決意で改善し、意欲ある者の創意工夫を引き出し、農業・農村が秘める力が最大限に発揮され、国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるよう、農政を大転換させ、「食」と「地域」の早急な再生を図る政策体系を再構築する必要がある。

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や我が国の経済社会のあり方と深く結びいている。政府は、本基本計画をすべての国民の行動指針として位置付け、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。なお、本基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化並びに施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

本基本計画に基づき政策体系を再構築するに当たり、食料・農業・農村の状況を踏まえて、過去の施策がどのように機能してきたのか、また、政策の実効を期す上でどのような課題があるのかといった点を明らかにするとともに、今後取り組むべき施策の基本的な方針を整理することとする。

1. 食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

(1) 多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しする政策への転換

最近15年間に、販売農家数が3分の2に減少する中で、農業所得（農業純生産）はほぼ半減しており、農業の再生産の確保が困難となっている。

例えば、基幹作物である米は、需要が減少していく中で、生産が需要を上回り、しばしば供給過剰が生じたことや、経済低迷の影響を受けてデフレ基調となったことから、価格形成に下落圧力が加わって推移した。これが生産サイドのコスト削減努力を相殺し、所得は総じて恒常的な赤字状態に陥っている。

野菜は、食の外部化の進展に伴い、市場が青果用から加工・業務用へと変質してきたにもかかわらず、生産面での対応が遅れたことから、輸入量が増加し、販売額も減少している。また、酪農は、飲用牛乳やバター・脱脂粉乳などの消費が減少する一方、消費が拡大しているチーズは、内外価格差が大きい中で、国産品を上回るペースで輸入品が増加している。

このような事態に至った背景としては、

- ① これまでの施策においては、主食用や生食用など、昔から続く用途の需要を満たすことに生産の重点が置かれる中で、その用途の需要が減少したり、短期に出荷が集中する場合は、価格安定が図られるよう生産や出荷が抑制されてきたことから、加工用・業務用など新たに拡大する用途・需要に対応するための農業者による取組が十分に促進されなかったこと
- ② 農産物などの用途に応じて、求められる量、品質、規格なども様々である中で、価格、生産量、コスト、付加価値を体系的に結び付けて市場を通じて所得を最大化させる観点からの分析や検討が十分に行われず、こうした取組に対する促進策が効果的に行われなかったこと

が挙げられる。この結果、年々、主食用・生食用などの需要減少に対応して、当該品目の生産を縮小せざるを得ない状況が繰り返され、全体の所得減少につながった。

このため、農産物を用途・需要別に必要な量・仕様に従って供給することにより、農業所得を総合的かつ体系的に増大させる主体的な取組を後押しする政策が必要となっている。すなわち、農業経営の体質強化を図りつつ、「限られた用途・需要の下で生産を抑制する」政策から「多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しす

る」政策への転換を図っていく必要がある。

(2) 意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換

農業者の減少や高齢化が進み、近い将来には、昭和一桁世代と呼ばれる高齢農業者の大量リタイアが見込まれている。一方、農業の将来を担うべき効率的かつ安定的な農業経営の育成は遅れており、新規就農者数にも伸び悩みの傾向がみられる中で、後継者の確保は極めて不十分な状況にある。

こうした状況に対し、これまでの施策においては、認定農業者や集落営農の育成、水田・畑作経営所得安定対策の導入等が講じられてきた。これらの施策は、対象を一部の農業者に重点化して集中的に実施することにより、我が国農業の体質強化を図ることを目的としている。

しかしながら、経済低迷と農産物価格のデフレ傾向の中で、一部の農業者に施策を集中するだけでは、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することができず、地域農業の担い手を育成するという目的に対する施策効果が限定的なものとなった。

このため、担い手不足が更に深刻化する前に、現場の実態に即した形で施策対象の裾野を広げ、意欲ある多様な農業者が営農を継続し、経営発展をできるようにする政策に転換していく必要がある。

また、このような施策の展開に当たっては、

- ① 地域農業の担い手を育成するための認定農業者制度において、米の生産数量目標に従って生産していることを要件に加えてきたこと
- ② 農業関係団体を経由又は活用した施策を多くの場面で採用してきたことにより、当該団体との関わりが薄い担い手に対し、施策に対するアクセス機会が十分に確保されないといった結果を招いてきたこと

など、多様な農業者を育成・確保する上での制約要因についても適切に見直していく必要がある。

さらに、農業参入に対して厳格な規制を設けていた農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、地域と調和した適正な農地の利用を図りながら、多様な農業者が農地を利用できるようにしたところであり、これを適切に推進していく必要がある。

(3) 優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立

農地面積の減少が続き、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が増加している。また、耕地利用率が低下するとともに、担い手に対する農地のまとまった利用集積が進まないなど、農地の有効利用は進んでいない状況にある。

こうした状況に対し、これまでは農地転用許可制度、耕作放棄地の解消に向けた施策や担い手に対する農地の利用集積の促進などの施策が講じられてきた。

しかしながら、農地の価格は、近隣の住宅地や商工業地などと比較すると著しく低く、常に転用圧力にさらされてきた。こうした中で、農振農用地区域など農地利用を確保すべき農地であっても、制度上、転用できないわけではなく、特に学校や病院などの公共目的の転用は許可が不要とされてきた。

このことが背景となり、農地転用の収入を期待する農家と、事業者、さらに施設用地などを確保したい行政などの利害が一致する形で、平地部などの農地転用が行われ、それが周辺部の連鎖的な転用や農用地区域の縁辺部における区域除外を誘発した。これらは、農業所得の減少や農業者の減少と相まって、優良農地の無秩序な廃れをもたらす要因となった。

また、遊休農地の発生については、引き受け手がない、土地条件が悪い、十分な所得が得られる作物がないなどの様々な要因があり、従来講じられてきた対策や制度では、その解消が進まない状況にある。さらに、農地の利用については、担い手への利用集積が徐々に進んできたものの、経営する農地が分散してしまい、効率的な利用を阻む結果につながっている。

このため、農地転用規制の厳格化、耕作放棄地の解消に向けた対策の推進などにより優良農地を確保するとともに、農地を耕作する多様な農業者の確保と作付拡大を通じて、不作付地の解消、耕地利用率の向上を図る施策を整合性をもって講じ、農地の有効利用を図る必要がある。

(4) 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化

我が国の農山漁村では、過疎化、高齢化が進む中、農林水産業が停滞するとともに、就業機会の減少が進行し、都市部よりも厳しい雇用状況が続いている。また、日常生活に必要な買物、医療、交通などの確保が不十分な地域や、集落の維持が困難になっている地域も広範に出現し、地域の活力が一層低下している。

こうした状況に対して、これまでの政策においては、農林水産業及び関連産業の振興をはじめ、都市と農山漁村の交流促進、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための措置等が講じられてきた。

しかしながら、農山漁村対策は、本来、農林水産業のみならず、第2次・第3次産業、各種インフラといった関係府省の所管分野を含む施策を、地域の主体的な努力とともに体系的に組み合わせ、関係府省の連携の下に総合的に講じられるべきであるにもかかわらず、このような取組が徹底されなかったために十分な成果が挙げられていない。この点において、農山漁村及び中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画・立案及び推進を所掌する農林水産省が、その任務を十分果たせてこなかった点も否めない。

このため、農山漁村のあるべき姿を描き、これを関係者が共有した上で、地域資源を活用した新産業の育成、観光業との連携による交流促進、農村コミュニティの維持・再生といった施策を、政府一体となって整合のとれた形で総合的に講じることによ

り、農山漁村や中山間地域等の豊かさと活力を取り戻していく必要がある。

(5) 安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立

米の消費減少などの国民の食生活の変化と国内農業生産の減少により、食料自給率の低迷が続いている中で、前基本計画では、平成27年度の供給熱量ベースの食料自給率を45%に設定するなどの目標を掲げ、消費面・生産面のそれぞれから重点的な取組が行われてきた。

このうち、生産面の取組として、自給率向上を直接的な目的に掲げた生産拡大対策については、米の生産調整との関連において麦・大豆などの生産振興が進められることとなった。しかしながら、その際、生産調整の達成者のみに助成金や経営所得安定措置を講じるという手法を採用したために、麦や大豆などへの作付転換が円滑に行われず、需要に応じた生産拡大を抑制する方向に一定程度作用する側面があったと考えられる。

一方、消費面の取組として、食育運動が推進される中、近年では、朝ごはん摂取や食料自給率向上の国民運動が積極的に展開され、食料自給率を上げるべきとの国民理解も着実に浸透している。しかしながら、ご飯を食べる際に、お米を育てた農業者に感謝しながら、お茶碗についた最後の一粒までいただくといった、食についての日本人共通の価値観を広く共有し、具体的な行動を喚起したり、それを世代間で継承するための取組を促すまでには至っていない。

また、食の安全と消費者の信頼を確保するための取組が推進されてきた一方で、近年の食品に関する不祥事・事件の発生もあって、企業コンプライアンスの強化や、食品の安全性向上を含む生産・製造行程の管理の徹底が食品産業事業者に求められている。

このため、食料自給率向上に直接的な効果のある施策の優先度を高め、これを的確に推進するとともに、輸入食料の安定確保のための取組の強化、食品産業の持続的な発展、「後始末より未然防止」の考え方を基本とした食品の生産から消費に至る供給行程管理の徹底などを通じて、食料の安定供給と食品の安全の確保を図っていく必要がある。

2. 新たな潮流に対応した可能性の追求

21世紀に入り、新興国が著しい経済成長を続ける一方で、先進国では経済低迷が長期化し、資源・エネルギー、食料の世界的な争奪などの様々な問題が生じている。また、地球環境問題、新型インフルエンザといった人類共通の新たな課題が顕在化している。

国内では、賃金の伸び悩み、雇用の減少などの厳しい状況が続いている一方、人々の価値感・ライフスタイルが環境への配慮や余暇活動の重視などの形で多様化しており、我が国の農業・農村に求められる役割も大きく変化している。

今後、このような内外の経済社会の新たな潮流を的確にとらえ、農業・農村がさらに

発展し、そのことが我が国全体の繁栄に結び付くよう、積極的な取組を展開していく必要がある。

(1) 世界経済における新興国の台頭

近年、中国、インド、ASEAN 諸国など、アジアを中心とする新興国が著しい経済成長を続けている。グローバル化、IT化がこれらの動きを一層加速させている中で、上述のような様々な問題が顕在化しており、将来的に不足することが懸念される資源・エネルギー、食料をどのように確保していくかが国際的な課題となっている。こうした状況を踏まえ、我が国としても、これらの物資の安定確保に努めるとともに、貧困国の食料問題についても積極的に貢献していく必要がある。

また、人口減少・少子高齢化の下で、国内市場が縮小する傾向がみられる一方、アジア諸国など新興国の市場は、量的にも質的にも拡大・向上することが見込まれる。このため、長期的にこれらの国との連携を深め、その発展を促すためにも、食料、バイオ・環境などの先進技術などの分野の施策を適切に推進していく必要がある。特に、食品については、我が国の食品市場が縮小していくことが見込まれる中で、アジア諸国と気候風土、生活様式、食習慣などについて立場を共有できるメリットを十分活かしながら、相互に発展する環境を形成していく必要がある。

(2) 気候変動をはじめとする地球環境問題の進行

20世紀における資源浪費を伴う大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済成長は、温室効果ガスの排出、森林の減少・劣化、環境汚染などを通じて、地球温暖化、異常気象、地下水減少、砂漠化、大気・土壌汚染、生物種の減少といった様々な問題を生み出している。21世紀は、こうした地球的課題に対応し、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換を図り、資源の循環利用と環境負荷の低減などを目指していくことが国際社会における喫緊の課題となっており、我が国も主導的な役割を果たしていく必要がある。

農業、農村、食品産業分野においても、環境に配慮した生産活動を適切に推進するとともに、農地土壌の二酸化炭素の吸収、農山漁村に豊富に存在するバイオマスや太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーとしての利用などの新たな取組を進める必要がある。

また、農林水産業を通じて、多くの生物に貴重な生息・生育環境を提供していることを踏まえ、農林水産分野における生物多様性の保全に向けた活動を促進する必要がある。さらに、こうした分野における我が国の技術・知見を国際協力等を通じて普及するなど、国際的な課題の解決に積極的に貢献していくことも重要である。

(3) 国境を越えた移動の拡大と様々な不安要因の発生

経済社会のグローバル化に伴い、世界の地域や国境を越えて、労働力、資源・製品、

資金などが大規模かつ活発に移動する「ボーダーレス化」が急速に進行している中で、近年の途上国の発展に伴う資源や食料の消費増加、バイオ燃料の増産などにより、農産物や肥料の国際需給がひっ迫し、国際価格は史上最高を記録した。

これを背景として、食料輸出国では自国民の食料確保のため輸出規制を導入する一方、最貧国などでは栄養不足人口が増加し、暴動の発生に至るケースもみられるなど、熱量ベースで食料の6割を輸入に依存する我が国にとっての新たな不安材料となっている。

こうした状況の中、我が国としては、穀物を中心に、自国で供給可能な食料はできるだけ自国で賄うという考え方の下で、その可能性を最大限追求しながら食料自給率の向上を図るとともに、不測時のみならず、平時から肥料、種子などの生産資材、エネルギーなどの確保も含めた総合的な食料安全保障を確立する必要がある。

さらに、食品の安全性の確保に関しては、農林水産物の国境を越えた移動の拡大に伴い、国際社会が足並みを揃えて対処する必要性が高まっている。既に多くの国の積極的な参画の下、国際機関において国際基準・規範の策定が進められており、我が国もこれらの作業に一層積極的に参画し、科学的知見・データなどの提供を通じて、これらの国際基準の策定などに貢献することが求められている。

併せて、国内においては、科学的知見・データなどを積極的に集積し、これらに基づいた食品の安全性向上のための取組を推進する必要がある。また、こうした措置を食品供給行程において生産者・食品産業事業者が確実に実施できるよう、取組を拡大する必要がある。

(4) 我が国経済の回復に向けた模索

平成20年秋のリーマン・ショックを発端とした世界同時不況の影響から、新興国が着実に立ち直りつつある一方、欧米諸国や我が国は総じて回復が遅れており、賃金は伸び悩み、雇用が減少している。さらに、近年の資源・エネルギーコストの高騰は、回復の足取りを一層重くしている。

こうした状況を踏まえ、我が国としては、農林水産業・農山漁村が食料供給のみならず、環境、雇用、福祉、文化、コミュニティなどの多角的な観点から、21世紀の経済社会において、どのような役割が求められているのか、また、これにどう応えるべきかを真剣に考えていく必要がある。

特に、近年、農林水産業は企業などを離職した者の新たな挑戦の場として、また、農山漁村は教育・医療の場としての期待が高まっている。また、農業や食品産業が培ってきた付加価値を高める生産技術、バイオマスや環境などの先進技術は、農山漁村の多様な資源を活用した新たな成長産業となる潜在力を有している。このような視点も含め、農山漁村を起点として、我が国経済社会の発展、地域の自立を促す中長期的な道筋を明らかにしていく必要がある。

(5) 人々の価値感・ライフスタイルの多様化

経済の回復の遅れや少子化、地域や家族のつながりの希薄化などにより、我が国経済社会の将来に対する不透明感が高まっている中で、日本人の平均寿命が80歳程度まで延び、定年後に過ごす時間も、もはや「余生」とは呼べない長さとなっている。また、人々の価値感・ライフスタイルが余暇活動の重視や環境への配慮といった形で多様化しており、U I Jターン、定年帰農や都市と農村の二地域居住など、都市住民を含む様々な人々が農業・農村に積極的に関わる動きが広がっている。

このような動きの広がりとともに、美しい景観、特色ある伝統文化、希少種を含む生物の多様性など、農村で農業が脈々と営まれることで発揮される恩恵を都市住民も受けていることに対する理解が広がり始めている。さらに、高齢者の方々が農業にいそしみながら、生き活きと健康に暮らし、地域全体に活力を与えている地域もみられる。

こうした状況を踏まえ、農業・農村が人々の期待に応え、その役割が適切に発揮されきるよう、農を取り巻く多様な人々が、我が国農業・農村の果たす役割を共有した上で、「農」との絆を回復・強化する取組を促進し、国民全体が農業・農村を応援する関係を構築していく必要がある。

3. 政策改革の視点

以上を踏まえ、本基本計画においては、これまでの農政が抱えていた既存の思考や手法の問題点を強い決意で改善し、新たな発想から農政を大転換させ、「食」と「地域」の早急な再生を図る政策体系を再構築するとともに、農業・農村の果たす多様な役割に対する国民全体の理解と協力の下、その潜在力を最大限引き出していく必要がある。

このような考え方に立ち、また、基本計画が食料・農業・農村に関する各種施策の基本となる計画であるとの性格を踏まえ、今後10年程度を見通して計画を策定し、計画期間中に取り組むべき政策改革の方向と内容、さらにはその実現に向けた取組を明らかにして、各種施策を推進する必要がある。

その際、以下の視点を踏まえ、政策手段の総合的な検証やその整合的な組み合わせを図りつつ、既存の施策の見直しや新たな施策の導入を進めていく必要がある。

(1) 効率的・効果的で分かりやすい施策の展開

新たな政策改革に当たっては、過去のしがらみや前例にとらわれず、旧来の農政手法を抜本的に転換し、関係府省間の適切な連携を図りつつ、真に効果のある施策を重点的に講じる必要がある。

このため、政策目的と政策手法の対応関係を明確化するなど、複雑な政策体系は見直し、シンプルで分かりやすいものに改善していく。また、農業関係団体を經由又は活用した施策は、これまで施策の推進の円滑化に寄与してきた一方で、政策的なメッセージ性を低下させたり、当該団体と関わりが薄い者に対する政策効果の発現を限定させる場

合もあったことから、可能な限り施策対象に直接作用するものに改善する。

さらに、農山漁村の活性化や食の将来のあり方など、関係府省間での連携を要する施策や官民で課題を共有して役割分担をすべき施策については、明確な将来ビジョンを描き、これを関係者が共有した上で、総合的な政策体系を構築し、整合性のある施策を講じる。

(2) 施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開

限られた予算の中で、官と民、地方と国の役割を明確にしつつ、農業者や地域が主体性を持って経営発展や地域活性化に取り組むことができる政策を講じる必要がある。

このため、地域農業の担い手を育成するための認定農業者制度において、米の生産数量目標に従って生産していることを要件化してきた仕組みや、農業参入について農地制度が設けていた規制など、施策対象者の主体性の発揮を阻んでいる制度については、地域の多様な関係者の声や地域の実情を踏まえながら、適切な見直しを行うとともに、既に見直しが行われているものについては、その定着を促進する。こうした取組を通じて、国として最小限の条件整備を行いながら、意欲ある者が主体性と創意工夫を発揮することを促す「個々の取組を大切にす施策」に転換する。

また、生産基盤や施設などの整備においては、機能性や安全性を確保した上で、地域の実態に見合った、より低コストな整備がなされるよう改善を図る。

(3) 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

農業・農村は、産業としての役割だけでなく、都市と共存しながら、国民の多様な価値観やライフスタイルを受け止める場となることが期待されている。一方、こうした役割の発揮は、農業・農村の健全な発展が、地方の経済や文化、都市の食や暮らし、国土・環境などの様々な安心につながるという国民の理解と具体的行動が前提となる。

このため、各種メディアやITなどを活用し、また、関係者の主体的取組を引き出しながら、農業・農村の価値や役割についての認識を国民全体で共有する取組を強化し、食料自給率の向上や地域活性化につながる取組を広範に展開する。

その際、それぞれの取組が持続性を発揮しつつ実効あるものとなるよう、地域の消費者、生産者、事業者などが、農業・農村を軸として相互に連携し発展する、「農」を支える多様な連携軸の構築を図る。

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率目標の考え方

世界の食料需給はひっ迫基調にあり、食料輸入国が世界各地の農地を買い集める動きさえ起こっている。多くの国民を抱える我が国にとって、中長期的な食料の確保に不安を抱えていると言わざるを得ない。このため、今後の農政にとって、特にひっ迫が予想される穀物を中心として最大限食料自給率の向上を目指すことが必要となっている。

一方、食料生産を支える我が国の農村は、極めて厳しい状況にある。過疎化、高齢化が止まらず、これに兼業機会の減少も重なり、地域の活力がますます低下している。このため、水田をはじめとした我が国の貴重な農地資源が十分活用されず、耕作放棄地の増加さえ起こっている。基幹的な農業従事者の平均年齢が年々高まり、65歳を越えている現在、世界の食料需給のひっ迫に対応して食料自給率の向上のための戦略を描くことは、既に極めて困難な課題である。

しかしながら、我が国には、農地・農業用水等の資源や、高度な農業技術、人的資源がなお現存する。食料自給率向上に向けて、生産者、食品産業事業者、消費者等すべての関係者が最大限努力し、様々なブレイクスルーを実現し、克服すべき課題が解決されれば、今なら食料自給率向上のための戦略を描くことは可能である。

このためには、まずは、上述のような状況を国民全体の共通認識とし、農業を立て直すことを旨として、戸別所得補償制度の創設や農業・農村の6次産業化等により意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。また、生産された国産農産物が消費者や食品産業事業者によって選択されるよう農業者が需要に応じた生産に取り組む必要がある。

平成32年度の総合食料自給率目標は、以上のような国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、我が国の持てる資源を全て投入した時に初めて可能となる高い目標として供給熱量ベースで50%とする。また、野菜・果実や畜産物等の生産活動をより適切に反映する生産額ベースの総合食料自給率目標は、70%とする。

2. 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上に向け、生産面では、まず、水田をはじめとした生産資源を最大限活用することが必要である。特に、小麦の二毛作を飛躍的に拡大するとともに、作付けられていない水田や有効利用が図られていない畑地を有効に活用した米粉用米・飼料用米、大豆等の作付の大幅拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保を推進する必要がある。

なお、飼料用米については、主食米への転換が容易であることから、実質上不測時の食料安全保障にも資するものである。

また、消費面からは、人口減少社会・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、従

来以上に消費者理解を得ながら、潜在的需要の掘り起こし等を進め消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境をつくる必要がある。特に、我が国総人口の1割強に相当する約1,700万人にも及ぶ朝食欠食の改善による米の消費拡大や、健康志向の高まりを受けた脂質の摂取抑制などに取り組む必要がある。また、大豆加工食品について国産大豆の使用割合の大幅引き上げに取り組む必要がある。

更に、単に和食への回帰を狙うだけでなく、技術開発の進捗等を踏まえ、欧風化した現在の食生活を前提とした国産化に戦略的に取り組む必要がある。特に、現在浸透しているパン食、めん食についての国産小麦・米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組む必要がある。

なお、主要品目毎の生産数量目標及び克服すべき課題は表1のとおりである。

政府としては、これら関係者の取組を下支えするとともに、適切な情報提供を行う必要がある。他方、農業者には需要をつかみ、品質を向上し、コスト縮減に取り組む徹底した努力が求められる。

また、上記のとおり食料自給率の向上は関係者の努力の上に成り立つものであり、国民の理解なしには達成できないものである。このため、国際的な食料事情や我が国の食料事情（食料自給率が変動した要因を含む）及び農業の多面的機能について、国民に対し分かりやすく情報提供していくことが重要である。加えて、供給熱量と摂取熱量との差が拡大している現状にかんがみ、食料安全保障の観点から食べ残しの縮減に日頃から取り組む必要がある。

更に、個々の施策についても、前記のとおり潜在的需要の掘り起こし等需要に応じた生産を前提に、個々の施策の有効性を毎年検証し、食料自給率向上に向けた施策の重点的、効率的執行に努めていくことが重要である。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

国民の食生活を支える農林水産物や食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において、様々な問題が生じてきている中、安全な食料を安定供給し、国民が安心を実感できる食生活の実現に向けた政策を確立する必要がある。

このため、国産農林水産物や食品の安全性の向上のため科学的知見に基づく施策・措置の提示や、これらを活用した国内の食品供給行程における取組の拡大を進め、食の安全や消費者の食に対する信頼を確保する。また、食品産業の持続的な発展を図ることにより、消費者の多様なニーズに適応した食料の安定供給を図る。さらに、不測時のみならず平素からの対策も含めた総合的な食料安全保障を確立する。

(1) 食の安全と消費者の信頼の確保

① 食品の安全性の向上

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上させる。このため、食品中の危害要因の含有実態調査を実施するとともに、科学的根拠に基づく安全性向上のための取組を指針等として提示する。

これらの食品の安全性向上に加え、安全な生産資材の確保や動植物防疫の推進等幅広い分野において、安全性向上に活用するための調査研究とその結果の科学的解析を組み合わせ、それに基づく施策・措置とその企画や立案を推進する。

また、科学的知見・データ等の積極的な提供等を通じ国際基準・規範の策定に貢献する。

② 食品供給行程における取組の拡大

国産農林水産物や食品の安全性の向上のため、生産者・食品産業事業者が、食品供給行程において、科学的知見に基づく取組を確実に実施できるような体系を構築する。

ア 生産段階における取組

農業生産工程管理（GAP）については、生産者の主体的な取組が進んだが、未だ産地の導入状況は限定的なものにとどまっている。また、国内に様々な GAP が存在するとともに、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた取組への対応も十分に進んでいない状況にある。このような実態を踏まえ、食品安全に加え、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含む GAP の共通基盤づくりを進めるとともに、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進する。

また、安全な食品の安定供給のために、安全な生産資材（農薬・動物用医薬品・飼料・肥料）の確保を図るとともに、その適正な使用を推進する。

イ 製造段階における取組

危害分析・重要管理点（HACCP）については、導入費用がかさみ、中小規模層において取組が進んでいない実態を踏まえ、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく長期低利融資に加え、食品の製造実態に応じた低コストで導入できる手法を構築し普及するとともに、現場責任者などの養成のための取組を強化する。

また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して、HACCP 手法の前提となる一般的衛生管理を徹底する。

ウ 流通段階における取組

食品に係るトレーサビリティについては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀等の取引等の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度の導入を円滑に進める。さらに、国民の健康保護、適正な表示、流通の確保を図る観点から、米穀等以外の飲食料品についても、米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討し、その結果に基づいて制度的な対応措置を講じる。また、対応の遅れている農林漁業者や中小食品産業事業者における取組の拡大を図る。

エ 輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施、情報等の入手のための関係府省との連携の推進、監視体制の強化などにより、輸入食品の安全性の確保を図る。

③ 食品に対する消費者の信頼の確保

米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示のあり方について検討を進めるとともに、加工食品等における原材料の原産地表示の義務付けを拡大する。

また、JAS 規格の策定と見直しの手続の透明化を積極的に推進するとともに、インターネット通信販売等における食品情報の標準的な提供方法など新たな規格について検討し、可能なものから JAS 規格化する。

さらに、食への信頼向上に向けた食品事業者の主体的な活動を促すため、食品の品質管理や消費者対応等の取組に関する情報の積極的な提供を働きかけるとともに、この取組が取引先や消費者により適正に評価される機会を増大させる。

(2) 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

① 国民との結び付きの強化

国産農作物の潜在的な需要の掘り起こしや栄養バランスの改善を通じて、農業と国民の結び付きを強化する。特に、朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を通じた米の消費拡大を図るとともに、パン食やめん食を前提とした国産小麦・米粉の利用拡大、輸入原料・飼料の利用割合が高い大豆加工食品や畜産物への国産大豆・飼料の利用増加、健康面からの野菜や果実の摂取増加などについて、食品産業事業者、農業団体等の主体的な取組を促す。また、食生活の改善や食の安全を確保するためには、

国民が自ら食のあり方を学ぶことも重要であることから、引き続き食育を推進する。
こうした考え方を踏まえ、食育推進基本計画の見直しを検討する。

② 地産地消の推進

地産地消の取組の成功事例や新たな取組等の情報を収集・紹介しつつ、幅広い者の主体的な取組を促すとともに、取組の核となる直売所において、取り扱う地場農産物の品目・数量の拡大や直売所間の連携を通じた周年的な品揃えの充実など、運営・販売力の強化を図る。

また、生産者・農業団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者などとの連携を通じた地場農産物の利用を拡大するため、交流機会の拡大やマッチングの促進、安定した納入体制の構築を推進する。

(3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開

国民への食料の安定供給や国産農産物の最大の需要先として重要な役割を果たしている食品産業が、国内外の原料の調達リスクの高まりや人口減少・高齢化等による国内市場の構造変化等の課題に対応することで、引き続きその役割を果たしていくことが必要である。このことが食料自給率向上や農業・農村の6次産業化にも資する。

このため、食品産業全体の将来展望や課題について官民で共有した上で、それぞれの役割分担を踏まえた対応方向を明らかにする「食品産業の将来方向（仮称）」を平成22年度に策定する。また、これを踏まえて、必要に応じて、麦関連産業など個別分野ごとにそれぞれの課題への対応方向等を明確化する。

① フードチェーンにおける連携した取組の推進

フードチェーンの適切な機能の発揮を図るため、食品産業による国内農業との連携強化や農業への参入促進、海外からの原料調達の安定化に加え、食品流通の効率化・高度化に係るフードチェーンの各段階で連携した取組を推進する。また、取引情報の標準化など、フードチェーンの関係者間で伝達が必要な事項の共通化の取組を推進する。

卸売市場については、コールドチェーンシステムの確立など生産・消費ニーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を図る。併せて、卸売市場の機能強化を支えるため、戦略性のある市場運営の確保、市場の再編や卸・仲卸業者の経営体質の強化を推進する。

さらに、高齢化の進展等に対応し、民間事業者による多様な配達サービスが健全に展開されること等により、消費者への食料品の円滑な提供を図る。

② 国内市場の活性化

食品産業の基盤となる国内市場について、地域資源を活用する農商工連携、地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品など消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めることなど、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。

また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。

③ 海外展開による事業基盤の強化

アジア等における日本の食文化の発信の強化と連携した形で食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することにより、その事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図る。

(4) 総合的な食料安全保障の確立

国民に食料を安定的に供給するためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することとしている。

他方、グローバル化の進展、食料品の生産流通過程の複雑化等により、フードチェーンの各段階において食料の安定供給を不安とする様々な要因が生じている。

こうした不安要因に的確に対応するためには、不測時のみならず平素から、食料の供給面、需要面、食料の物理的な入手可能性を考慮するアクセス面等を総合的に考慮し、関係府省との連携も検討しつつ、総合的な食料安全保障を確立していくことが必要である。

① 生産資材の確保等生産面における不安要因への対応

農業生産に不可欠な生産資材の安定供給に向け、使用量抑制対策に加え、海外から輸入する肥料原料の安定確保対策等を講じる。

特に、肥料については、土壌診断に基づく施肥設計の見直し等により適正施肥の徹底を図るとともに、耕畜連携によるたい肥の有効活用等により、総合的な対策を推進する。加えて、ほとんどを海外から輸入する化学肥料の原料について、新たな輸入相手国の探索による原料輸入国の多角化等を通じて、その安定確保に向けた取組を戦略的に推進する。

また、農産物の品種改良に不可欠な遺伝資源を確保するため、効果的な遺伝資源の収集・保存・提供機能を強化し、地球温暖化への対応等食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献する。

輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化については、植物の病害虫や家畜等の伝染性疾病の海外からの侵入や国内のまん延の防止を徹底するため、リスク評価に基づく的確なリスク管理措置を実施する。

② 流通、消費面における不安要因への対応

新型感染症等に起因する大規模な流通の混乱等に備えた食料供給の確保の方策を、民間事業者の能力を活用しつつ推進することにより、食のライフラインの確保を図る。

また、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米・麦の供給が

不足する事態に備えるための措置として米・麦の備蓄が位置付けられていることを十分に踏まえ、消費者への安定的な供給を確保することを旨として、その適切かつ効率的な運営を行う。

③ 国際的な食料の供給不安要因への対応

ア 国際食料需給・価格動向分析

世界の食料需給の不安定化に伴い、中長期の様々な変化に対応したシナリオで予測を行うこと等により、国際需給の分析能力を強化する。

また、各国規制当局と連携した商品先物市場の監視等により、穀物市場の公正な価格形成機能等の発揮に努め、食料品の安定的な価格での提供に貢献する。

イ 国際協力の推進

世界の食料安全保障に貢献するため、アフリカ諸国をはじめとする開発途上国の農業・農村の振興や食の安全に関する技術協力、資金協力やこれらの地域に対する食料援助を実施する。また、東アジア地域における大規模災害等の緊急時に備えるアセアン+3（アセアン諸国+日中韓）緊急米備蓄の実現に向けた取組を行う。

ウ 海外農業投資の支援

世界の食料安全保障への貢献及び我が国の農産物輸入の安定化・多角化を図る観点から、官民連携して海外農業投資を支援する。併せて、国際的な行動原則の策定を推進し、責任ある国際農業投資を促進する。

(5) 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

WTO ドーハ・ラウンド農業交渉については、今後とも「多様な農業の共存」という基本理念の下で主張を展開し、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指して、食料輸入国としての我が国の立場を最大限反映すべく、取組を継続する。また、東アジア等における地域連携の推進に当たっては、我が国を含む関係国の食料の安定供給に資する取組を進めるとともに、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないことを基本に取り組む。

2. 農業の持続的発展に関する施策

農業が、国民が求める食料の安定供給などの役割を持続的に果たしていくためには、農業者が、希望を持って農業を継続できる環境を整えていくことが必要不可欠である。このため、意欲あるすべての農業者が農業生産活動を通じて所得を確保できるよう措置するとともに、農業を通じた新たな付加価値の創出、多様な農業者の育成確保、農業生産の基盤となる優良農地の確保と有効利用などの取組を進める。

(1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

我が国農業の産業としての持続性を速やかに回復させ、食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。このため、販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする「戸別所得補償制度」を導入する。

併せて、作目別に講じられてきた生産関係施策を再整理し、政策目的と政策手法の対応関係を明確化するとともに、多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しする政策への転換を図る。

① 戸別所得補償のモデル対策と米の需給調整

ア 水田におけるモデル対策の実施

平成22年度から、我が国の農地面積の過半を占め、農業の中心的な役割を果たしてきた水田農業を対象として、米を「生産数量目標」に即して生産した販売農家・集落営農に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分を交付する。併せて、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず、自給率の向上を図るために、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産に対して、主食用米並みの所得を確保し得る額を交付する。これらの助成については、農業関係団体を経由した間接的な手法によるのではなく、施策対象者である農業者に対して直接交付する手法で実施する。

イ 米の需給調整の推進

主食用米の需要は、人口の減少や高齢化の進展等により今後も減少していくことが見込まれるため、引き続き需給調整を図ることが必要である。このため、年度ごとに需要実績等に基づき「生産数量目標」を策定・配分し、需要に応じた米の供給を推進する。

その際、「生産数量目標」に即した生産を行った農家等が戸別所得補償制度の対象となることから、できるだけ多くの農業者が需給調整に参加するよう、目標の未達成分を翌年の目標から控除する等のペナルティ的措置は平成22年産からは実施しないこととし、需給調整に伴う強制感を払拭するとともに、農業者の不公平感、閉塞感を一掃する。

② 戸別所得補償制度の本格実施

平成23年度からは、平成22年度に実施するモデル対策の実施状況を踏まえて、戸別所得補償制度を本格実施に向けて検討する。

この場合、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。また、規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算について、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置づけを検討する。

畜産・酪農については、現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況等を踏まえ、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討する。

また、野菜・果樹については、恒常的に販売価格が生産費を下回っている状況にないため、戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されることにはならないが、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、新たな支援策を検討する。

なお、制度の円滑な実施に必要なデータを把握するため、所要の統計を整備する。

③ 生産・経営関係施策の再整理

戸別所得補償制度の導入に併せて、既存の水田・畑作経営所得安定対策、品目ごとに実施されている経営安定対策との関係を整理し、簡素で分かりやすい政策体系に整理するとともに、米の生産調整の達成が、認定農業者制度の要件になっていることについて、政策目的と政策手法の対応関係を明確化する観点から見直しを行う。

また、これまで品目別に実施されてきた各種生産振興施策について、品目ごとに克服すべき課題については解決に向けた対策を講じつつ、品目を問わず必要とされる施策についてはメニュー化・統合化を進めるなど、国民にとってより分かりやすく、使いやすい施策にしていくための改善を図る。

(2) 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

農業が産業としての持続性を確保するためには、農業者や産地が経営戦略に沿ってニーズに対応した供給を行い、生産の維持・拡大や多角化等の経営発展につなげ、農業・農村の6次産業化等による売れる農業・儲かる農業を実現することで、農業者の所得を増大させる必要がある。

このため、食生活の変化や地域の実情、品目ごとの特性を踏まえ、加工や直接販売等による付加価値の向上、農産物の品質向上やブランド化の推進等による販売価格の向上、増加しつつある加工・業務用需要への供給増や輸出等による販売量の拡大、作業規模の拡大、基盤整備の推進や資材価格・使用量の低減等によるコストの縮減を体系的に実施する取組を重点的に推進する。

これを通じ、農業を起点として新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保し、若者や子供も農村に定住できる地域社会を実現することを目指す。

① 生産・加工・販売の一体化

農業者が、加工、販売などに主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を支援することにより、生産・加工・販売の一体化を推進する。また、食の外部化に伴い、生鮮品から加工食品へ需要がシフトする中で、加工食品や外食等も含めた多様なニーズにきめ細かく迅速に対応できるよう、加工・流通（販売）や外食・中食と農業サイドの連携を強化し、実需者との契約による加工用農産物の生産・販売や、産地における一次加工の取組などを推進する。また、食品産業事業者などの農業参入を推進する。

② 産地の戦略的取組の推進

農業者の所得の増大を図る上では、産地単位の取組が効果的であることから、生産・販売戦略を策定し、その下で、基幹施設の整備、商品開発や販路開拓、産地間連携や耕畜連携、地域ブランドの確立といった生産体制と販売企画力の一体的な強化を通じて収益力を高める取組を促進する。その際、普及指導員等と新技術、経営、販売、加工等の多様な外部専門家が連携して指導を行う体制を構築する。

③ 収益性の高い部門の育成・強化

農業所得の増大、農地の有効利用を図る観点から、非食用作物についても育成・強化を図る。特に、産出額世界第3位の花きについても、生販連携を通じて輸入品に対する競争力の強化を目指す。

また、農産物の機能性成分に着目し、新たな食品素材や工業・製薬原料になり得る農産物について、有効性確認及び安全性確保に配慮し開発・発掘を行うとともに、製品化に向けた産地と企業のマッチングなどを進める。

さらに、周年・計画生産が可能な植物工場等の高度な施設園芸について、低コスト化技術、高付加価値化技術の開発・実用化等を推進する。

④ 農林水産物・食品の総合的な輸出促進

世界的な日本食の広がりやアジア諸国等における経済発展に対応し、高品質な我が国の農林水産物・食品の海外販路を維持・拡大することにより、輸出額を、平成32年までに1兆円水準とすることを目指す。このため、輸出環境の整備をはじめとする総合的な輸出戦略を策定する。また、輸出促進を図る品目及び国・地域を重点化し、工程表を策定した上で、日本食・日本食材等の海外における需要拡大、日本の食文化の発信など、輸出を目指す農林漁業者・食品産業事業者の取組を促す各種の施策を実施する。

⑤ 農業生産資材費の縮減

生産資材のコスト縮減に向け、単肥や単肥を混合した配合肥料、エコフィード等の低コスト飼料、大型包装農薬やジェネリック農薬、中古農業機械等の低コスト資材の活用を推進する。また、土壌やたい肥中に含まれる肥料成分を踏まえた施肥等による肥料利用効率の向上、総合的病害虫・雑草管理（IPM）を通じた農薬使用量の抑制等により、資材の効率的利用を促進する。

さらに、これらの取組の推進に向け、都道府県や資材の製造、流通、販売事業者の団体が策定している資材費低減のための行動計画の見直しを促進する。

なお、農作業の安全対策を強化するため、都道府県や農業機械販売店などの関係者の協力の下、農業者の意識の向上を促進するとともに、農業機械の安全性の向上を進める。

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者を幅広く確保し、農業

経営の多角化・複合化など6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体を育成・確保する。このような経営体が地域農業の担い手として、継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営をより多く確保することを目指す。このため、地域の関係機関が一体となって支援を行う体制により、技術や経営能力の向上などの取組を促進する。

① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

ア 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施に併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の取組による経営改善を促す。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村など地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進する。活用にあたっては、年齢や経営規模による制限や兼業農家は認めないといった制度に対する誤解の解消に努めるとともに、各地域での効果的な制度運用を推進する。

イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。このため、地域における新たな組織づくりに必要な合意形成を促進するとともに、地域の実情を勘案し、集落営農の法人化や地域農業・農地の維持等の取組を推進する。

ウ 法人経営の育成・確保

法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動により、地域の所得向上や活性化に寄与していることから、その育成・確保を図るため、法人化を目指す農業者や農業への参入を希望する会社、NPO（非営利団体）等に対する情報提供等の取組を推進する。また、経営の多角化・複合化などの6次産業化を促進するため、人材の育成、施設・機械の整備、資金の調達等を推進する。

② 人材の育成・確保等

ア 新たな人材の育成・確保

意欲ある多様な農業経営が展開されるよう、幅広い人材の育成・確保を推進する。その際、農業者子弟の後継者としての就農、雇用の形での就農、非農家出身者の参入、中高年齢層の帰農など、就農形態や経路が多様化していることに対応し、それぞれの就農形態・経路に即した各種情報提供、農業高校や農業大学校等における人材育成、農業法人や海外等での実践的な研修等を支援する。また、経営開始にあたっての農地の確保や機械・施設等の整備への支援を講じることにより、新たな人材の育成・確保を推進する。

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女

性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農協の女性役員や女性農業委員等の登用増などの目標を設定し、その実現のための普及啓発等を実施する。

また、農村の高齢者が農業生産活動を継続していけるよう、ヘルパー制度を含む地域内外での助け合い活動の促進や労力低減に向けた技術開発などを進めるとともに、その有する豊富な知識や経験を新たな農村資源としてとらえ、高齢者がそれを活用して生涯現役で農業や地域活動に取り組めるよう、世代間交流や地域文化の伝承活動を促進する。

③ 作業を受託する組織の育成・確保

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織や酪農などのヘルパー組織の育成・確保を推進する。

④ 多様な農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化などを推進する。

(4) 優良農地の確保と有効利用の促進

農地制度については、平成21年に農地の確保や有効利用を図る観点から農地法等を改正したところであり、この新たな農地制度を確実に運用していく。

① 計画的な土地利用の推進、転用規制の厳格化

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。

② 意欲ある農業者への農地集積の推進

土地利用型農業において、意欲ある農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。その際、農地保有合理化事業、農用地利用改善事業や基盤整備の活用などによる農地集積に加え、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付けを行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業の取組を推進する。

③ 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地の解消に向けて、再生利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策を必要に応じて活用する。これと併せて、農地制度の見直しによる農業委員会

の役割強化等の遊休農地解消に向けた措置を適切に運用する。これらの取組を主体として、農用地区域を中心に再生・有効利用を目指す。

④ 農地情報の利活用の推進

農地の整備や利用の状況等を集約する農地情報（地図情報）の整備を促進し、今後、戸別所得補償制度をはじめ、耕作放棄地の発生抑制・再生利用対策、農業生産基盤の保全管理や整備などの各般の農業施策等における利活用を推進する。

（５）農業災害による損失の補てん

農業災害の発生時における損失の合理的な補てんにより、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度の更なる合理化及び効率的運営に取り組む。

（６）食料供給力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

農業生産基盤の保全管理と整備については、生産性の向上や作物選択性の拡大を通じて、我が国の食料供給力を支える役割を担っているところであるが、昨今の厳しい財政事情や食料自給率の低迷の下、より効果的・効率的に実施することが求められている。このため、施策体系や事業の仕組み等の抜本的な見直しを進めることにより、国民の理解を得て、農業生産基盤の保全管理と整備の新たな展開を図る。

① 国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理

基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方自治体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、国と地方の適切な役割分担の下で、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断・補修・更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進する。

② 地域の裁量を活かした制度の推進

従来の施設ごとに国が一部を補助する施策体系を改革し、地域の創意工夫を活かした新たな交付金を導入する。その際、地域の裁量で実施内容などを選択できる、地域のニーズに即した柔軟な対応を可能とする仕組みとし、地域特性を反映した整備を促進する。

③ 食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進

食料自給率向上を図る上で必要となる、農作物の作付面積の拡大、単収・耕地利用率の向上には、生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地を確保することが不可欠である。このため、水田の有効活用による麦・大豆の生産拡大を実現する農地の排水対策を重点的に推進するとともに、地下水位制御システムなどの新たな技術の導入を推進する。また、米粉用米・飼料用米の生産拡大等に応じて、地域で必要な農業用水を確保できるよう、ハード・ソフト施策の両面からきめ細かな対策を講じる。

（７）持続可能な農業生産を支える取組の推進

化学肥料・化学合成農薬の使用低減のみならず、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、水田生態系の向上につながる冬期湛水管理や地域に土着する天敵昆虫等の生物機能を活用した農法など、環境保全効果の高い営農活動の導入を促進する。また、当該営農活動についての環境保全効果や農業経営への影響を把握するための調査を実施する。さらに、こうした取組を行う農業者のネットワーク化を進め、活動の拡大を図る。

また、有機農業については、いまだ点的な取組に過ぎないという実態を踏まえ、有機農業技術の確立・普及、産地規模の拡大や産地間の連携による安定供給の確保、有機農業に対する消費者理解の促進等に向けた取組を推進する。

なお、農業生産活動による環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法のあり方については、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、戸別所得補償制度の加算制度の検討と併せて、適切な施策の推進方向について検討する。

3. 農村の振興に関する施策

我が国の農村は、多様な農業の担い手が営農にいそしむことで、地域経済の活力を支えつつ、地域の環境や伝統文化の保全に貢献する一方、都市部に対しては、食料を安定的に供給することはもちろん、青壮年の労働力の提供や経済不況時における雇用の受皿としての役割も担うなど、多面的な機能を備えている。こうした多面的機能は、国民全体が享受するものであることから、農業・農村を支える取組は、都市を含む国民全体の安心をもたらすものと考えられる。このような認識の下、農村の有する機能を今後とも十分に発揮していくためには、国と地方の適切な役割分担の下、農業・農村の6次産業化により農村経済の活性化を進めつつ、これらの地域が抱える不利な農業生産条件を補正し、生活条件の整備を含めた集落機能の維持と生態系や景観を含む農村環境の保全等を支援していくことが必要であり、これらの施策を、現場で効果が実感されるものとなるよう再構築する。

(1) 農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。

これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子供も農山漁村に定住できる地域社会を構築する。

① 「地域資源」を活用した「産業」の創造

農林水産業及び農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化するとともに、技術革新や農商工連携等を通じ、様々な資源活用の可能性を追求する。その際、潜在的な需要を開拓して新たな素材や新商品を開発するとともに、他産業における革新的な活用方法の創出と新たなビジネスモデルの創造を推進する。特に、緑と水の環境技術革命として、素材・エネルギー・医薬品などの分野で先端技術を活用した新産業を創出するため、戦略を策定し、これに基づいて各種施策を展開する。また、地域資源を活用した産業の創出に携わる人材を育成する取組を推進する。こうした取組を通じ、農林水産業や農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることにより、6兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出する。

② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

農村地域に豊富に存在する稲わら、剪定枝等の未利用資源、食品残さ等の廃棄物といったバイオマスを活用して、エネルギーやプラスチック等の様々な製品を生産する地域拠点の整備を進め、そのためのビジネスモデルの構築を行うとともに、これらの取組に必要とされる技術の開発・実証等に取り組む。また、生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で利活用する取組を推進する。

③ 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進

農村には、バイオマスの他にも、未だ十分な活用が図られていない太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーが豊富に存在している。このため、これらの生産拡大と地域における利用の促進を図り、農業者の経営安定・発展につなげるなど、農村地域において新たな利益を生むシステムを育成する。このため、関係府省間の連携を図りつつ、地域における再生可能エネルギー供給施設の整備やスマートグリッドの構築を促進するとともに、電力の固定価格買取制度の適用拡大など、農村における再生可能エネルギーの生産・利用の拡大に向けた技術的・制度的な環境整備を推進する。

(2) 都市と農村の交流等

① 新たな交流需要の創造

訪日外国人や、観光・行楽部門の消費が多い高齢者など、農村への旅行者として十分に開拓されていないターゲットに対し、戦略的かつ積極的にアプローチし、新たな交流需要を創出することが必要である。このため、ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携や、多様な主体の連携による都市と農村の共生・対流の推進に加え、体験コンテンツの開発など観光関係者と農村地域が連携して行う取組を促進する。

② 人材の確保・育成、都市と農村の協働

農村が人材不足などの構造的な問題を抱える一方で、都市においては農村に関心をもつ者が多く存在することに着目し、都市と農村地域をつなぎ、都市部の人材等を活用する取組を推進する。

また、都市の NPO、企業、大学等多様な主体との協働により、それらの者がもつ

新たな視点、手法で農村の地域資源の発掘・活用を推進する。

③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身機能の回復・向上や健康の維持・増進等、農林水産業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に注目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策を推進する。その際、これらの機能の効果を調査・検証し、具体的な施策の実施につなげる。

また、子どもを農山漁村に滞在させ、農業体験等を行わせる取組については、農山漁村への経済効果のほか、子どもの生きる力を育むなど、教育的な効果を得られていることを踏まえ、関係府省間で連携し、受入体制の整備等を促進する。

(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供、食料・農業への理解の醸成といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市農業を守り、振興していくための取組を推進する。このため、市民農園、農産物直売所等の整備を推進するとともに、都市住民のニーズを踏まえた市民農園、体験農園等における農業体験や交流活動など都市農業振興のための取組を推進する。

(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

農村では、人口減少や高齢化の進行などにより、行政サービスや民間の生活サービス機能が低下し、農村コミュニティが失われつつあるが、これを放置すれば、共同作業等を前提として成り立っている農業生産が維持できなくなるだけでなく、これが有する多面的機能の発揮にも重大な支障が生じる。そこで、都市住民も利益を享受するこれらの多面的機能を適切に保全するため、以下の取組を推進する。

① 農村コミュニティの維持・再生

農村コミュニティを維持・再生するため、生活支援・環境保全・資源活用の活動を複合的に実施する取組がみられるが、このような地域住民主体の取組に着目し、広げていくことが、多面的機能を維持する上で必要とされている。このため、今後の農村コミュニティの維持・再生について、国と地方の役割分担も踏まえた上で、政府一体となってこれらへの対応方策を検討する。

② 中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の発生防止・解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施する。その際、高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携など安定的な受皿を作ることにより、耕作等の維持を図っていく。なお、本制度については、戸別所得補償制度の検討と併せて、今後の施策のあり方を検討す

る。

また、担い手の育成や生産性の向上等を引き続き推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進する。

③ 農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上対策については、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進してきたところであるが、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図るため、中間評価を平成22年度に実施し、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。

その上で、中山間地域等直接支払制度も含め、直接支払制度の今後の施策のあり方について検討する。

④ 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害については、中山間地域を中心に深刻化・広域化する中で、効果的な対策が求められていることを踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく市町村による被害防止計画の作成により地域一体で取り組む体制づくりを進め、被害防止のための地域ぐるみの取組を推進する。

また、捕獲した鳥獣の食肉としての有効活用を促進するとともに、地域における対策の指導者や捕獲の担い手の育成・確保を図る。

⑤ 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現

豪雨、地震、地すべりなど自然災害が増大する状況等を踏まえ、快適で安全・安心な農村生活を実現するため、地域の創意工夫を活かしながら、集落基盤の計画的な整備や、ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくりを、関係府省が連携して推進する。また、水田生態系や里地里山の保全を重視した農村環境の保全の取組を推進する。

(5) 農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の再生・活性化に向けた地域の主体的な取組を促進し、その効果的な展開を期するため、「農山漁村活性化ビジョン」を新たに策定する。「農山漁村活性化ビジョン」では、農山漁村の将来像・目標を明確化し、地方と国との役割分担による活性化施策の推進方向を提示する。また、この将来像を目指して、関係府省が連携して関連施策に取り組む仕組みを構築する。

4. 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

(1) 技術・環境政策等の総合的な推進

中長期的な視点から、農山漁村において、技術革新を起点として、農林水産業及び関連産業の高度化や新産業の創出等を推進することにより、新たな価値を生み出すとともに、低炭素型の産業構造への転換を促し、持続的な社会づくりをリードする。こ

うした農林水産分野の変革を実現するための包括的な戦略を平成22年中に策定し、これに基づき技術・環境政策を総合的に推進する。併せて、知的財産の保護や活用に向けた取組を進める。

① 革新的な技術開発の推進

様々な農政課題に技術面での確に対応するため、農林水産研究基本計画に基づき、新品種や革新的な生産技術の開発、新需要を創出する付加価値の高い農産物、食品、農林水産生物の機能を利用した新素材、医薬品等の開発、温室効果ガス発生抑制技術等の地球温暖化への対応技術の開発等について、計画的、効率的に推進し、普及実用化につなげる。

② 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

研究成果を確実に普及・実用化につなげていくため、民間等の幅広い分野の人材、情報等を活用し、研究マネジメント機能を強化するとともに、研究段階に応じて人材、知財・成果、研究資金を機動的かつ一体的に運用する体制を整備する。

また、研究開発から産業化までを一貫して支援する視点を導入し、市場のニーズ等を探りつつ実用化、産業化を進める流れを強化するとともに、産学官連携の枠組みを構築する。産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制を強化する。

③ 地球環境問題への貢献

ア 地球温暖化対策への貢献

政府の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するため、農業及び食品産業において、省エネ施設・機械の導入や施肥の適正化、農地の炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動を普及推進する。併せて、更なる排出削減のため、排出削減量（クレジット）の取引制度、排出削減効果や農地土壌の炭素貯留効果の見える化、農村地域におけるバイオマス等再生可能エネルギーの利用を推進する。

また、地球温暖化への適応策について、研究開発等を推進するとともに、高温障害等を回避するための栽培法や施設の導入、高温耐性品種への転換等を進める。

さらに、世界的な温室効果ガスの排出の削減や気候変動による影響への適応を進めるため、国際的な研究・技術協力を積極的に実施し、地球規模の環境問題に貢献する。

イ 循環型社会形成への貢献

循環型社会の形成に向け、農村が有する豊富なバイオマスについて、利活用の促進、効率的な収集システムの構築、効率的かつ有用に変換する技術の開発・実証、地域における活用推進計画の策定、利用の円滑化に向けた地域での施設整備等を総合的に推進する。

ウ 生物多様性保全への貢献

農業の持続的な営みを通じて形成され、多くの生物に生息環境を提供する田園地

域・里地里山を保全していくため、地域において策定される計画の下で、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。併せて、冬期湛水管理など生物多様性保全に効果の高い農業生産活動等を推進する。このほか、農業の営みが生物多様性に与える効果を定量的に把握・評価する指標の開発、生態系の機能を活用した新たな技術の開発、生態系に配慮した水田や水路等の整備技術の開発・普及、取組事例の情報提供等を進めるとともに、生物多様性に対する国民理解の増進を図る。

④ 知的財産の保護・活用

農林水産分野における知的財産の保護・活用を進めるため、新技術、新品種の知的財産としての権利取得と活用を推進する。これに加えて、地域の農林水産物を核とした食文化を活かした活性化の取組や地域ブランド化を目指す取組を支援するとともに、食文化の普及等に係る顕彰を実施する。

また、東アジア地域における植物品種保護制度の高位平準化に向けて支援・協力するとともに、海外の商標出願状況等を監視する体制を整備する。

さらに、篤農家の暗黙知であるノウハウを、農業者等が活用可能な形に置き換える世界最先端のAI（アグリインフォマティクス）システムを開発し、提供する体制を整備する。その際、知的財産としての管理手法等の検討を行う。

加えて、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示である地理的表示を支える仕組みについて検討する。

(2) 「農」を支える多様な連携軸の構築

農業が有する食料の安定供給機能や多面的機能は、直接的・間接的に国民が利益を享受している一方、こうした機能は、様々な主体が農産物の購入や農村との交流といった形で農業・農村を支えることにより、はじめて発揮される関係にある。

このため、消費者、生産者、事業者等が主体的に農業・農村を支える「絆」の形成と強化を図るため、農業を取り巻く多様な分野の関係者が、我が国農業・農村の価値や意義を共有した上で、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進し、農業・農村の6次産業化、更なる販路の開拓、地域活性化の実現に資する。

① 連携軸に関する理解の促進と既存施策の重点化

「農」を支える連携軸の基礎となる、農業・農村の価値や役割、我が国の食文化、健全な食生活といった食と農の結び付きに関する様々な情報を消費者等に対して分かりやすく発信する取組を強化する。

また、米粉用米・飼料用米の生産拡大に対応した利用促進、国産農産物の消費拡大、農商工連携、都市と農村の交流など、複数の者の連携に着目した施策については、情報発信の強化、コーディネーターによるマッチングの充実、関係者間のネットワークの強化等を図り、連携軸として発展させる。

② 関係者のマッチング等の充実と人材の確保

連携軸を構築しようとする消費者、農業者、事業者、NPO、大学、研究機関が適切な相手先を円滑に確保できるよう、知識・技術等に関するコーディネートや交流会の開催、ITの活用等を通じて、関係者間のマッチング機会の拡充を進める。また、このようなコーディネーターや仲介機関の育成を推進する。

その際、地方支分部局を含め、国の職員も連携のベースとなる人材ネットワークづくりや各種相談機会の拡充を通じ、連携軸の構築・強化に努める。

③ 連携軸に関する国民理解の促進と具体的行動の喚起

消費者が生産者と農産物取引の事前契約を行う農業である「地域支援型農業」(CSA : Community Supported Agriculture) や、行政、市民、企業、NPO等が連携して地域の課題を事業により解決する取組である「コミュニティビジネス」を含め、連携軸につながる新たな取組について、先導的な取組や成功例を収集・分析するとともに、これを広く発信し国民各層への理解と具体的行動を喚起する。

5. 団体の再編整備に関する施策

食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定的な供給や国内の農業生産の増大などの食料・農業・農村基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくため、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、効率的な再編整備につき必要な施策を講じる。

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 官民一体となった施策の総合的な推進

① 国、地方をはじめとする関係者の適切な役割分担

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や経済社会のあり方と深く結び付いていることから、その推進に当たっては、国はもとより地方公共団体、農業者、消費者、事業者及びそれぞれの関係団体等の適切な役割分担のもと、十分なコミュニケーションを行いながら、施策を総合的かつ計画的に推進する。

その際、新たな施策の導入や推進に当たっては、IT等も活用しつつ、現場担当者への説明や推進状況の報告などの円滑な情報交換を充実させる。

② 効果的・効率的な施策の推進体制の整備

新たな農政の推進に併せて、行政ニーズの変化等に迅速に対応した施策の推進体制の見直しを行う。また、新たな施策を農業・農村の現場の最前線まで浸透させ、施策対象者の理解と具体的な行動を促すため、農業団体のみならず、農業・農村の現場で施策情報の提供等に主体的に取り組む事業者、消費者団体、研究機関、NPO等を新たな政策推進パートナーとして位置付け、これらの者と連携しながら利便性の高い多様なサービスを提供する。

(2) 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

① 国民の声の把握

政策の企画・立案段階から、ホームページ等を通じた情報提供や意見募集を行うとともに、全国各地での国民との意見交換を積極的に行うことにより、政策決定プロセスへの国民の参画機会を増やし、現場の声を施策に反映させていく。

また、こうした国民との対話をはじめとしたあらゆる機会を通じて、国民が望む情報を適時適切に提供し、透明性が高く分かりやすい広報活動の実現を図る。

② 科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民に分かりやすい指標を開発するなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにする。

また、こうした施策の決定や推進に必要な統計調査については、新たな施策ニーズを踏まえた確に実施する。

③ 施策の進捗管理と政策評価の適切な活用

施策の実施に当たっては、その手順、時期、手法及び目的を明らかにしつつ、進捗状況の管理を行う。

また、成果志向の目標設定を推進することなどにより、政策評価を積極的に活用し、政策・施策の効果、問題点等を検証するとともに、政策評価に関する情報の公開を進

める。

これらにより、必要に応じて政策・施策内容を見直すなど、国民のニーズに沿うように戦略的に対応する。

(3) 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、施策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行うとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。また、施策の実施に伴う国民負担について、必要な情報を分かりやすく提示することなどにより、積極的に国民の理解と納得を得ていく。

表1 生産数量目標と克服すべき課題

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万ト)	平成 32 年度 生産 (万ト)	克服すべき課題
米	-	882	975	
米 米粉用 米・飼 料用米 を除く	62	881	855	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者、外食・中食事業者、卸・小売業者等の多様なニーズに対応した米の供給 ○ 消費者の健康志向等に対応したごはん食の普及、ごはん食関連商品の開発促進など米の消費拡大
米粉用 米	3.3	0.1	50	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに対応した原料の安定供給体制の構築、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上とこれに伴う肥料費等の生産コスト増大の抑制 ○ 乾燥調製・貯蔵施設、加工施設の整備等の供給体制の確立 ○ 多様な用途に対応した製法技術の革新、米粉の特徴を生かした商品開発、生産者と加工事業者のマッチング等による消費の拡大
飼料用 米	-	0.9	70	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに対応した安定供給体制の構築、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上とこれに伴う肥料費等の生産コスト増大の抑制 ○ 飼料用米の産地と畜産農家、配合飼料メーカー等とのマッチングや効率的な流通体制の確立 ○ 乾燥調製・貯蔵施設の整備等の供給体制の確立
小麦	28	88	180	<ul style="list-style-type: none"> ○ パン・中華めん用小麦の生産拡大（収量性に優れた良質なパン・中華めん用品種の育成・普及及び単収向上技術の普及） ○ 良質な水稻晩生品種の育成による広範な水田二毛作の普及と、作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化 ○ 加工技術の確立等による国産日本めん用小麦のパン、菓子用への利用拡大
大麦・ はだか麦	0.2	22	35	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実需者ニーズに対応した安定供給体制の確立（焼酎用途の供給拡大、排水対策の徹底などによる作柄の安定化、収量性に優れた良質な新品種の育成・普及等） ○ 良質な水稻晩生品種の育成による広範な水田二毛作の普及と、作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化
そば	0.7	2.7	5.9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化、麦等の後作としての作付拡大 ○ 機械化適性を有する多収品種の育成・普及
甘しょ	4.5	101	103	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生食、焼酎、でん粉原料等の用途に応じた原料かんしょの安定供給体制の構築 ○ 機械化一貫体系の普及等効率的な生産体制の確立 ○ 新品種等を活用した加工食品用途や国産かんしょでん粉の需要開拓
馬鈴しょ	15	274	290	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生食、加工食品用、でん粉原料等の用途に応じた原料ばれいしょの安定供給体制の構築 ○ 省力的な機械化栽培体系（ソイルコンディショニング栽培体系等）の普及 ○ 加工食品用途（フライドポテト等）への供給拡大、国産ばれいしょでん粉の需要開拓

大豆	6.7	26	60	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業効率や排水性の向上のための水田の団地的な利用と汎用化や機械化適性を有する多収品種の育成・普及 ○ 単収向上・安定化に資する栽培技術の普及、契約栽培による安定的な取引関係の構築による、安定供給体制の確立 ○ 国産大豆の特徴を引き出した製品開発等による需要開拓
なたね	-	0.1	1.0	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良質で高単収なたね品種の育成 ○ 国産なたねを取り扱う搾油事業者と農業者の連携
野菜	98	1,265	1,308	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外食、中食や加工向けの国産野菜の安定供給体制の確立 ○ 産地の生産技術、販売、人材育成等の能力の強化による産地の収益力の向上 ○ 外食、中食における野菜摂取量の拡大等、野菜の消費拡大
果実	41	341	340	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産地の販売戦略に即した優良品目・品種への転換の加速化と安定供給体制の確立 ○ 計画生産・出荷措置と需給調整措置の的確な実施 ○ 加工・輸出用の果実など新たな需要の創出を含め、消費者の多様なニーズに対応した消費拡大
畜産物				
生乳	89	795	800	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国産飼料（飼料作物、エコフィード等）の利用拡大 ○ チーズ向け生乳の供給拡大による輸入チーズから国産チーズへ置き換えと付加価値の高い国産ナチュラルチーズの生産体制の整備 ○ 乳牛の生涯生産性や繁殖能力の向上、支援組織の育成・活用の推進等を基本に、飼料基盤を活用した資源循環型の経営や、加工・販売に取り組む経営など多様な経営体の育成 ○ 消費者の多様なニーズに対応した牛乳乳製品の普及及び商品開発による消費拡大
牛肉	5.8	52	52	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産肉能力・繁殖能力の向上、支援組織の育成・活用の推進 ○ 消費者の多様なニーズに対応した特色ある牛肉生産による消費拡大
豚肉	12	126	126	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産肉・繁殖能力の向上、飼養管理技術の高度化 ○ 国産豚肉の加工・業務用仕向け量の拡大
鶏肉	11	138	138	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産肉能力の向上、飼養管理技術の高度化 ○ 国産鶏肉の加工・業務用仕向け量の拡大
鶏卵	17	255	245	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産卵能力の向上、飼養管理技術の高度化 ○ 需要に見合った生産への取組の推進による鶏卵価格と養鶏経営の安定
砂糖	19	94	84	
てん菜 (精糖換算)	-	425 (74)	380 (64)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肥料、農薬等に過度に依存しない効率的かつ持続的な生産体制の確立（直播栽培の普及、緑肥等の導入による輪作体系の見直し及び家畜排せつ物等の未利用資源の活用） ○ 肥料、農薬等の生産資材コストの低減 ○ てん菜の効率的な集荷体制の確立
さとうきび (〃)	-	160 (19)	161 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的かつ安定的な生産体制の確立（2年1作の夏植栽培から毎年収穫できる春植・株出栽培への移行、土壌害虫の防除技術の確立・普及及びかん水設備の整備） ○ 作業受託組織や共同利用組織の育成

				○ 作業効率向上のための機械化一貫体系の確立・普及
茶	0.8	9.6	9.5	○ 需要拡大のための高付加価値品種・茶種転換の加速化、有機茶・無農薬茶の生産拡大 ○ リーフ茶の消費拡大、簡便な飲料需要への対応のための茶機能性の活用と新商品開発
飼料作物	-	435 万 TDN ト	527 万 TDN ト	○ 二毛作等の推進及びこれを可能とする品種・作付体系技術の開発・普及 ○ 飼料生産組織の育成、粗飼料の広域流通体制の構築 ○ 優良品種の開発・普及や飼料生産基盤の確保による生産性の向上

注1：戸別所得補償制度の創設や農業・農村の6次産業化等の横断的事項については、個別に記述していない。

2：消費については1人当たり年間消費量（kg）である。

(参考)

	平成 32 年度 消費 (kg/年)	平成 20 年度 生産 (万ト)	平成 32 年度 生産 (万ト)	克服すべき課題
魚介類	34	503	568	○ 水産資源の回復・管理の推進により、水産資源を増大
海藻類	1.3	11	13	○ 事業の協業化等により、経営基盤を強化
きのこ	3.3	45	49	○ 業務加工向けを含む需要動向に対応した安定供給体制の整備 ○ 生産コスト低減、品質管理の高度化等の施設整備 ○ 機能性等の情報提供や消費者の安全・信頼の確保等による消費拡大

表2 延べ作付面積、農地面積、耕地利用率

	平成20年	平成32年
延べ作付面積 (万ha)	426	495
農地面積 (万ha)	463 (平成21年 461)	461
耕地利用率 (%)	92	108

表3 食料自給率の目標

(単位：%)

	平成20年度	平成32年度
供給熱量ベースの総合食料自給率	41	50
生産額ベースの総合食料自給率	65	70
飼料自給率	26	38

注1：生産額ベースの総合食料自給率は、平成32年度における各品目の単価が現状（平成20年度）と同水準として試算したものである。

2：飼料自給率は、飼料用穀物、牧草等を可消化養分総量（TDN）に換算して算出したものである。

平成22年3月

食料・農業・農村基本計画のポイント

まえがき

農業・農村では、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、農山漁村の活力の低下等が進行。また、安価な輸入農産物の浸透や需要を上回る生産等により農産物価格が低迷。こうした状況は、個々の農業者の努力だけでは克服しがたいものであり、これを放置した場合、自給率向上や多面的機能の発揮が脅かされ、国民全体が不利益を被るおそれ。このため、国民全体で農業・農村を支える必要。

以上の認識に立ち、農政を大転換し、「食」と「地域」の早急な再生を図る政策体系を再構築する必要。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

過去の施策や課題を検証し、今後取り組むべき施策の基本的方針を整理。

食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

1 多様な用途・需要に対応した生産拡大の取組を後押しする政策への転換

【現状】

- ・ 農業所得が減少し、再生産の確保が困難な状況。このため、限られた用途・需要の下で生産を抑制する従来の政策を見直す必要。

【対応方向】

- ・ 多様な用途・需要に対応しつつ生産を拡大する取組を後押しし、農業所得を総合的かつ体系的に増大させる政策へ転換。

2 意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換

【現状】

- ・ 農業者の減少や高齢化の進行等により、後継者の確保が極めて不十分な状況。このため、一部の農業者に支援を集中する従来の施策を見直す必要。

【対応方向】

- ・ 施策対象の裾野を広げつつ、施策対象に直接作用するものにするなどにより、意欲ある多様な農業者の営農の継続と経営発展を支援する政策へ転換。

3 優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立

【現状】

- ・ 農地面積の減少に加え、耕作放棄地の増加等農地の有効利用が進んでいない状況。これは、農地の転用規制等の施策が効果的に講じられなかったことが影響。

【対応方向】

- ・ 農地転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進等により優良農地を確保しつつ、多様な農業者の確保、耕地利用率の向上を図る施策等により、農地を有効利用する政策を確立。

4 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化

【現状】

- ・ 農山漁村の過疎化、高齢化、就業機会の減少等が進み、また、集落の維持が困難になっている地域も広範に出現し、地域の活力が一層低下している状況。これは、関係府省の連携の下に総合的に講じられるべき取組が徹底されなかったことが影響。

【対応方向】

- ・ 農山漁村対策として、新産業の育成、都市農村交流、集落機能の強化等を政府一体となって総合的に講じる政策へ転換。

5 安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立

【現状】

- ・ 自給率向上に向けた消費面での行動が十分に喚起されていない。また、これまで重点が置かれてきたリスク分析に基づく取組に加え、生産から消費までの各段階における具体的取組の拡充が求められている状況。

【対応方向】

- ・ 自給率向上に直接的な効果のある施策の優先度を高めつつ、食品産業の健全な発展、「後始末より未然防止」の考え方を基本とした食品の供給行程管理の徹底等を通じて、食料の安定供給と食品の安全の確保を確立。

新たな潮流に対応した可能性の追求

- ・ 世界経済における新興国の台頭
- ・ 気候変動をはじめとする地球環境問題の進行
- ・ 国境を越えた移動の拡大と様々な不安要因の発生
- ・ 我が国経済の回復に向けた模索
- ・ 人々の価値観・ライフスタイルの多様化

政策改革の視点

- ・ 効率的・効果的で分かりやすい施策の展開
- ・ 施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開
- ・ 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

第2 食料自給率の目標

世界の食料需給はひっ迫基調にあり、今後の農政にとって、最大限食料自給率の向上を目指すことは必要不可欠。

平成32年度の食料自給率目標は、国際情勢、農業の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、供給熱量ベースで50%（生産額ベースで70%）と設定。

上記目標を達成するため、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項及び克服すべき課題を明確化し、国民の理解を促進。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料・農業・農村をめぐる情勢変化への的確な対応や、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開。

食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全と消費者の信頼の確保

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や加工食品の安全性を向上。GAPは高度な取組内容を含む共通基盤づくりの推進、HACCPは中小規模層でも低コストで導入できる手法の構築・普及、トレーサビリティは米穀等以外の飲食料品に対する義務付け等の検討を進める。また、輸入食品の検査・監視体制を強化。さらに、加工食品等における原材料の原産地表示の義務付けを拡大する。

2 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

潜在的需要の掘り起こしを通じて、国産農産物の生産と国民の食生活の結び付きを強化。こうした考え方を踏まえ、食育推進基本計画の見直しを検討。直売所の運営・販売力の強化や学校給食、外食・中食事業者など実需者との連携強化による地場農産物の利用拡大を推進。

3 食品産業の持続的な発展と新たな展開

フードチェーンにおける事業者間の連携した取組の推進や国内市場の活性化、海外展開による事業基盤の強化等に取り組み。食品産業全体の将来展望や課題への対応方向等を明確化する方針を策定。

4 総合的な食料安全保障の確立

国内農業生産の増大を基本として国民に対する食料の安定供給を確保。また、食料の安定供給を不安とする要因に対応するため、生産資材の確保対策を講じるとともに、輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化を実施。これに加え、流通・消費面を考慮した取組や、国際協力の推進、海外農業投資の支援等を内容とする総合的な食料安全保障を確立。

5 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

WTOドーハ・ラウンド農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念の下で、我が国の立場を最大限反映すべく、政府一体となって取り組む。

EPA / FTAについては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む。

農業の持続的な発展に関する施策

1 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、兼業農家や小規模農家を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することが必要。このため、「戸別所得補償制度」を導入。

今後、規模、品質、環境保全等に対応した加算について、他の施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討。また、米以外の品目についても、制度のあり方や導入時期を含めて検討。

2 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

生産・加工・販売の一体化、産地の戦略的取組の推進、輸出促進、生産資材費の縮減等を体系的に実施することにより、6次産業化を推進し、農業者の所得を増大させ、若者や子供も農村に定住できる地域社会を実現。

3 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、地域農業の担い手の中心となる家族農業

経営について、規模拡大や経営の多角化等の経営発展に向けた取組等を支援。その際、地域に普及・定着している認定農業者制度を活用。また、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農や、地域の雇用創出に寄与している法人経営を育成・確保。さらに、新たな人材の育成・確保や女性・高齢者の活動の促進、多様な農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を推進。

4 優良農地の確保と有効利用の促進

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び運用の適正化等を通じ、優良農地を確保するとともに、意欲ある農業者への農地集積、耕作放棄地の再生・有効利用、農地情報の利活用を推進。

5 農業災害による損失の補てん

農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度を合理的、効率的に運営。

6 食料供給力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

農業生産基盤整備については、我が国の食料供給力を支える役割を担っているが、より効率的・効果的に実施することが求められているため、施策体系や事業の仕組み等を抜本的に見直し。基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進など、農業生産基盤の保全管理と整備の新たな展開を推進。

7 持続可能な農業生産を支える取組の推進

農業の有する自然循環機能を維持増進し、環境保全機能の向上に繋がる多様な営農方式の導入を促進。有機農業については、農業者が取り組みやすい技術体系の確立・普及など生産から消費まで一貫した施策を推進。

農村の振興に関する施策

1 農業・農村の6次産業化

農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進。

2 都市と農村の交流等

農村への新たな交流需要の創出、都市部を含む人材の確保・育成、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用等を推進。

3 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業を守り、振興する取組を推進し、その機能や効果を十分に発揮。

4 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

過疎化、高齢化により維持が困難な集落の発生等、農村が有する機能の適切な保全に懸念が生じている。このため、農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の継続実施、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現等を推進。

5 農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の将来像を明確化し、地方と国との役割分担による活性化施策の推進方向を示す農山漁村活性化ビジョンを策定。

食料・農業・農村に横断的に関係する施策

1 技術・環境政策等の総合的な推進

農林水産業及び関連産業の高度化や新産業の創出等、包括的な戦略に基づき、技術・環境政策を総合的に推進。研究開発から普及・産業化までの一貫支援、地球温暖化対策や生物多様性保全を含む地球環境問題への貢献、知的財産の保護・活用の取組を推進。

2 「農」を支える多様な連携軸の構築

農業を取り巻く多様な分野の様々な関係者が、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進するため、情報発信を通じた国民理解の促進や関係者のマッチングの充実、人材の確保、具体的行動の喚起等を推進。

団体の再編整備に関する施策

関連諸制度のあり方の見直しと併せて、団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、その効率的な再編整備を推進。

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

関係者の適切な役割分担の下、官民一体となって施策を総合的に推進。国民の声の把握、科学的・客観的な分析、政策評価の適切な活用等により、国民視点に立った政策決定プロセスを実現。施策の選択と集中的実施等を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用。

新しい食料・農業・農村基本計画のポイント

現行の基本計画

新しい基本計画

[総論]

- ▶ 計画策定後の食料・農業・農村をめぐる大きな情勢変化を踏まえ、10年程度を見通した農政全般にわたる改革を早急に実施する旨記載。

- 農業をめぐる情勢の変化 -

食の安全や健全な食生活に対する高い関心

多様化・高度化するニーズ

農業の構造改革の立ち遅れ

多面的機能や農村に対する期待

グローバル化の進展

- ▶ 国民全体で農業・農村を支える必要性の明記。

- ▶ 過去の農政の検証を行い新たな政策の対応方向を記述。

- 限られた用途・需要の下で生産を抑制する従来の施策から、多様な用途・需要に対応した生産拡大を後押しし、**農業所得を増大させる政策への転換**
- 一部の農業者に支援を集中させる従来の施策から、施策対象の裾野を広げることなどにより、**意欲ある多様な農業者の営農の継続と経営発展を支援する政策への転換**
- 農地の転用規制等の施策が効果的に講じられなかったことなどを踏まえ、**優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立**
- 関係府省の連携の下に施策が講じられず、地域の活力が低下している状況を踏まえ、**活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化**
- 自給率向上に向けた取組や、生産から消費までの各段階における具体的取組の拡充が求められている状況を踏まえ、**食品供給行程における取組の拡大を通じた安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立**

新しい食料・農業・農村基本計画のポイント

現行の基本計画

[食料自給率]

- 平成27年度45%の目標を定める。

[食の安全と消費者の信頼の確保]

- 科学的原則に基づいたリスク管理に大きな力点。

[経営対策]

- 施策の対象となる農業者を明確化した上で施策を集中的・重点的に実施。

[農業・農村の6次産業化]

- 「6次産業化」のように、農業・農村の所得を確保するための体系化された施策や「ビジョン」といった農村の将来像等を明確に示すものが存在せず。

新しい基本計画

- 平成32年度の目標として50%まで引き上げることがを明記。

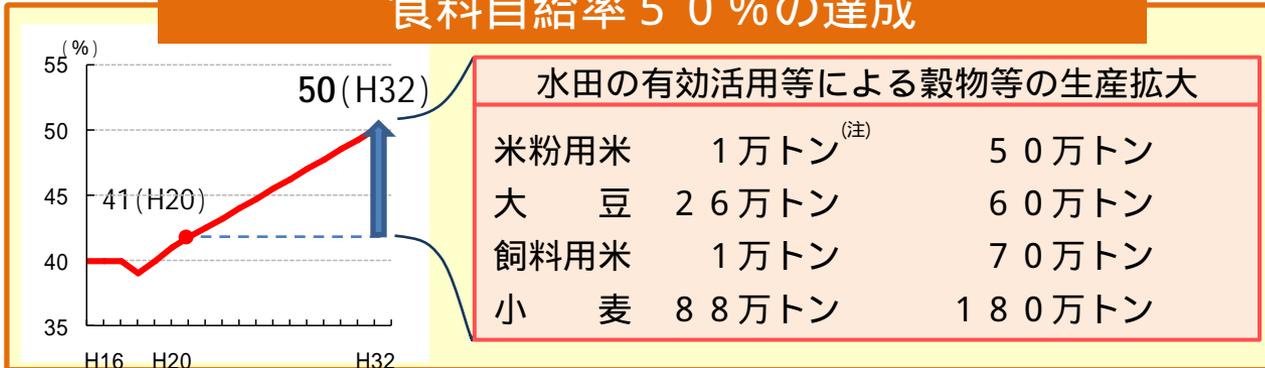
- 「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、食品供給行程の取組(トレーサビリティ、GAP、HACCP)に力点。

- 戸別所得補償制度の創設により、すべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備

- バイオマスなどの資源と産業を結びつけ、地域ビジネスの展開等を図る農業・農村の6次産業化を推進
- 集落機能の維持と地域資源・環境の保全を推進し、農山漁村の将来像を明確化するため、関係府省が一体となって農山漁村活性化ビジョンを策定

食料自給率50%の達成のための作付の拡大と農地資源の確保

食料自給率50%の達成



水田の有効活用等による穀物等の生産拡大

米粉用米	1万トン ^(注)	50万トン
大豆	26万トン	60万トン
飼料用米	1万トン	70万トン
小麦	88万トン	180万トン

作付の拡大と農地資源の確保

・米の需給調整の推進
・稲作農家の経営安定

・単収の向上
・二毛作・水田裏作の
飛躍的拡大

・単収の向上
・不作付地での作付拡大

・不作付の解消
(乾田地帯は大豆等、
湿田地帯は飼料用米・
米粉用米)

・単収の向上

延べ作付面積	426万ha(H20)	495万ha(H32)
耕地利用率	92%(H20)	108%(H32)
農地面積	461万ha(H21)	461万ha(H32)

裏作麦約11万ha

作付面積・水田(H20) (表作)

主食用米
160万ha

麦	大豆	飼料作物	野菜	その他作物 (加工用米を含む)	調整水田等
6万ha	13万ha	8万ha	12万ha	20万ha	20万ha

作付面積・畑(H20)

麦	大豆	飼料作物	野菜	果樹	その他
10万ha	2万ha	79万ha	33万ha	25万ha	47万ha

農地面積(H21)

水田251万ha

畑210万ha

(注) 聞きとりによる需要ベースの推計であり、作付時から米粉用として生産したものは566トン

新たな基本計画の主な変更点（各論部分）

1 食料自給率目標

平成32年度の食料自給率目標を熱量ベースで50%まで引き上げることがを初めて掲げる。

生産面は、小麦の二毛作の飛躍的拡大、未利用地への米粉用米・飼料用米、大豆等の作付の拡大のほか、技術の開発普及、農地の確保等を推進。

消費面は、1700万人の朝食欠食の改善、脂質の摂取抑制、国産小麦・米粉・大豆等の潜在的需要の掘り起こし等を進め、国産農産物が選択される環境の形成を推進。

（現行計画に基づく施策）

平成27年度目標として、熱量ベース45%を掲げたものの、水田をはじめとした生産資源を十分活用することができなかったこと、食育が推進される中、自給率向上の国民運動等が展開されてきたものの、具体的行動を喚起できなかったこと等により、20年度の熱量ベース自給率は41%にとどまっている。

2 食料の安定供給の確保

（1）食の安全と消費者の信頼の確保

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、食品供給行程管理（トレーサビリティ、GAP、HACCP）に正面から取り組む。

- ・ GAPは、高度な取組内容を持つ共通基盤づくりを推進。
- ・ HACCPは、中小規模層でも低コストで導入できる手法を構築・普及。
- ・ トレーサビリティは米穀等以外の飲食料品に対する義務付け等を検討。
- ・ 輸入食品の検査・監視体制を強化。
- ・ 加工食品等における原材料の原産地表示の義務付け等を拡大。

(現行計画に基づく施策)

BSEの発生等を踏まえ、リスク分析に基づく取組の方により大きな重点が置かれる中で、食品供給行程については共通基盤が未整備であることやコスト負担から円滑な導入が進んでいない。

(2) 食品産業の持続的な発展と新たな展開

国内外の原料調達リスクの高まりや人口減少・高齢化等による国内市場の構造変化等の課題に対応するため、食品産業全体の将来展望や課題について、官民の役割分担を踏まえた対応方向を明らかにする「食品産業の将来方向(仮称)」を平成22年度中に策定。

(現行計画に基づく施策)

卸売市場の再編・合理化、集出荷システムの効率化・高度化の推進、食品産業の環境対策等の個別の取り組みが進められてきたものの、我が国食品産業の将来展望や課題が官民で明確に共有されていなかった。

(3) 総合的な食料安全保障の確立

食料の安定供給を不安とする様々な要因に対応するため、平時から、生産資材の確保対策、輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化に加え、流通・消費面を考慮した取組や、国際協力の推進、海外農業投資の支援等を内容とする総合的な食料安全保障を確立。

(現行計画に基づく施策)

食料安全保障は、これまで不測時対応に重点が置かれ、マニュアル等が整備されてきたものの、平時の取組は、個々の関係施策の必要性に応じて推進され、生産資材、エネルギー等を含めた総合的な考慮や関係府省との連携の視点が欠けていた。

3 農業の持続的発展

(1) 戸別所得補償制度の創設と多様な農業経営の推進

兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業経営を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備するため、販売農家に対し、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする戸別所得補償制度を導入。

これとともに、新規就農者を幅広く確保しつつ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営に対し、農業経営の多角化・複合化など6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組を後押しすること等により、競争力ある経営体を育成・確保。

併せて、作目別に講じられてきた生産関係施策を再整理し、多様な用途・需要に対応した生産拡大を後押しする政策に転換し、意欲ある者が主体性と創意工夫を発揮することを促進。

(現行計画に基づく施策)

担い手の規模拡大や経営の多角化等の取組の支援、認定農業者や集落営農の育成の推進と、これらを対象とする水田・畑作経営所得安定対策の導入を推進。しかしながら、一部の農業者に施策を集中するだけでは、生産現場において意欲ある多様な農業者を幅広く確保することができず、地域農業の担い手を育成するという施策目的の達成が限定的なものとなった。

農業関係団体を経由又は活用した施策を多くの場面で採用してきたことなど、多様な農業者を育成・確保する上での制約があった。

(2) 優良農地の確保と有効利用の促進

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び運用の適正化等を通じ、優良農地の確保を実効あるものとする。

土地利用型農業において、意欲ある農業者への農地集積、耕作放棄地の再生・有効利用と遊休農地解消に向けた措置の運用、農地情報の利活用を推進。

(現行計画に基づく施策)

農地転用許可制度、耕作放棄地の解消に向けた施策、担い手に対する農地の利用集積の促進などの施策が講じられてきたものの、公共目的の転用は許可不要などの制度が背景となり、優良農地の無秩序なかい廃をもたらす要因となった。

遊休農地の発生については、引き受け手がないなどの様々な要因があり、その抑制や解消に向けた実効ある対策を講じることができなかった。

(3) 食料供給力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

施策体系や事業の仕組み等を抜本的に見直し、基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備を推進。

(現行計画に基づく施策)

基幹水利施設の機動的な保全管理の実施や、地域の創意工夫の発揮という点において、必ずしも十分でない面があった。

また、自給率向上に必要な重点的な整備の方向が明確になっていない。

4 農村の振興

(1) 農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農産物、バイオマスや農山漁村の風景等の資源と様々な産業を結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す、農業・農村の6次産業化を推進する。

(現行計画に基づく施策)

これまでは、生産性の向上等の重点が置かれ、「6次産業化」のように、農業・農村の所得を増大させていくための体系化された施策等はないかった。

(2) 都市と農村の交流等

訪日外国人や、観光・行楽部門の消費が多い高齢者などのターゲットに対し、新たな交流需要を創出するため、観光部門等の多様な主体との連携を促進。また、農山漁村における教育、医療・介護の場としての活用など、関係府省が連携した施策を推進。

(現行計画に基づく施策)

交流の相手先は、これまで都市住民がターゲットとされていた。
また、農山漁村の多面的機能に着目して農村活性化につなげる視点が多かった。

(3) 都市及びその周辺地域における農業の振興

都市と農村の交流という観点ではなく、都市農業そのものを重視していく方向を明確化し、新たに柱立て。

(現行計画に基づく施策)

これまでは、「都市と農村の交流」のための施策の一環としての位置付けにとどまる。

(4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の維持継続、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進等を推進。

(現行計画に基づく施策)

新規就農・UJIターン等を通じたコミュニティづくりが位置付けられてきたものの、地域の生活支援・環境保全・資源活用といった地域住民の幅広い取組を促す視点はなかった。

(5) 農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の将来像・目標を明確化し、国と地方との役割分担による活性化施策の推進方向を示す農山漁村活性化ビジョンを提示するとともに、関係府省が連携して関連施策に取り組む仕組みを構築。

(現行計画に基づく施策)

農山漁村は、本来、農林水産省のみならず、関係府省の所管分野を含む施策が総合的に講じられるべきであったにもかかわらず、このような取組が徹底されず、十分な成果を挙げていない。

5 横断的施策 【新規に位置付け】

(1) 技術・環境政策等の総合的な推進

農林水産業及び関連産業の高度化や新産業の創出等、包括的な戦略に基づき、技術・環境政策を総合的に推進。研究開発から普及・産業化までの一貫支援、地球温暖化対策や生物多様性保全を含む地球環境問題への貢献、知的財産の保護・活用の取組を推進。

(現行計画に基づく施策)

技術、環境政策は、これまで農業分野の一環としてとらえられ、総合的な戦略や視点がなかった。

(2) 「農」を支える多様な連携軸の構築

農業を取り巻く多様な分野の様々な関係者が、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進するため、情報発信を通じた国民理解の促進や関係者のマッチングの充実、人材の確保、具体的行動の喚起等を推進。

(現行計画に基づく施策)

これまで、農商工連携等が推進されてきたものの、消費者を含む多様な関係者が農業を支えて相互に発展する取組を促進するという視点がなかった。

団体の再編整備に関する施策

関連諸制度のあり方の見直しと併せて、団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、その効率的な再編整備を推進。また、農業関係団体を經由又は活用した施策は、可能な限り施策対象に直接作用するものに改善。

（現行計画に基づく施策）

農業関係団体を經由又は活用した施策を多くの場面で採用してきたことにより、当該団体との関わりが薄い者に対する政策効果の発現を限定させる場合もあった。

第22回平成22年3月19日開催資料

食料・農業・農村基本計画に関連した
数値目標・指標等

食料・農業・農村基本計画に関連した数値目標・指標等

- ・ 農業構造の展望
- ・ 農業経営の発展のための展望モデル（経営展望）
- ・ 農地の見通しと確保
- ・ 熱量効率を最大化した場合の国内農業による供給可能量
- ・ 所得の増大に向けた主要品目における対応方向
- ・ 生産数量目標の積算根拠
- ・ 食料自給率 50% が達成された場合の財政負担試算

農業構造の展望（案）

経営政策が目指す将来の農業ビジョン

目次

1	はじめに	1
2	農業構造の現状	2
(1)	農家数の動向	2
(2)	経営耕地面積の推移	4
(3)	現状の評価	6
3	農業構造の展望	8
(1)	家族農業経営の活性化	8
	農地利用の維持・拡大	8
	集落営農の多様な展開	12
(2)	法人経営の伸展	14
	法人数の増加と経営耕地面積の拡大	14
	地域における雇用の創出	16
4	農業の持続的な発展を目指して	18

1 はじめに

(1) 農業は、消費者に食料を供給するのみならず、水・緑・環境の維持や地域の再生を図る上でも極めて重要である。

しかしながら、我が国農業は、基幹的農業従事者の6割が65歳以上となるなど高齢化が進行している。また、後継者の不足もあって、販売農家の減少率は、平成17年までは年2%程度であったものが、今後は3%台後半で推移すると見込まれ、17年時点で39万haに達している耕作放棄地の増加が懸念される厳しい状況にある。

(2) これは、農村社会や伝統文化が失われかねないということでもあり、食料の安定供給や多面的機能の維持において重要な役割を担う小規模農家を含め、多様な農業者を確保していく必要がある。

このためにも、戸別所得補償制度を始めとする各種措置を講じることにより、農家の経営の安定を図り、子や孫の世代にも安心して引き継ぐことのできる農業を実現し、農家数の減少を最小限に食い止めることが求められる。

その上で、1戸当たりの経営規模の拡大や担い手への利用集積を促進することで、農地を最大限に有効利用していくことが求められる。

(3) また、農業の6次産業化により、意欲ある農家の創意工夫を促すことで、産業としての農業の発展を図り、雇用や所得の増大など地域の活性化にも貢献するとともに、消費者が将来にわたって安全な食の恩恵を享受し、緑豊かな環境の中で暮らすことができる姿を目指していく。

(4) こうした我が国農業の持続的な発展のためには、まず何よりも、農業経営の基盤である農地と人が共に確保されていることが前提であり、農地が担い手に面的にまとまるなど効率的に組み合わせられることで、望ましい農業構造が確立される。

そこで、農地の利用状況から、将来の農業構造の姿を展望する。

2 農業構造の現状

(1) 農家数の動向

基幹的農業従事者は、6割が65歳以上となるなど高齢化が進行し、減少傾向にある。若年世代では下げ止まりの動きも見られるが、昭和一桁世代のリタイア等から、平成32年には、基幹的農業従事者数は145万人程度になると見込まれる（図1参照）。

農業従事者の減少に加え後継者の不足から、現状のすう勢のまま推移した場合、販売農家数は、32年には111万戸程度になると見込まれる（図2参照）。

このうち、準主業農家には、いわゆる団塊世代が多く、32年には65歳以上となって副業的農家に移行するため、その戸数割合も低下すると見込まれる。

(参考1) 基幹的農業従事者数（39歳以下）の推移

(単位:人)

	7年	12年	増減差	17年	増減差
総数	2,560,032	2,399,579	△ 160,453	2,240,672	△ 158,907
39歳以下	198,120	133,769	△ 64,351	110,463	△ 23,306
15～19歳	1,461	1,339	△ 122	1,306	△ 33
20～24歳	13,057	12,655	△ 402	12,836	181
25～29歳	26,216	22,011	△ 4,205	23,145	1,134
30～34歳	54,984	33,830	△ 21,154	30,686	△ 3,144
35～39歳	102,402	63,934	△ 38,468	42,490	△ 21,444

(参考2) 用語の解説

販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

図1 基幹的農業従事者数の見通し（すう勢）

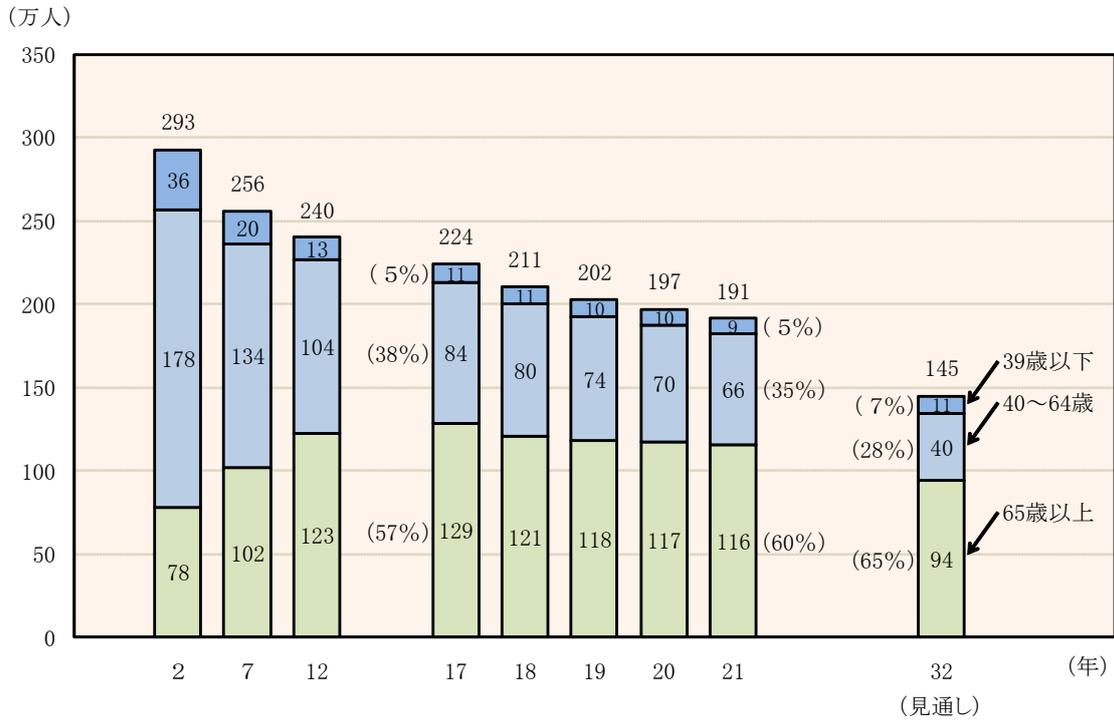
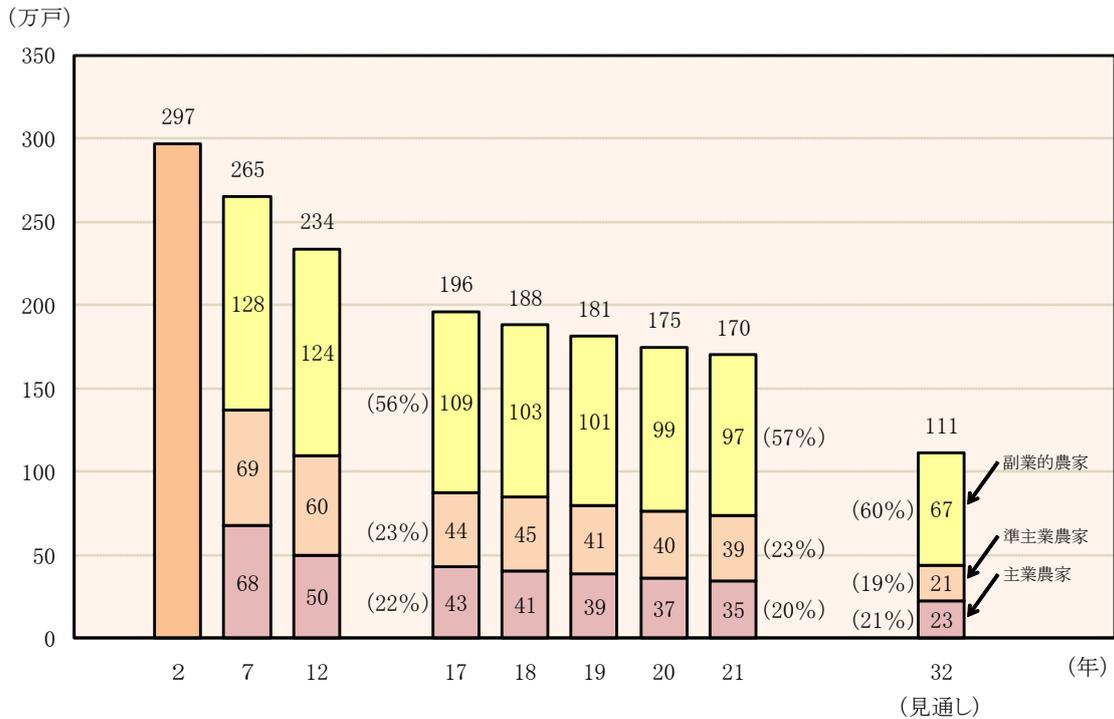


図2 販売農家数の見通し（すう勢）



(2) 経営耕地面積の推移

これまでも経営発展に向けた多様な取組を推進してきており、主業農家を中心に経営規模の拡大が進んでいるものの、それを上回るペースで農家数は減少している。また、担い手への利用集積も十分に進んでいないことから、現状のすう勢のままでは、販売農家の経営耕地面積は、21年の325万ha（農地面積の約7割）から、32年には250万ha（農地面積の約6割）程度にまで減少すると見込まれる（図3及び4参照）。

これは、これまで販売農家が経営してきた農地において、耕作者が確保されない状況が生じ得るということであり、耕作放棄地の発生が懸念される。

図3 販売農家1戸当たりの経営耕地面積の推移

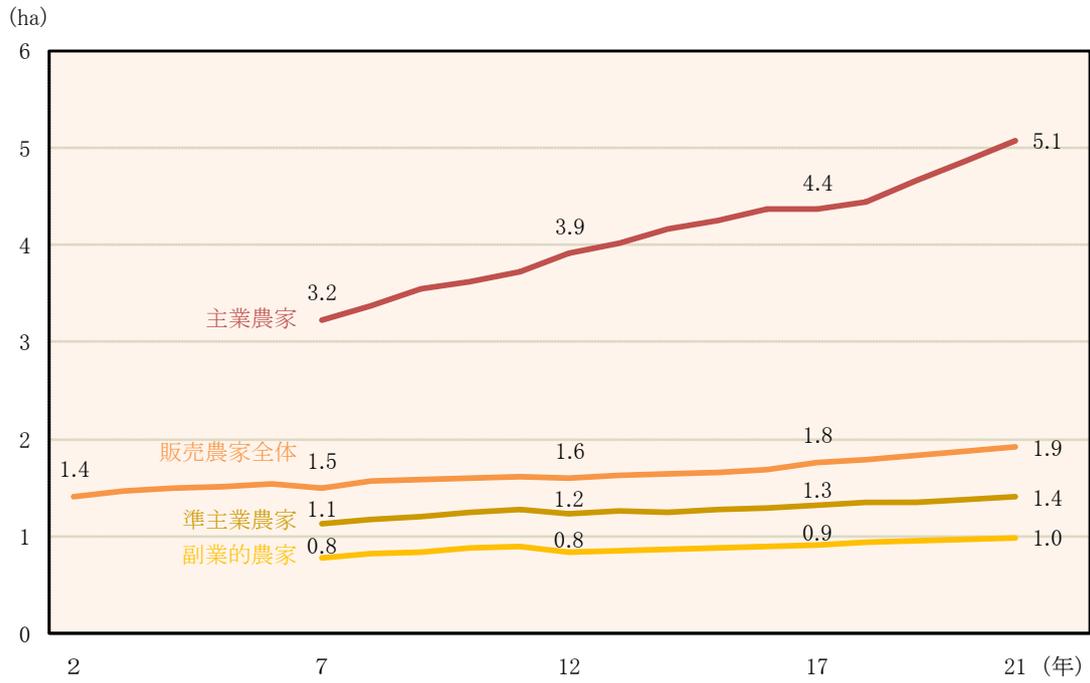
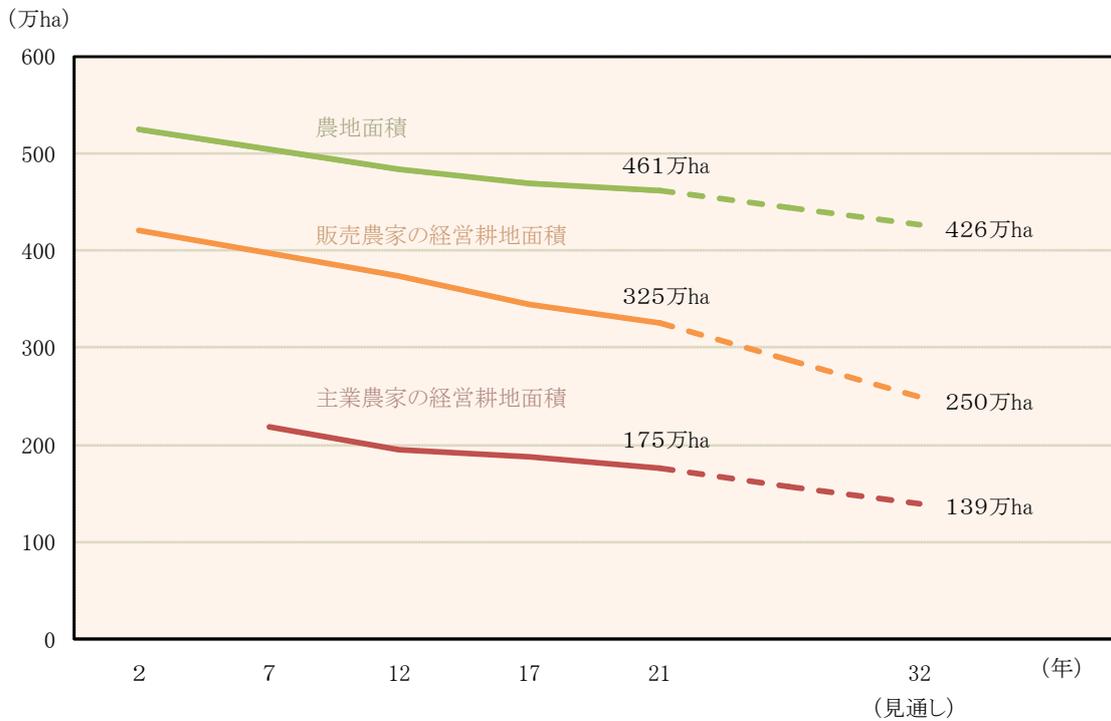


図4 販売農家の経営耕地面積の見通し (すう勢)



(3) 現状の評価

担い手への農地の利用集積が十分に進んでいないのは、農地の所有者が自ら利用しない場合においても、人手に委ねることに抵抗感があるなど、借り手側とのミスマッチがある。

一方、借り手側にとっては、経営規模を拡大することによって、一般に所得水準は上がるものの、豊凶変動・価格動向次第で所得が大きく変動し得るといふことがある。特に近年は、農家が安心して農業を営む環境が整っておらず、規模拡大の意向があっても躊躇している可能性がある（図5参照）。

また、経営規模の拡大によって、一般に労働効率は高まるが、単位面積当たりの所得は必ずしも増加していないため、規模拡大のメリットを実感しにくい面がある。

このため、意欲のある農家が農業を継続できる環境を整えるとともに、コスト削減や付加価値を付けた販売などの創意工夫ある取組を促していく必要がある。

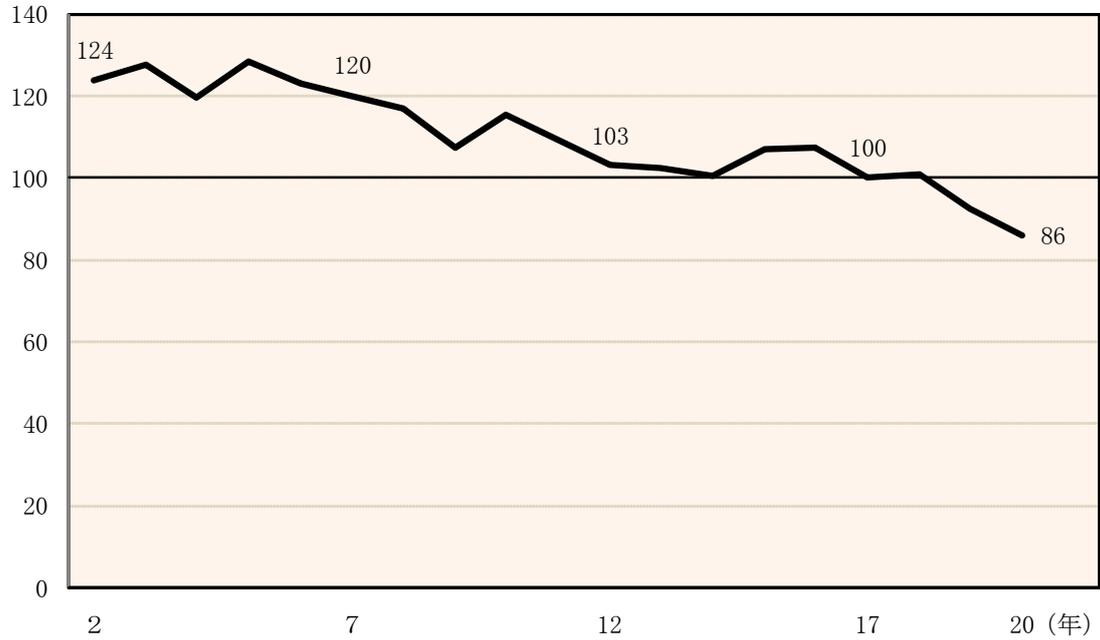
(参考3) 水田作経営の作付延べ面積規模別経営収支の推移

		16年	17年	18年	19年	20年	
経営規模 ↓ 拡大	1～2ha層平均	経営耕地面積 (ha)	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1
		家族農業労働時間 (時間)	921	871	855	888	879
		農業所得 (万円)	56 ¹	50 ¹	48 ¹	45 ¹	43
		10a当たり (万円)	2.9 ¹	2.6 ¹	2.5 ¹	2.3 ¹	2.0
		1時間当たり (円)	605 ¹	568 ¹	557 ¹	510 ¹	485
	2～3ha層平均	経営耕地面積 (ha)	3.0	2.9	3.0	3.1	3.1
		家族農業労働時間 (時間)	1350	1372	1372	1525	1417
		農業所得 (万円)	141	133	120	137	91
		10a当たり (万円)	4.7 ¹	4.6 ¹	4.0 ¹	4.4 ¹	3.0
		1時間当たり (円)	1044 ¹	969 ¹	876 ¹	899 ¹	644
	5ha以上層平均	経営耕地面積 (ha)	10.5	10.3	10.5	10.8	11.6
		家族農業労働時間 (時間)	2697	2702	2544	2603	2700
農業所得 (万円)		448	492	456	430	523	
10a当たり (万円)		4.3 ¹	4.8 ¹	4.3 ¹	4.0 ¹	4.5	
1時間当たり (円)		1660 ¹	1819 ¹	1792 ¹	1652 ¹	1938	

(備考) 水田作経営とは、稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、水田で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営をいう。

図5 農業交易条件指数の推移

(17年=100)



- (備考) 1. 農業交易条件指数とは、農産物価格指数(総合)を農業生産資材価格指数(総合)で除したもので、農業全体の収益性を表す。
2. 6年までは年度値。7年以降は暦年値。

3 農業構造の展望

(1) 家族農業経営の活性化

① 農地利用の維持・拡大

少子高齢化が我が国全体の課題となる中、農業構造についても、農家数の減少は避けられず、耕作放棄地の増加が一層懸念される。

このため、農家数の減少を最小限に食い止めるとともに、1戸当たりの経営規模の拡大や担い手への利用集積を促進することで、農地を最大限に有効利用していくことが求められる。

その点、戸別所得補償制度の導入により意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境が整い、小規模な農家の離農傾向について、同居農業後継者がいる農家は離農率が低下すること、また、新規参入が徐々に増加することを見込んで、現状のすう勢のままでは、販売農家数は、21年の170万戸から、32年には111万戸程度になるところ、121万戸程度にとどまると見込む（図6参照）。

このうち、主業農家については、21年の35万戸から、32年には23万戸程度になるところ、離農が1万戸程度抑制され、24万戸程度になると見込む。

(参考4) 経営耕地面積規模別の離農状況

(単位:戸、%)

	計				
	1ha未満	1～3	3～10	10ha以上	
12年の販売農家数	2,336,909	1,364,259	780,645	154,549	37,456
(割合)	(100)	(58)	(33)	(7)	(2)
17年までに離農	227,136	172,482	44,879	6,992	2,783
(割合)	(100)	(76)	(20)	(3)	(1)

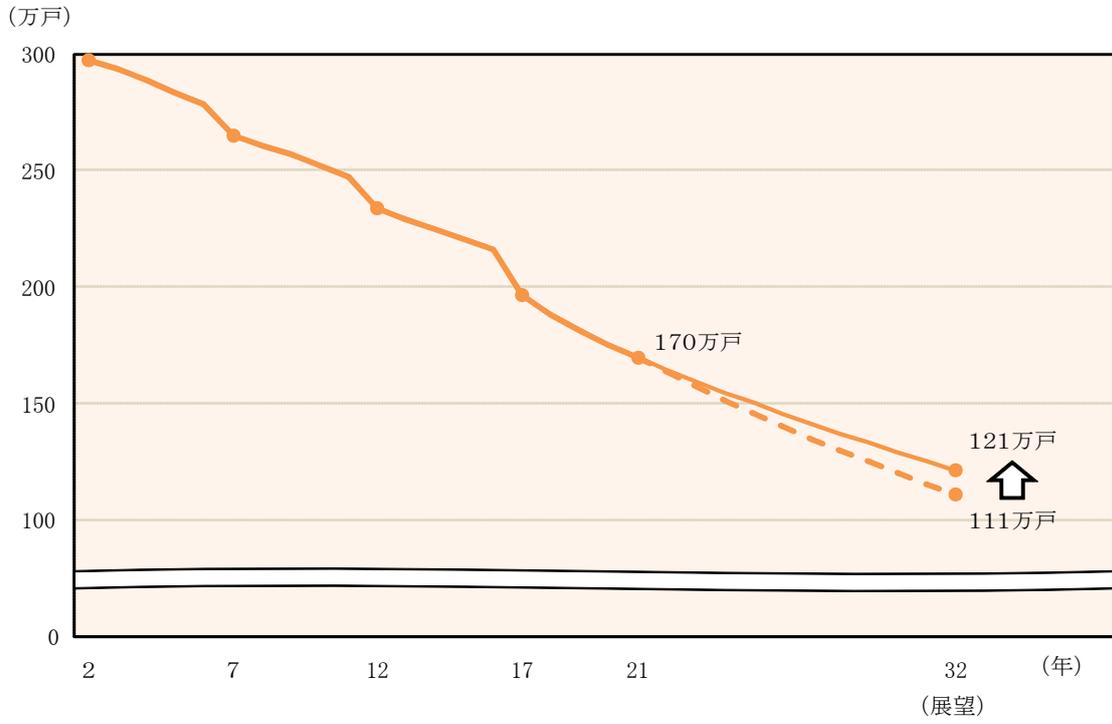
(参考5) 同居農業後継者有無別の離農状況

(単位:戸、%)

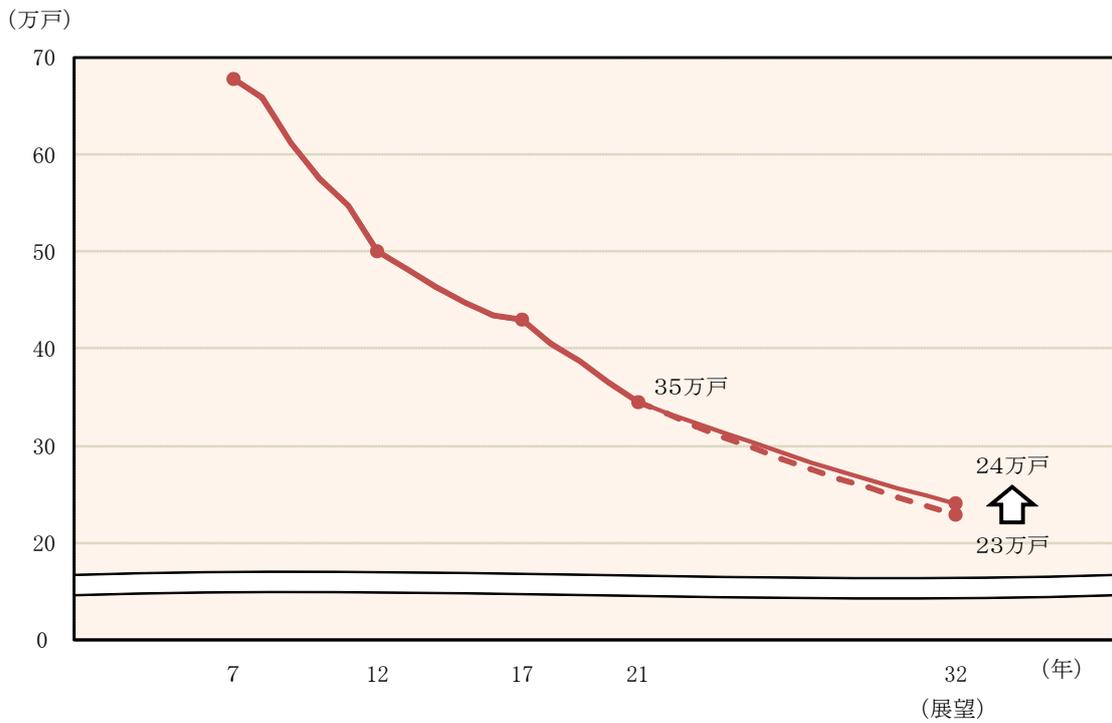
同居農業後継者	1ha未満		1～3		3～10		10ha以上	
	いる	いない	いる	いない	いる	いない	いる	いない
12年の販売農家数	768,259	596,000	466,526	314,119	88,183	66,366	16,803	20,653
17年までに離農	81,654	90,828	21,761	23,118	2,384	4,608	933	1,850
(離農率)	(11)	(15)	(5)	(7)	(3)	(7)	(6)	(9)
17年の販売農家数	473,109	640,727	310,326	352,900	69,928	77,723	14,190	24,521

図6 農家数の展望

① 販売農家



② 主業農家



主業農家1戸当たりの経営耕地面積は、戸別所得補償制度に加え、一般の農地制度の見直しによる担い手への利用集積効果も加味して、21年の5.1haから、32年には7.7ha程度になると見込む（表1参照）。

これにより、主業農家の経営耕地面積は、21年の175万haから、32年には185万ha（農地面積の約4割）程度にまで拡大し、販売農家全体の経営耕地面積は316万ha（農地面積の約7割）程度になると見込む。これは概ね21年の水準を維持しており、販売農家が経営している農地において、耕作放棄地が拡大し得る状況は回避されると見込む（図7参照）。

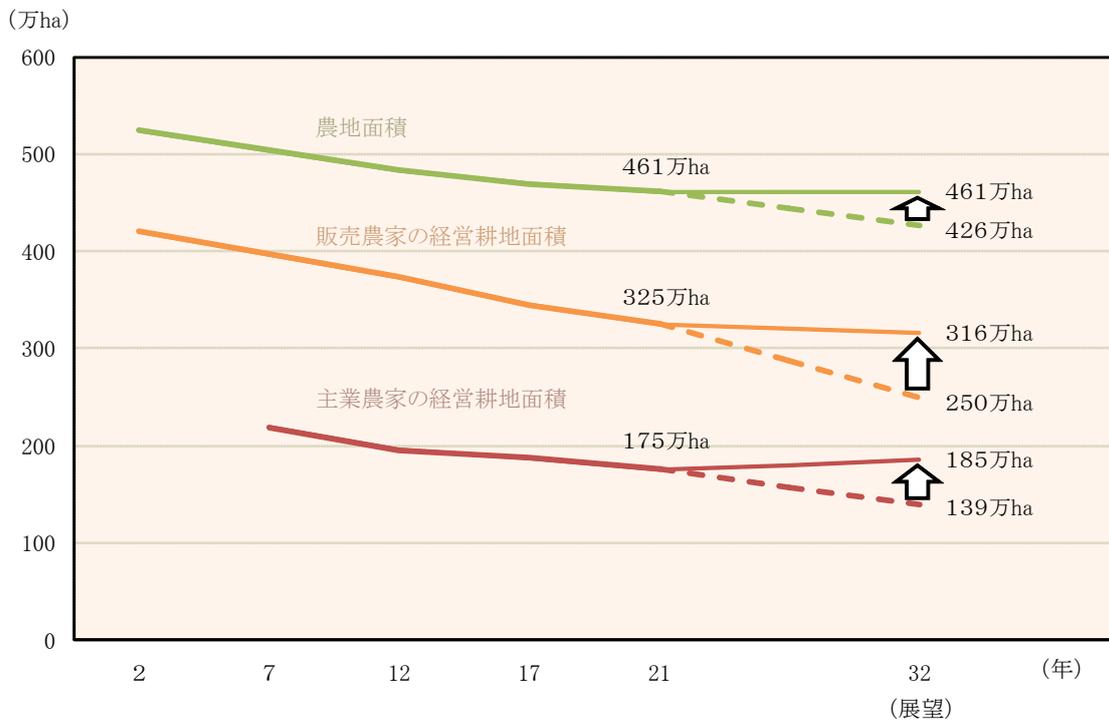
主業農家の規模拡大のテンポを年率にすると、12～17年は2%であったのが、32年までは4%になる。

また、食料の安定供給という観点からも、意欲ある農家が農業の6次産業化により更なる経営発展を図り、地場農産物の需要を創出することで、自給率の向上にも資する。

表1 販売農家1戸当たりの経営耕地面積の展望

	2年	7年	12年	17年	21年	32年 (展望)
販売農家	1.4ha	1.5ha	1.6ha	1.8ha	1.9ha	2.6ha
増加率(年率)	(1.2%)	(1.3%)	(1.9%)	(2.7%)		
主業農家	—	3.2ha	3.9ha	4.4ha	5.1ha	7.7ha
増加率(年率)	—	(3.9%)	(2.2%)	(3.9%)		

図7 販売農家の経営耕地面積の展望



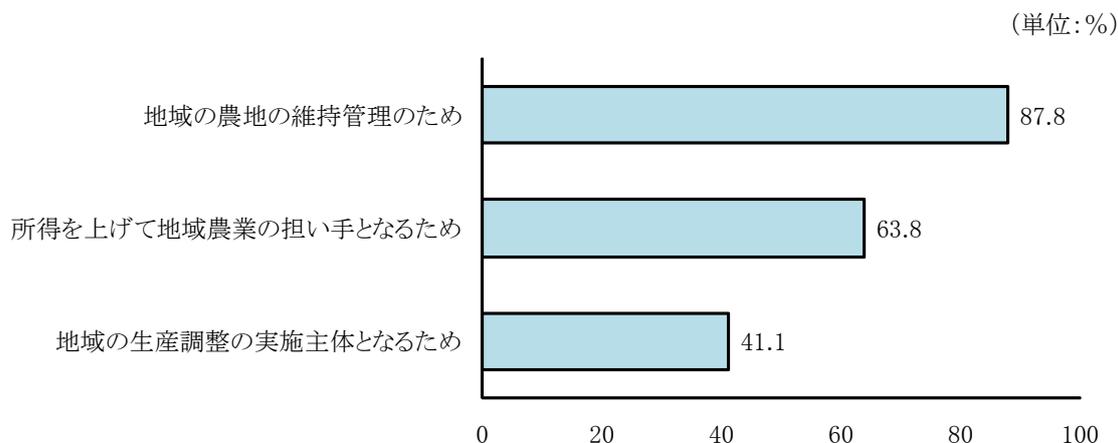
② 集落営農の多様な展開

農業生産条件の不利な中山間地域を中心に、引き続き集落営農の組織化が漸次進み、21年の1万3千集落営農、耕地面積49万ha（農作業受託面積を含む。以下同じ。）から、32年には2万集落営農程度、耕地面積は83万ha（農地面積の約2割）程度になると見込む（表2参照）。

集落営農の形態としては、設立当初の全戸出役型から、集落のリーダー的な担い手に農地を集約させていくタイプや、全戸出役型のままでも、6次産業化により経営発展の取組を進めるタイプ、収入よりも農業生産活動自体の継続を優先課題とし地域農業・農地の維持を担うタイプ等、地域・集落の状況に応じて多様な展開をすると見込む。

集落営農の組織化により、生産性が向上するとともに、特に担い手が不足する地域において、地域の守り手としての役割が期待される。

（参考6）集落営農活動の目的（複数回答）



- (備考) 1. 農林水産省「平成21年集落営農活動実態調査」による。
2. 調査対象は、水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農のうち任意に抽出した2829集落営農の代表者(回収率87.4%)。

表2 集落営農の展望

(単位:集落営農、法人、ha)

	17年	21年	32年 (展望)
集落営農数	10063	13436	2万3千
増減差(1年当たり)	—	843	—
1集落営農当たりの耕地面積	35.1	36.7	37
耕地面積	35万	49万	83万
集落営農型法人数	646	1802	8千
増減差(1年当たり)	—	289	—
1法人当たりの経営耕地面積	35.0	29.2	29
経営耕地面積	2万	5万	22万
法人化計画を策定している集落営農数	538	5867	

(備考) 1集落営農当たりの耕地面積は、農作業受託面積を含む。
ただし、集落営農型法人は、経営耕地面積のみ。

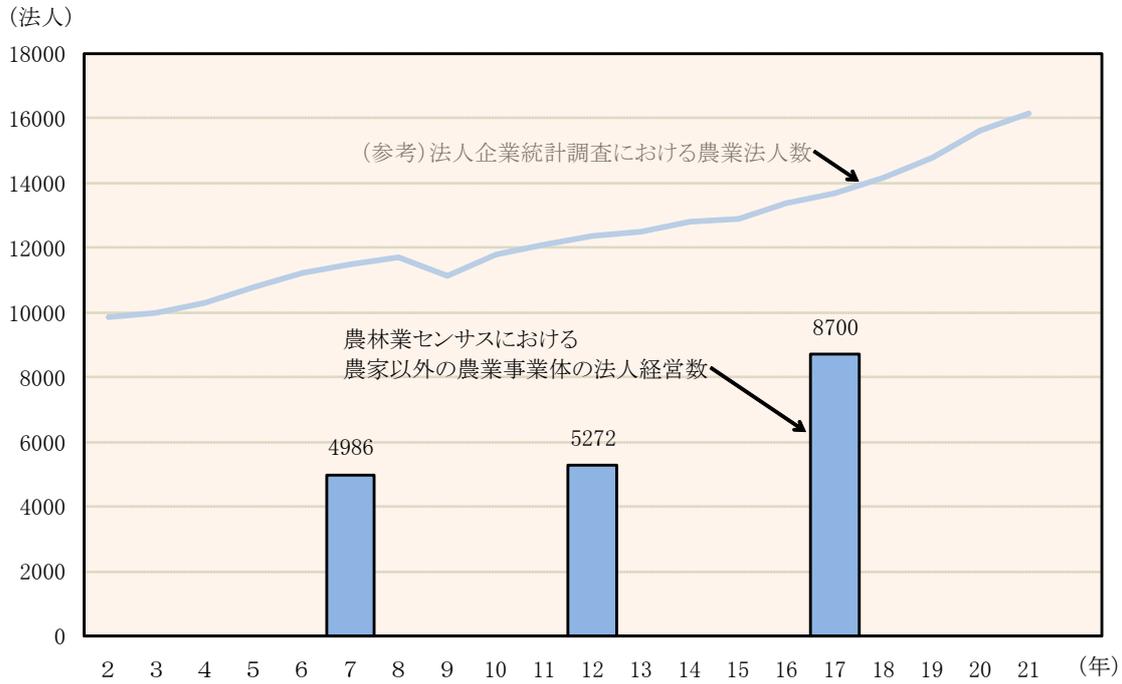
(2) 法人経営の伸展

① 法人数の増加と経営耕地面積の拡大

近年、農業法人の設立が増加しているが、今般の農地制度の見直しにより農業生産法人以外の法人も農地を借りられる道が開かれたことを踏まえ、32年には、集落営農型法人を除いても、法人数は1万8千法人程度になると見込む(図8参照)。

これに加え、法人化計画を策定している集落営農の法人化により、集落営農型法人が、32年には8千法人程度、経営耕地面積は22万ha程度になると見込み、法人経営全体では、17年の8700法人、経営耕地面積12万haから、32年には2万6千法人程度、経営耕地面積は46万ha(農地面積の約1割)程度になると見込む(表3参照)。

図8 農業法人数の推移



(備考) 法人企業統計調査の業種は、売上高の金額が最も多い事業により分類。このうち、農業法人は会社法人のみで、1戸1法人、農業サービス業、園芸サービス業を含む。

表3 法人経営の展望

(単位: 法人、ha)

	7年	12年	17年	32年 (展望)		
				(集落営農型法人)	(全体)	
法人数	4986	5272	8700	1万8千	+ 8千	= 2万6千
増減差	-	286	3428			
1法人当たりの経営耕地面積	14.7	14.9	13.6	13	29	18
経営耕地面積	7万	8万	12万	24万	22万	46万

② 地域における雇用の創出

近年、法人数の増加に伴い常雇数は増加している。32年には、集落営農型法人を除いても、法人数は倍増すると見込み、6次産業化による雇用促進も勘案して、17年に比べ6万人程度の常雇を創出すると見込む(表4参照)。

雇用の多い法人は一般に販売金額も多く、地域の雇用・経済への貢献が期待される。また、食料の安定供給という観点からも、6次産業化を通じて新たな需要が開拓されることで、自給率の向上にも資する。

家族農業経営が法人経営に移行する一方、新規就農者が農業法人で経験を積んでから自立するなど、家族農業経営と法人経営は相互に連携しながら発展していくと見込む。

(参考7) 法人経営における農産物販売金額と常雇数の関係 (17年)

	計	常雇あり					100人以上	販売金額 ↓ 多
		1~4人	5~9	10~29	30~99	100人以上		
計	8700	5080	2295	1336	1145	263	41	
1000万円未満	2258	731	471	153	86	21	0	
1000万~1億	3905	2372	1315	699	346	10	2	
1~10億	2319	1807	500	478	652	168	9	
10億円以上	218	170	9	6	61	64	30	

常雇数 → 多
 ↓
 多

表4 法人経営における常雇数の展望

7年	12年	17年	32年 (展望)
4万5千人	4万9千人	5万3千人	11万5千人

(備考) 常雇とは、主として農業経営のために雇った人で、農業生産関連事業等の農業以外の仕事のために雇った人は含まない。

4 農業の持続的な発展を目指して

- (1) 以上からすると、32年には、高齢化によるリタイア等から農家数が大きく減少するものの、経営規模の拡大等により農地の7割が家族農業経営によって担われ、概ね21年の水準を維持する。とりわけ、主業農家については、農地の利用集積が進み、経営耕地面積は21年よりも拡大する。

家族農業経営以外では、法人経営の増加が顕著であり、集落営農型法人を合わせると、経営耕地面積は17年に比べ約4倍になり、農地面積の約1割を占めることになる。

主業農家と法人経営を合わせると、17年は農地面積の約4割であったものが、32年には5割以上を占めることになり、地域における基幹産業の担い手としての役割が期待される（図9参照）。

- (2) 家族農業経営が集落営農を組織化して集落営農型法人になったり、法人経営に雇われた人が、技術や経営ノウハウを身に付けてから家族農業経営の経営者として独立したりするなど、家族農業経営と法人経営は相互に連携・循環して成り立っている。かつ、その上で、農地の維持管理や雇用の創出など様々な分野において地域社会・経済と密接につながっている。

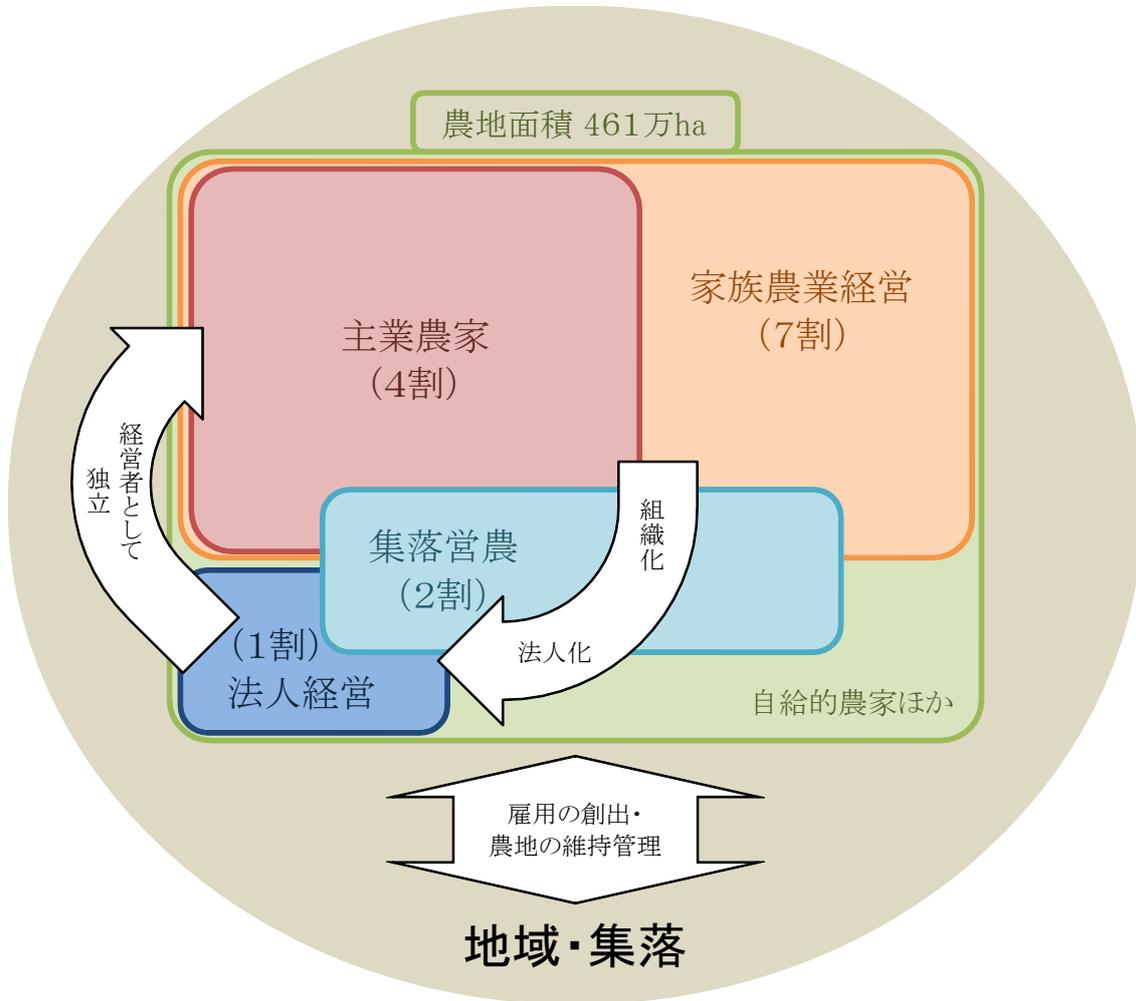
農業が持続的に発展していくためには、こうした循環が継続していくことが重要であり、その点では、地域・集落の中核となり得る農業経営者とその候補者の育成が求められる。主業農家数は、21年の35万戸から、相当程度減少すると見込まれるが、一方で、将来の経営者候補としても位置付けられる法人経営の常雇が増え、32年においても、主業農家の経営者と、将来その候補者となると考えられる常雇を合わせると、30万人以上が確保される。

- (3) ここで示した農業構造の姿が将来の唯一の解ではない。農家数は減少を続けているが、一方で、法人の設立が増え、近年では、農業は正社員の雇用が増加している数少ない産業の一つになっている。また、新たな農業経営に挑戦する20代・30代も現れている。

これまで半世紀以上に亘って農業と地域を守ってきた昭和・一桁世代の方々がリタイアしていく中、地域・集落において、どのような担い手を育て、どのように農地を守っていくかを考えていく、その基盤を作ることが重要である。

経営政策が目指す将来の農業ビジョンは、意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境の下、創意と工夫の発揮により経営の発展を図り、地域・集落としても持続的に発展していく姿である。

図9 農業構造の展望 (32年)



農業経営の発展のための展望モデル（案）

- 新たな食料・農業・農村基本計画に対応した経営発展の具体的取組の例示 -

1 展望モデルの意義・目的

(1) 農業者が主体性と創意工夫を発揮できる取組の促進

我が国農業の持続的発展を図るためには、戸別所得補償制度の導入等により意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整えるとともに、このような農業者が主体性と創意工夫を発揮し、経営発展することを促していくことが必要である。

(2) 経営展開の多様な道筋の提示

我が国の農業者の経営実態や経営環境は多様であり、主体的な経営発展を促していくためには、農業者に対し、多様な経営展開の道筋を具体的にわかり易く伝えることが重要であると考えます。

このため、新たな食料・農業・農村基本計画（以下、基本計画という。）に対応した多様な経営発展の方向と具体的取組を「農業経営の発展のための展望モデル」として例示的に示す。

2 基本計画に対応した個別モデルの例示

(1) 個別モデルの分類・例示

我が国の農業の現状を踏まえ、平均的な経営規模の農業者や小規模であっても意欲ある農業者等が経営発展を目指す際の具体的取組を基本計画の主要な施策の方向に対応させて分類した上で例示する。

< 経営発展の方向と基本計画の主要な施策の方向 >

各個別モデルは、次の ~ の基本計画の主要な施策の方向に対応させて分類した上で例示する。

食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

- ・小麦の二毛作の拡大
- ・水田や畑の有効利用
- ・米粉用米・飼料用米、大豆等の作付拡大
- ・技術開発と普及を通じた単収・品質の向上
- ・地産地消の核となる直売所の運営・販売力強化
- ・外食・中食事業者等との連携を通じた国産農産物の利用拡大
- ・国産小麦・大豆・飼料の利用増加

農業・農村の6次産業化等による所得の増大

- ・生産・加工・販売の一体化の推進
- ・産地における一次加工の取組の推進
- ・実需者との契約による加工用農産物の生産・販売の推進
- ・非食用作物の育成・強化

意欲ある多様な農業経営の推進

- ・経営規模の拡大、多角化・複合化等による経営改善
- ・小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保

(2) 個別モデルの例示内容について

目指す経営発展の方向ごとに個別の展望モデルとして、< 取組のポイント >、< 経営発展を実現するための具体的取組 > 及び < 経営発展のイメージ > を示す。

なお、各個別モデルの < 経営発展のイメージ > は、経営発展の過程をイメージできるように先行的な取組事例や統計データ等を参考に策定・試算したものであり、当面目指すところの現実的な経営を例示的に示したものである。このため、各地域・農業者段階では、これらのモデルを参考として活用し、それぞれの経営環境に応じた経営発展のための取組内容を検討し、創意工夫ある取組を実行されることを期待する。

個別モデルの一覧表

食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

具体的取組	想定品目等	
	品 目	営農類型
水田二毛作による農地の高度利用	水稲、小麦、大豆	水田作
省力技術、飼料用米の導入、品種分散等による規模拡大	水稲(主食用米、飼料用米)、小麦、大豆	水田作
パン・中華めん用小麦の導入による販路開拓	水稲、小麦	水田作
効率的かつ持続的な畑輪作経営の展開	小麦、てん菜、ばれいしょ、大豆	畑 作
畑休閑地を活用した大豆の生産拡大	大豆、水稲、小麦	畑作 + 水田作
夏植栽培から春植・株出栽培への移行	さとうきび	畑 作
加工・業務用野菜需要への対応	キャベツ、ほうれん草	野菜作
野菜の契約生産の推進	きゅうり、トマト	野菜作
果実の直接販売・加工	ぶどう、かき、みかん、キウイ	果樹作
国産の低・未利用飼料資源の活用、一貫経営による肥育牛の早期出荷、低コスト生産	肉用牛(肥育)	肉用牛

農業・農村の6次産業化等による所得の増大

具体的取組	想定品目等	
	品 目	営農類型
特色ある茶生産や産地加工による高付加価値化	茶	畑 作
需要の高いかんきつの導入による経営の安定化	温州みかん、不知火、レモン	果樹作
需要の高い落葉果樹の導入による経営の安定化	りんご、おうとう	果樹作
花きのインターネット等を通じた直接販売	花き(アルストロメリア)	花き作
花きのオリジナル品種の導入による販売強化	花き(トルコキリギリス、カササギ)	花き作
酪農家によるチーズ加工の取組	酪農、チーズ加工	酪 農
集団化によるブランドの確立と直接販売	肥育豚	養 豚

意欲ある多様な農業経営の推進

具体的取組	想定品目等	
	品 目	営農類型
集落営農の組織化	水稲、小麦、大豆	水田作
そば導入による集落営農の多角化	水稲、そば	水田作
水田作経営の複合化	水稲、レタス、スイートコーン	水田 + 野菜作
水稲等の作業の集団化と直売所での野菜販売	水稲、大豆、野菜	水田 + 野菜作
作業の外部委託化と経営基盤の強化	肉用牛(繁殖)	肉用牛
小規模な集落営農	水稲、大豆	水田作

【個別モデルの例示】

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第2-2
第3-2
(3)-① PO

【具体的取組】（水田作）

① 水田二毛作による農地の高度利用

<取組のポイント>

- 水稲・大豆の裏作として麦を全ての水田に作付ける1年2作とすることで、経営耕地を増やすことなく作付面積を拡大し、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 麦収穫後に大豆を効率的に播種する新技術（大豆300A技術）の導入。
 - 作期競合を緩和するため、麦収穫後に定植する晩植適応性水稲品種の導入。
 - 大豆等の湿害を防止するためのブロックローテーションの実施。
- 【国は、麦・大豆の作付に直接助成するとともに、新技術導入、共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

関東以西販売農家（2年3作）

【経営概況】 経営耕地 4.2ha
水稲 2.8ha(早期) 小麦 1.4ha(転作)
大豆 1.4ha(転作)
作付延べ面積 5.6ha

【経営収支】
農業粗収益 520万円
(うち助成金等 49万円)
農業経営費 320万円
農業所得 200万円

【労働時間】 500時間/人
【従事者数】 家族2人

※ 助成金等には、産地確立交付金を含む。

水田二毛作（1年2作）による取組

【経営概況】 経営耕地 4.2ha
水稲 2.8ha(晩植) 小麦 4.2ha(裏作)
大豆 1.4ha(転作)
作付延べ面積 8.4ha

【経営収支】
農業粗収益 760万円
(うち助成金等 150万円)
農業経営費 430万円
農業所得 330万円

【労働時間】 700時間/人
【従事者数】 家族2人

※ 助成金等には、戸別所得補償モデル対策及び水田利活用自給力向上事業を含む。

1年2作で
作付を拡大

(参考) <主な支援策（22年度）>

- 戸別所得補償モデル対策
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
自給力向上のため、麦、大豆等の戦略作物の作付に直接助成（転作及び2毛作）。
- 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大対策事業
需要拡大に資する生産技術を導入する取組として、大豆300A技術の導入のための実証ほの設置、大豆の複数年契約栽培の推進への助成。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【具体的取組】（水田作）

- ② 省力技術、飼料用米の導入、品種分散等による規模拡大（2年3作）

【基本計画該当箇所】

第2-2
第3-2
(3)-① PO

<取組のポイント>

- 主要な機械・施設の共同利用等によるコストの削減と併せて、省力技術の導入や作期の異なる品種の組み合わせなどにより規模拡大を図り、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 近隣農家とのコンバイン、選別機等の主要な機械・施設の共同利用や中古農業機械の活用等により、農業機械コストを抑制。
- 水稲直播栽培の導入により、水稲の育苗・移植作業の省略等の省力化を図るとともに、大豆300A技術（安定多収生産技術）を導入し、麦の収穫作業との労働競合を回避。
- 水稲については、早生・中生・晩生品種を組み合わせ、収穫期間を分散（10日→30日）することにより規模拡大を可能とし、地域の調整水田を活用して飼料用米（多収米品種）も導入しながら、コンバイン1台当たりの稼働面積を拡大。
【国は、水田の有効活用による飼料用米、麦、大豆の作付に直接助成するとともに、共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

都府県販売農家

【経営概況】	経営耕地	4.5ha
	主食用米	2.7ha
	麦	1.8ha
	大豆	1.8ha
	作付延べ面積	6.3ha

【経営収支】		
	農業粗収益	560万円
	（うち助成金等）	210万円
	農業経営費	340万円
	農業所得	220万円

【労働時間】	500時間/人
【従事者数】	家族2人

省力化や作期分散による規模拡大

低コスト・省力化及び規模拡大の取組

【経営概況】	経営耕地	18.0ha
	主食用米	10.8ha
	飼料用米	1.8ha
	麦	5.4ha
	大豆	5.4ha
	作付延べ面積	23.4ha

【経営収支】		
	農業粗収益	2,470万円
	（うち助成金等）	940万円
	農業経営費	1,210万円
	農業所得	1,260万円

【労働時間】	1,200時間/人
【従事者数】	家族2人

※ 交付金には、戸別所得補償モデル対策及び水田利活用自給力向上事業を含む。

（参考）<主な支援策（22年度）>

- 戸別所得補償モデル対策
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
水田の有効活用による麦、大豆、新規需要米等の戦略作物の作付に直接助成。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第2-2
第3-1
(2)-① PO

【具体的取組】（水田作）

③パン・中華めん用小麦の導入による販路開拓

<取組のポイント>

- 小麦作付面積の一部をパン・中華めん用として実需者の評価が高い春まき小麦（北海道産）に転換。
- 単収向上技術に資する新技術（初冬まき栽培技術）を導入し、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 多収で病害虫に強いパン・中華めん用小麦の春小麦の新品種の導入。
- 生育期間を確保して春まき小麦の単収向上を実現する「初冬まき栽培技術」の導入。
- 地域の製粉・製パン事業者等との連携による国産小麦に着目した商品開発。
【国は、水田の有効活用による麦の作付に直接助成するとともに、共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

北海道水田作農家

【生産概況】	経営耕地	12ha
水稲		7ha
小麦（日本めん用）		5ha

【経営収支】	
農業粗収益	1,100万円
（うち助成金等	180万円）
農業経営費	710万円
農業所得	390万円

【労働時間】	700時間/人
【従事者数】	家族2人

※ 助成金等には、産地確立交付金を含む。

需要に応じた生産・販売の取組

【生産概況】	経営耕地	12ha
水稲		7ha
小麦		5ha
日本めん用小麦		2ha
パン・中華めん用小麦		3ha

【経営収支】	
農業粗収益	1,270万円
（うち助成金等	270万円）
農業経営費	720万円
農業所得	550万円

【労働時間】	700時間/人
【従事者数】	家族2人

※ 助成金等には、戸別所得補償モデル対策及び水田利活用自給力向上事業を含む。

パン・中華
めん用小麦
の導入

（参考）<主な支援策（22年度）>

- 戸別所得補償モデル対策
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
自給力向上のため、麦等の戦略作物の作付に直接助成（転作）。
- 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業
食品製造事業者等に対して、国産原料を使用した商品開発に必要な原材料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を助成。
- 産地収益力向上支援事業
パン・中華めん用小麦の生産拡大に資する省力・低コスト栽培技術の導入に伴う経費について助成。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第2-2
第3-1
(2)-① PO

【具体的取組】（畑作）

④ 効率的かつ持続的な畑輪作経営の展開

<取組のポイント>

- 家畜排せつ物等の未利用資源の活用や、望ましい輪作体系の導入により、単位面積当たり経営費を節減しつつ規模を拡大。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 耕畜連携による家畜排せつ物の利活用。
 - 豆類の導入による望ましい輪作体系の確立。
 - てん菜の直播栽培を導入し、春作業の省力化を図り経営規模を拡大。
 - ばれいしょについては、高品質ばれいしょを省力的に生産できるソイルコンディショニング技術を導入し、加工用途に販路拡大。
- 【国は、ソイルコンディショニング技術等の導入に必要な共同利用機械の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

畑3輪作経営

【経営概況】	経営耕地	30ha
小麦		10ha
ばれいしょ (でん粉用)		10ha
てん菜		10ha

【収益性】		
粗収益	2,520万円	
経営費	1,610万円	
農業所得	910万円	

【労働時間】 1,400時間/人
【農業従事者】 家族2人

効率的・持続的畑作経営（4輪作）

【経営概況】	経営耕地	40ha
小麦		10ha
大豆		10ha
ばれいしょ (加工食品用)		10ha
てん菜		10ha

【収益性】		
粗収益	3,710万円	
経営費	2,070万円	
農業所得	1,640万円	

【労働時間】 1,500時間/人
【農業従事者】 家族2人

耕畜連携
省力化技術の導入

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 自給力向上戦略的作物等緊急拡大事業
地域の食品製造事業者との結び付きを強化するため、大豆の複数年契約栽培の推進への助成。
- 産地収益力向上支援事業
加工食品用ばれいしょの高品質かつ省力的な生産技術であるソイルコンディショニング技術の導入の助成。
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【具体的取組】（畑作＋水田作）

⑤ 畑休閑地を活用した大豆の生産拡大

【基本計画該当箇所】

第2-2
第3-1
(2)-① PO
第3-2
(3)-① PO

<取組のポイント>

- 転作大豆農家が地域内の畑休閑地を活用して規模拡大し、収益を向上。
- 畑大豆は、連作障害を回避するため野菜農家と交換耕作を実施。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 大豆コンバインの能力をフル活用するため、畑休閑地を利用して規模拡大。
- 大豆生産に熟練した農家が管理することにより、高品質高単収を実現。
- 近隣の野菜農家と連携して大豆と野菜と2年に一度の交換耕作を実施。
【国は、水田の有効活用による麦、大豆の作付に直接助成するとともに、複数年契約栽培の推進等を支援】

<経営発展のイメージ>

都府県水田作販売農家

【経営概況】 経営耕地 4.2ha
水稲 2.8ha 小麦 1.4ha(裏作)
大豆 1.4ha(転作)
作付延べ面積 5.6ha
【経営収支】
農業粗収益 520万円
(うち助成金等 49万円)
農業経営費 320万円
農業所得 200万円
【労働時間】 500時間/人
【従事者数】 家族2人

※ 助成金等には、産地確立交付金を含む。

畑休閑地を活用した取組

【経営概況】 経営耕地 7.4ha
水稲 2.8ha 小麦1.4ha(裏作)
大豆 4.6ha(田1.4ha、畑3.2ha)
作付延べ面積 8.8ha
【経営収支】
農業粗収益 780万円
(うち助成金等 150万円)
農業経営費 410万円
農業所得 370万円
【労働時間】 600時間/人
【従事者数】 家族2人

※ 助成金等には、戸別所得補償モデル対策及び水田利活用自給力向上事業を含む。

畑休閑地で
大豆作付を
拡大

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 戸別所得補償モデル対策
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
自給力向上のため、麦、大豆等の戦略作物の作付に直接助成(転作及び2毛作)。
- 自給力向上戦略的作物等緊急拡大事業
地域の食品製造事業者との結び付きを強化するため、大豆の複数年契約栽培の推進への助成。
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-③ PO

【具体的取組】(畑作)

⑥ 夏植栽培から春植・株出栽培への移行 (さとうきび)

<取組のポイント>

- 2年1作の夏植栽培から毎年収穫できる春植・株出栽培への移行により、同じ経営規模であっても年間の収穫面積の拡大を図り、収益を増大。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 株出栽培への移行を阻害している土壌害虫の効率的な防除技術(誘因剤含有農薬)の導入。
 - 株出管理作業や収穫作業の受委託を推進し、生産コストを縮減。
 - 夏植より生育期間が短くなるマイナス面に対応するため高単収品種や早期高糖性品種への転換。
- 【国は、さとうきび生産者の所得を確保するとともに、共同利用機械の導入等を支援】

<経営発展のイメージ>

さとうきび農家

【経営概況】夏植栽培

経営耕地	2.5ha
さとうきび作付面積	2.5ha
うち当年度収穫面積	1.3ha
うち次年度収穫面積	1.3ha

【経営収支】

農業粗収益	220万円
(うち助成金等)	170万円)
農業経営費	120万円
農業所得	100万円

【労働時間】1,200時間/人

【従事者数】 家族1人

春植・株出栽培への移行

【経営概況】春植・株出栽培

経営耕地	2.5ha
さとうきび作付面積	2.5ha
うち収穫面積	2.5ha

【経営収支】

農業粗収益	350万円
(うち助成金等)	270万円)
農業経営費	180万円
農業所得	170万円

【労働時間】1,200時間/人

【従事者数】 家族1人

春植株出栽培で
収穫面積拡大

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 甘味資源作物交付金(国内産品と輸入品との生産条件格差を是正するための交付金)
- さとうきび安定生産確立対策事業(ハーベスタ等の共同利用機械の導入助成)
- 畑作等緊急構造改革支援事業(さとうきびの作業受委託に対する助成)
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第3-1
(2)-② PO
第3-2
(2)-① PO

【具体的取組】(野菜作)

⑦ 加工・業務用野菜需要への対応

<取組のポイント>

- 需要が高まっている加工・業務用途向け野菜の生産に取り組み、生食用と比べて単価は安いものの、安定的な取引と規模拡大により収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 外食・中食業者や加工業者の需要に対応した原材料を安定的に供給するサプライチェーンを構築。契約取引を中心とした取引により経営を安定化。
- 加工・業務用に求められる品質(歩留まり重視)等に応じた大型規格での栽培による単収の増大、一斉収穫や機械化等による作業の省力化により、労働時間を増やさずに経営規模を拡大。
- 段ボール箱を使わないコンテナ出荷等により、資材コストと出荷コストを低減。
【国は、加工・業務用需要に向けた産地の戦略づくりや共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

全国主業農家

【経営概況】	経営耕地	150a
キャベツ		99a
ほうれんそう		64a
作付延べ面積		163a

【経営収支】		
農業粗収益	610万円	
農業経営費	310万円	
農業所得	300万円	

【労働時間】	1,150時間/人	
【従事者数】	家族2人	

加工・業務用に安定販売
省力化体系で
規模拡大

加工・業務用対応の取組

【経営概況】	経営耕地	232a
キャベツ		99a
ほうれんそう		390a
作付延べ面積		489a

【経営収支】		
粗収益	1,670万円	
経営費	820万円	
農業所得	850万円	

【労働時間】	1,150時間/人	
【従事者数】	家族2人	

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 野菜価格安定制度(契約野菜安定供給事業)
- 水田利活用自給率向上支援事業(水田の場合)
自給力向上のため、野菜の作付に直接助成。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-① PO

【具体的取組】(野菜作)

⑧ 野菜の契約生産の推進

<取組のポイント>

- 生協や量販店等と契約生産を行うことにより、年間を通じた販売単価の維持と計画的出荷を実現。
- これにより、リスクをおさえつつ規模を拡大し、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 安定的な販売先を確保・拡大するため、商談会・交流会等に積極的に参加。
- 温度や湿度、光、炭酸ガス濃度等の栽培環境を複合的に制御することにより出荷期間の長期化を図り、作業の平準化・軽労化を推進。
- 産地内の生産者と連携し、契約数量・品質を遵守する安定供給体制を構築。
【国は、産地の戦略づくりや共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

全国主業農家

【経営概況】経営耕地	26a
きゅうり	26a
トマト	26a
作付延べ面積	52a

【経営収支】	
農業粗収益	2,030万円
農業経営費	1,650万円
農業所得	380万円

【労働時間】	2,100時間/人
【従事者数】	家族 2人 臨時雇用 1人

契約生産で
安定出荷

契約生産の取組

【経営概況】経営耕地	52a
きゅうり	52a
トマト	52a
作付延べ面積	104a

【経営収支】	
農業粗収益	3,700万円
農業経営費	2,860万円
農業所得	840万円

【労働時間】	2,000時間/人
【従事者数】	家族 2人 常時雇用 1人 臨時雇用 4人

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 野菜価格安定制度(契約野菜安定供給事業)
- 水田利活用自給率向上支援事業(水田の場合)
自給力向上のため、野菜の作付に直接助成。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結び付きの強化

【基本計画該当箇所】

第3-3
(2)-①② PO
第3-2
(2)-① PO

【具体的取組】（果樹作）

⑨ 果実の直接販売・加工

<取組のポイント>

- 経営規模の拡大に加え、直売所と宅配による直接販売や、ジュース、ジャムへの加工・販売を実施。
- 生果と加工品を組合わせて贈答用高付加価値販売に取り組むことにより、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

収穫期が分散できる多様な品種を栽培することで、大規模経営を実現。

- 収穫した果実の一部をジャムやジュースに自ら加工。直売所と宅配による全量直接販売により収益を向上。
- 家族経営協定により、加工・販売部門の責任者を明確化し、多様な品種と加工品を活用した高収益商品の開発・販売を実現。

【国は、優良品目・品種の導入や、加工・販売施設の導入を支援】

<経営発展のイメージ>

ぶどう農家

【経営概況】

経営耕地 46a
ぶどう 46a

【経営収支】

農業粗収益 310万円
農業経営費 150万円
農業所得 160万円

【労働時間】 1,100時間/人

【従事者数】 家族2人

直接販売・加工販売の取組

【経営概況】

経営耕地 316a
ぶどう 285a
かき 17a
みかん 10a
キウイ 4a

【経営収支】

農業粗収益 3,090万円
農業経営費 1,500万円
農業所得 1,590万円

【労働時間】 1,600時間/人

【従事者数】 家族 4人
臨時雇用 13人
(農作業8人、販売管理5人)

多様な品種で
規模拡大
自ら販売・加工

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 果樹経営支援対策事業
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

I 食料自給率の向上及び食と農の結びつき強化

【具体的取組】（肉用牛肥育）

- ⑩ 国産の低・未利用飼料資源の活用、一貫経営による肥育牛の早期出荷、低コスト生産

【基本計画該当箇所】

第3-1
(2)-⑤ PO

＜取組のポイント＞

- 国産粗飼料や、従来、低・未利用であるエコフィードの活用による飼料費の低減とともに、肥育牛の早期出荷、作業の外部委託を通じた省力化により収益性を向上。

＜経営発展を実現するための具体的取組＞

- 飼料自給率向上、飼料費の低減に向けた自給飼料増産やエコフィードの利用拡大に際し、コントラクター（飼料生産受託組織）やTMR（完全混合飼料）センターを利活用することで省力化、外部化を推進。
 - 繁殖・肥育一貫経営への移行による肥育牛の出荷月齢の早期化によって一頭当たりの生産コストを低減。
- 【国は、作業受託組織の活動、共同利用施設整備を支援】

＜経営状況のイメージ＞

肥育牛経営（肉専用種）

【経営概況】

飼養規模

肥育牛頭数 139頭

飼料作付地 2.2ha

【経営収支】

農業粗収益 8,540万円

農業経営費 7,490万円

農業所得 1,050万円

【労働時間】 2,000時間/人

【従事者数】 家族2人
雇用1人

国産の低・未利用の飼料資源の活用、
肥育牛の早期出荷による低コスト生産

【経営概況】

飼養規模

肥育牛頭数 100頭

繁殖雌牛頭数 50頭

飼料作付地 8.7ha

【経営収支】

農業粗収益 5,540万円

農業経営費 4,300万円

農業所得 1,240万円

【労働時間】 2,000時間/人

【従事者数】 家族2人
雇用1人

低・未利用飼料
資源の活用と肥
育牛の早期出荷

（参考）＜主な支援策（22年度）＞

- 肉用牛肥育経営安定対策による一時的な収益性の悪化に対する支援。
- 肉用子牛補給金制度等による子牛の価格低落時の支援。
- エコフィード利活用の円滑化等を図るための支援組織等への活動支援。
- 自給飼料の収穫機械等の導入に係るリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-① PO

【具体的取組】(畑作)

① 特色ある茶生産や産地加工による高付加価値化

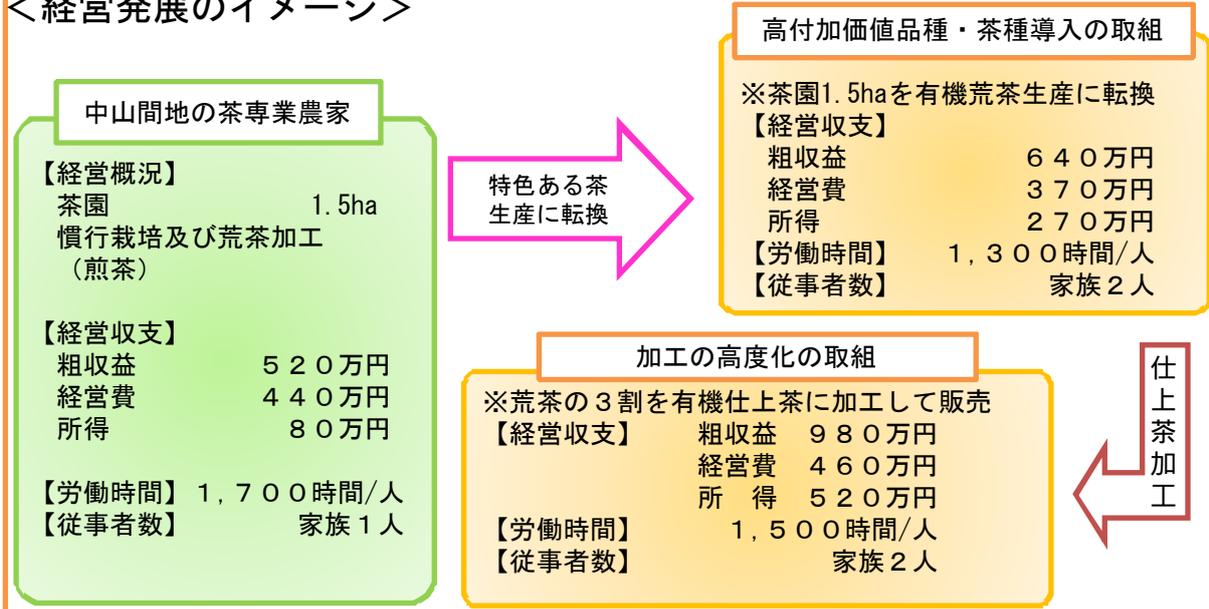
<取組のポイント>

- 新品種や有機栽培等の導入を通じた特色ある茶の生産と荒茶への加工により、茶園面積を拡大することなく収益性を向上。
- 自ら仕上茶加工を行うことにより、更に経営を発展。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 香り・水色などに特色ある新品種の導入、玉露やてん茶など付加価値の高い茶種の生産、国内外からの需要の大きい有機茶や無農薬栽培茶の生産。
 - 荒茶加工の共同化や既存施設の再編により、加工コストの削減や品質の安定化を実現。
 - さらに、茶の中間製品(荒茶)生産に止まらず最終商品(仕上茶)を自ら製造するための加工の高度化(産地自らによる仕上茶加工)。
- 【国は、産地と茶商工業者との連携を推進するとともに、共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>



(参考) <主な支援策(22年度)>

- 国産原材料サプライチェーン構築事業
消費者の多様なニーズを踏まえた特色あるリーフ茶の生産体制の構築や新商品の開発など、産地と茶商工業者等の連携による茶の需要拡大に向けた取組への支援。
- 産地収益力向上支援事業
特色ある茶の新品種導入、おい茶の省力生産技術の導入、低農薬・高収量栽培技術の導入など、産地自らによる収益性向上に向けた取組への支援。
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【基本計画該当箇所】

第3-1
(2)-① PO

【具体的取組】（果樹作）

② 需要の高いかんきつの導入による経営の安定化

<取組のポイント>

- うんしゅうみかんに需要の高いデコボンとレモンを組み合わせ、作期・労力の分散により生産規模を拡大。販売期間も拡大し、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- みかんに加え、産地に適した高収益品目（デコボン、レモン）の導入。
- 各品目の収穫時期が異なる（うんしゅうみかん9～12月、デコボン1～3月、レモン9～翌4月）ことから販売期間の拡大と労力分散による規模拡大を実現。
- 作付品目・品種の拡大は気象災害・価格変動リスクも軽減し、経営を安定化。
【国は、改植や園地整備、共同利用施設整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

うんしゅうみかん農家

【経営概況】 経営耕地 0.8ha

【経営収支】

農業粗収益 340万円

農業経営費 210万円

農業所得 130万円

【労働時間】 1,000時間/人

【従事者数】 家族2人

うんしゅうみかん単作では・・・

- 経営面積の拡大が困難
(作業時間ピークの問題)
- おもて・うら年による価格変動リスクの影響
- 気象災害によりほ場全体に打撃を受けるリスク大
- 貯蔵性がないため、計画出荷が困難

収穫時期：9月～12月
(うんしゅうみかん)

うんしゅうみかんを中心としたかんきつ複合経営の取組

【経営概況】 経営耕地 2.1ha

うんしゅうみかん 1.2ha

不知火(デコボン) 0.5ha

レモン 0.4ha

【経営収支】

農業粗収益 1,210万円

農業経営費 570万円

農業所得 650万円

【労働時間】 1,900時間/人

【従事者数】 家族2人

雇用1人

収穫時期：9月～翌4月
(うんしゅうみかん：9月～12月)
(不知火：1月～3月)
(レモン：9月～翌4月)

優良品目、
品種の導入
と規模拡大

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 果樹経営支援対策
うんしゅうみかんから優良中晩柑への改植や園地整備等の支援を実施。
- 農業災害補償制度(果樹共済)
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【基本計画該当箇所】

第3-1
(2)-① PO

【具体的取組】（果樹作）

- ③ 需要の高い落葉果樹の導入による経営の安定化

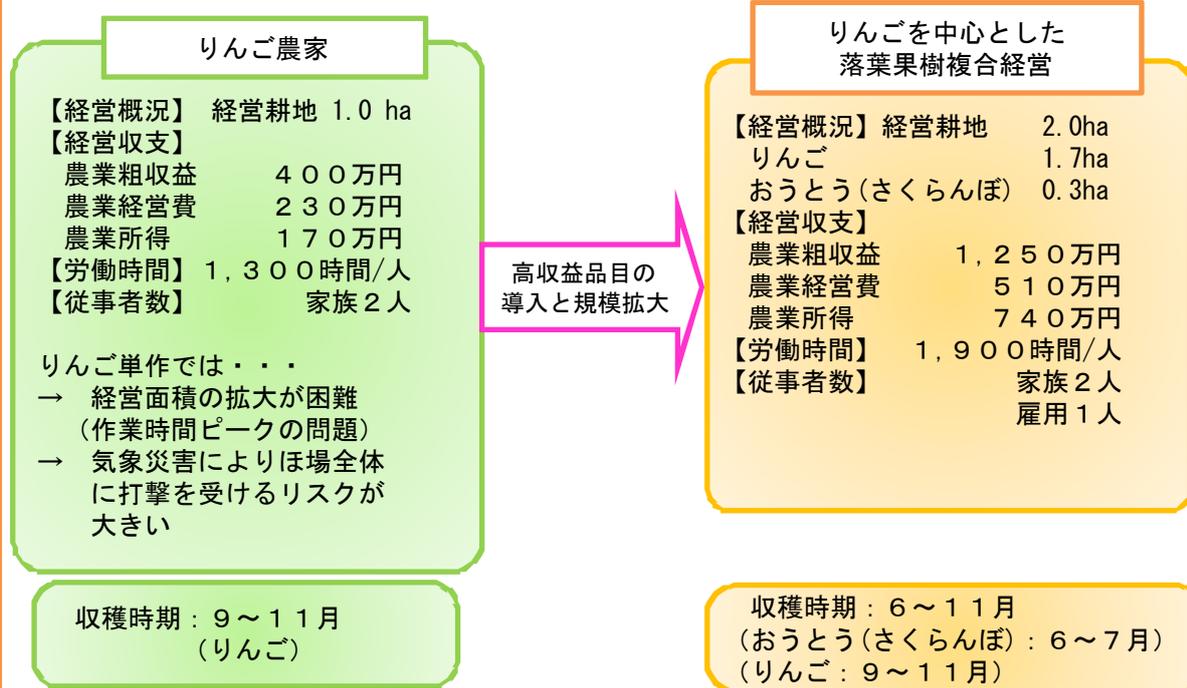
<取組のポイント>

- りんごに経営収支の高いおうとう(さくらんぼ)を組み合わせ、作期・労力の分散により生産規模を拡大。販売期間も拡大し、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- りんごに加え、産地に適した高収益品目(おうとう)を導入。
- 各品目の収穫時期が異なることから販売期間の拡大と労力分散による規模拡大を実現。
- 複数品目の作付により、災害、価格変動リスクを軽減。
【国は、改植や園地整備、共同利用施設整備等を支援】

<経営発展のイメージ>



(参考) <主な支援策(22年度)>

- 果樹経営支援対策
優良品種への改植や園地整備等の支援を実施。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業災害補償制度(果樹共済)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-①③ PO

【具体的取組】(花き作)

④ 花きのインターネット等を通じた直接販売

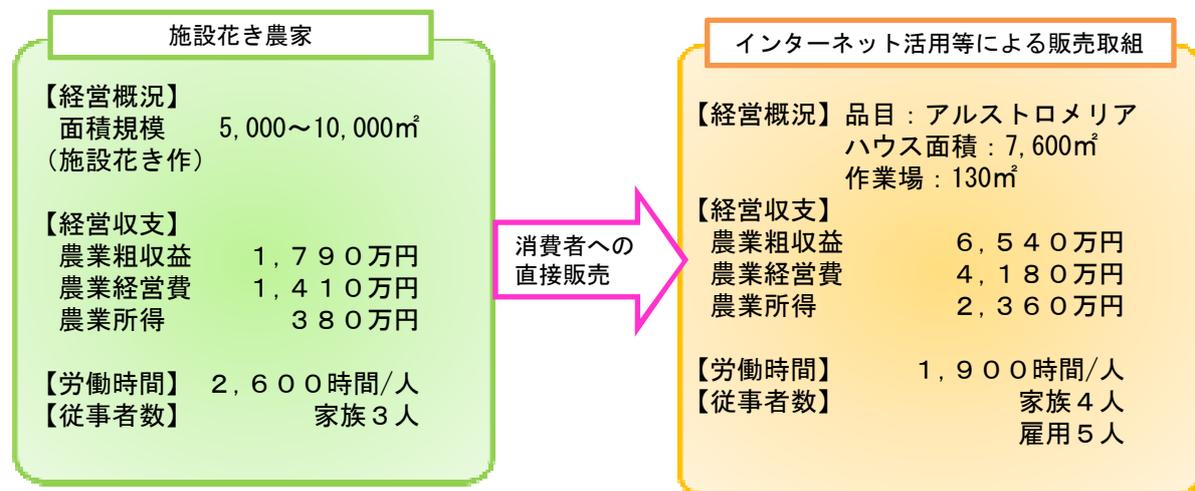
<取組のポイント>

- インターネット販売等を通じた消費者等への直接販売により平均的な栽培規模でも収益を向上。直接把握した消費トレンドに対応した生産・販売を実施。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- インターネット販売により、売れ行きや生産コスト等を踏まえて自ら値決め。
 - 消費トレンドに応じて機動的に新品種を導入することによる有利販売。
 - フラワーバケットの活用等による収穫作業の効率化。
 - フラワーバインダー導入等機械化を通じた出荷調整作業時間の短縮。
- 【国は、共同利用施設整備等を支援】

<経営発展のイメージ>



(参考) <主な支援策(22年度)>

- 産地収益力向上支援事業
新品種導入、省力生産技術の導入等、産地自らによる収益性向上に向けた取組への支援。
- 農業機械等のリース、共同育苗施設等整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-③ PO

【具体的取組】（花き作）

⑤ 花きのオリジナル品種の導入による販売強化

<取組のポイント>

- 平均的な栽培規模であっても、オリジナル品種による差別化・有利販売により収益性を改善。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 花色等がめずらしい品種を育成し、農園オリジナル品種として全国の市場に出荷。
- 他産地になく、希少価値があることから、高単価で販売し、経営を安定化。
- 外部遮光カーテン等の設置により、光熱費を削減。

【国は、共同利用施設整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

施設花き農家

【経営概況】

面積規模 5,000~10,000㎡
(施設花き作)

【経営収支】

農業粗収益 1,790万円
農業経営費 1,410万円
農業所得 380万円

【労働時間】 2,600時間/人
【従事者数】 家族3人

オリジナル品種販売取組

【経営概況】

栽培面積 5,000㎡
(トルコギキョウ、オリエンタルユリ、スカシユリ)
・育種パイプハウス：300㎡
・鉄骨ハウス：4,700㎡

【経営収支】

農業粗収益 6,860万円
農業経営費 4,000万円
農業所得 2,840万円

【労働時間】 2,800時間/人
【従事者数】 家族3人
雇用2人

オリジナル品
種で有利販売

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 産地収益力向上支援事業
新品種導入、省力生産技術の導入等、産地自らによる収益性向上に向けた取組への支援。
- 農業機械等のリース、共同育苗施設等整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【具体的取組】（酪農）

⑥ 酪農家によるチーズ加工の取組

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-① PO

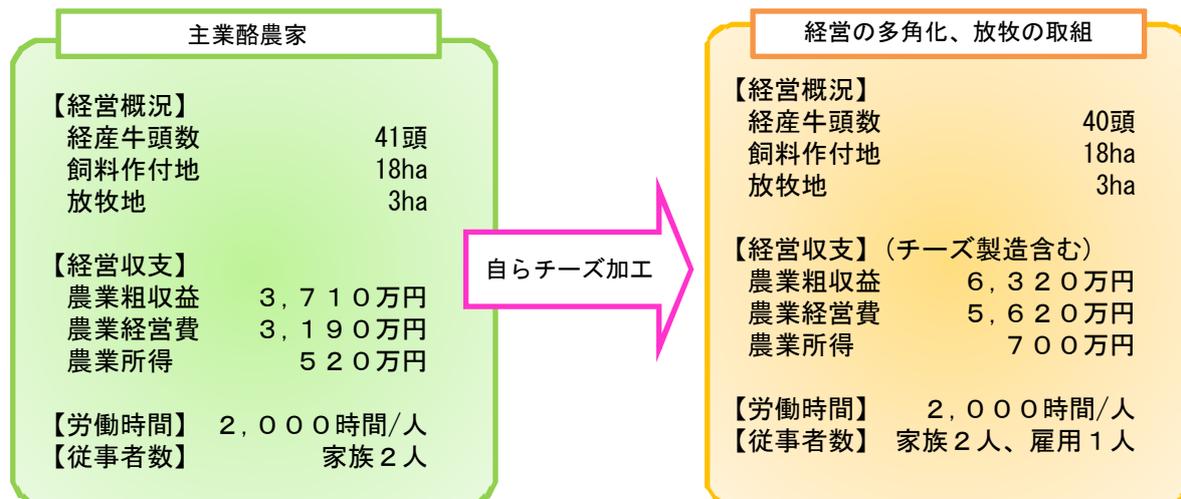
<取組のポイント>

- 経営の多角化として特色のあるチーズ製造を行うとともに、効率的な放牧により経営コストの低減を図り、経産牛頭数は維持しつつ収益を増大。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 酪農家が生産した生乳を直接チーズに加工。そのため、チーズ製造技術の導入が重要。
- 製造したチーズの販売のため、インターネット、道の駅や地域の観光と連携した直売、生協や量販店等との契約生産など販売チャネルを開拓。
- 効率的な放牧を通じた省力化等により、生乳生産コストを低減。
【国は、チーズ加工施設整備や放牧の取組に対して支援】

<経営発展のイメージ>



（参考）<主な支援策（22年度）>

- 加工原料乳生産者補給金制度
加工原料乳地域の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。
- 国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業
国産チーズ向け生乳を拡大するとともに、特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な人材の育成及び機材整備を支援。
- 資源循環型酪農推進事業
環境と調和した酪農経営を確立するため、環境保全、飼料自給率の向上に資する取組を実践している生産者に対し、飼料作付面積に応じた支援。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅱ 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-① PO

【具体的取組】（養豚）

⑦ 集団化によるブランドの確立と直接販売

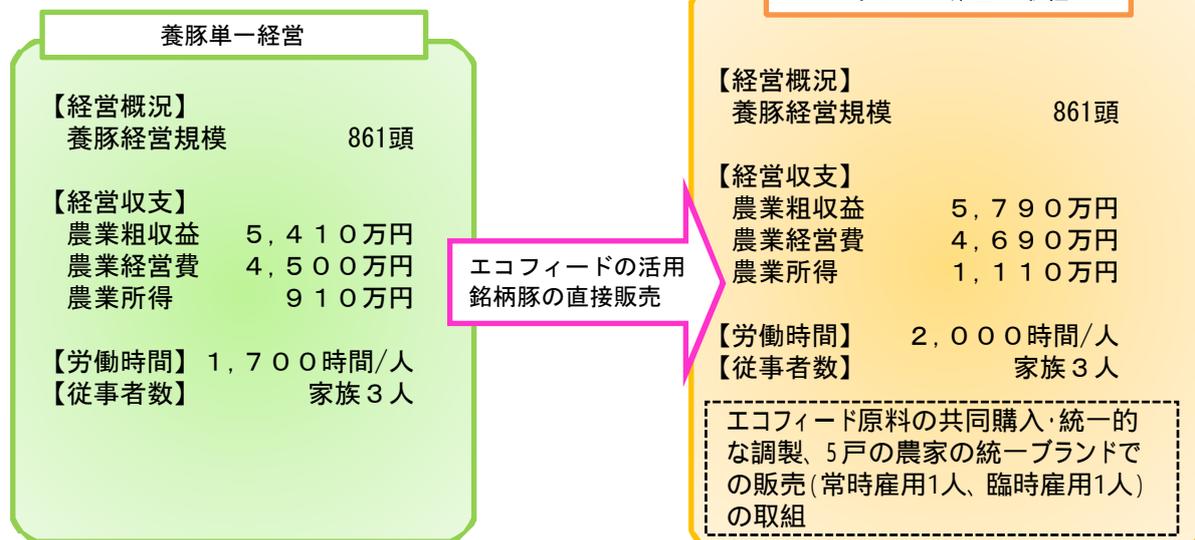
<取組のポイント>

- エコフィードや飼料用米の活用により、銘柄豚を作出し、直接販売や加工を行うことでさらなる差別化を図り、飼料供給の集団化と併せて同じ経営規模でも収益性を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- エコフィードや飼料用米の給与方法等の創意工夫により肉質の向上を図り、銘柄豚を作出。直接販売や加工により付加価値を向上。
- エコフィードや飼料用米の活用により、生産集団としての取組により、飼料供給の省力化・外部化しコストを低減。
【国は、エコフィード導入に係る施設整備等を支援】

<経営発展のイメージ>



(参考) <主な支援策(22年度)>

- 養豚経営安定対策事業による一時的な収益性の悪化に対する支援措置。
- エコフィード利活用の円滑化等を図るための支援組織等への活動支援。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進

【基本計画該当箇所】

第3-2
(3)-① PO

第3-3
(3)-② PO

【具体的取組】（水田作）

① 集落営農の組織化

<取組のポイント>

- 小規模農家や兼業農家が集落営農を組織化し、農作業を一体化。
- 農業機械の効率的利用や戦略作物（小麦、大豆）の作付により、収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 個々に米を作付けている小規模農家、兼業農家が、皆で集落営農を立ち上げ、一定の取り決めの下に機械を共同で利用し、農作業を共同で行うことで生産コストを縮減し、所得が向上。

【国は、集落営農の取組を推進するため、戸別所得補償制度の対象とするとともに、引き続き、融資や機械・施設の整備支援を措置】

<経営発展のイメージ>

小規模農家 (都府県水田作農家)

【経営概況】	経営耕地 1 ha
水稲	0.7ha※
【経営収支】	
農業粗収益	76万円
農業経営費	66万円
農業所得	10万円
【家族労働時間】	214時間

※ 転作率は21年産主食用作付見込面積から30%と設定。

集落営農の 組織化

都府県集落営農

【経営概況】	経営耕地 25ha
水稲11ha 小麦7ha 大豆7ha	
【経営収支】	
農業粗収益	2,300万円
(うち、助成金等)	1,000万円
農業経営費	1,400万円
農業所得	900万円
<1戸当たり所得>	36万円
【構成員総労働時間】	3,000時間
<1戸当たり労働時間>	120時間/人
【構成世帯数】	25戸
【従事者数】 出役者	25人

※ 助成金等には、戸別所得補償モデル対策、水田利用自給力向上事業及び水田畑作経営所得安定対策に係る交付金を含めた。

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 戸別所得補償モデル対策（水田利活用自給力向上事業）
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
水田の有効利用による麦、大豆等の戦略作物の作付に直接助成。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 中山間地域等直接支払交付金

【経営発展の方向】

Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進

【具体的取組】（水田作）

② そば導入による集落営農の多角化

【基本計画該当箇所】

第3-2
(2)-① PO
第3-3
(3)-②③ PO

＜取組のポイント＞

- 集落営農で新たにそばを導入し、集落内の水田を有効利用。
- 地域の老人グループの協力を得るなどして、手打ちそば加工によるそばの高付加価値化。

＜経営発展を実現するための具体的取組＞

- 水田休閑地等へ、栽培が比較的容易な土地利用型作物としてそばを導入。
- そば打ちを行うことができる高齢者等の人材の発掘、農業加工施設の整備等により手打ちそばの加工・販売体制を構築。
【国は、水田の有効活用によるそばの作付に直接助成するとともに、共同利用施設の整備等を支援】

＜経営発展のイメージ＞

集落営農（水田単作）

【経営概況】 経営耕地 40ha
水稲27ha、調整水田13ha
構成世帯数40戸

【経営収支】
農業粗収益 3,380万円
農業経営費 1,910万円

農業所得 1,470万円
1戸当たり所得 37万円

【構成員労働時間】 4,200時間
1戸当たり労働時間 100時間

【従事者数】 出役者40人

そばの生産・
加工・販売

転作そばの手打ち加工販売の取組

【経営概況】 経営耕地 40ha
水稲27ha、そば作付13ha
構成世帯数40戸
手打ちそば加工販売の実施（+α）

【経営収支】
農業粗収益 4,700万円
（うち助成金等 660万円）
農業経営費 2,200万円

農業所得 2,500万円
1戸当たり所得 63万円（+α）

【構成員総労働時間】 4,700時間
1戸当たり労働時間 120時間

【従事者数】 出役者40人

※助成金等には、戸別所得補償モデル対策及び水田利活用自給力向上事業を含む。

（参考）＜主な支援策（22年度）＞

- 戸別所得補償モデル対策（水田利活用自給力向上事業）
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
水田の有効活用によるそば等の戦略作物の作付に直接助成。
- 農業機械等のリース、貯蔵施設、製粉機、加工場等の共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）

【経営発展の方向】

Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進

【基本計画該当箇所】

第3-2
(3)-① PO

【具体的取組】（水田作+野菜作）

③ 水田作経営の複合化

<取組のポイント>

- 水稲と露地野菜の効率的な組合せ（輪作面積の拡大）により、農地の利用効率大幅に高めるとともに、生産性の向上を図り、経営耕地面積を増やすことなく収益を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 水稲と露地野菜を組み合わせた輪作体系により、農地の利用率向上や労働の平準化を図るとともに、病虫害の抑制や地力の維持を実現。
- 水田において露地野菜を生産するため、排水等の条件整備を徹底するとともに、機械化体系の導入等により作業を省力化。
- 水稲の一部をWCS（飼料用米）に転換することで作業の省力化を図り、次期作であるレタスの育苗管理や施肥管理の時間を捻出。
【国は、水田の有効活用による飼料用稲作付に直接助成するとともに、共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

全国主業農家

【経営概況】経営耕地	419a
主食用米	419a
レタス	73a
作付延べ面積	492a

【経営収支】	
農業粗収益	740万円
農業経営費	370万円
農業所得	370万円

【労働時間】	1,600時間/人
【従事者数】	家族1人

野菜の
作付拡大

水田作複合経営の取組

【経営概況】経営耕地	419a
主食用米	269a
WCS	149a
レタス	224a
スイートコーン	224a
作付延べ面積	866a

【経営収支】	
農業粗収益	2,790万円
（うち助成金等）	160万円
農業経営費	2,220万円
農業所得	570万円

【労働時間】	2,000時間/人
【従事者数】	家族2人 臨時雇用4人

※ 助成金等には、米戸別所得保障モデル事業・水田利活用自給力向上事業を含む。

（参考）<主な支援策（22年度）>

- 戸別所得補償モデル対策（水田利活用自給力向上事業）
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
水田の有効活用による飼料用稲等の戦略作物の作付に直接助成。
- 野菜価格安定制度
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進

【具体的取組】（水田作＋野菜作）

④ 水稻等の作業の集団化と直売所での野菜販売

【基本計画該当箇所】

第2-2
第3-2
(3)-① PO

<取組のポイント>

- 集落単位での作期の調整や省力技術の導入により、労働時間を削減。
- 余剰の労働力で野菜作等に取り組むことにより、兼業農家も含めて地域水田農業を安定化。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 集落単位で水稻直播栽培、大豆300A技術を導入し、作期分散、労働時間の削減による効率的な生産体制を構築。
- 中核農家及び機械のオペレーターに水稻、大豆の生産を集中し、集落全体のほ場の排水対策や栽培技術の平準化を実現し、生産を安定化。
- 資材を集落単位で一括購入することにより、経費を節減。
- 中核農家以外の農家は、高齢者や女性が中心となって野菜を生産し、直売所に販売。
【国は、水田の有効活用による麦・大豆の作付に直接助成するとともに、共同利用施設の整備等を支援】

<経営発展のイメージ>

個別経営に取り組む場合

【経営概況】

経営耕地	58a
水稻	40a
大豆	9a
調整水田	9a

【経営収支】

農業粗収益	50万円
(うち助成金)	5万円
農業経営費	49万円
農業所得	1万円

【労働時間】200時間/人

作業の共同化
野菜は直売所
で販売

集落営農への移行による水稻等の 作業の集団化と直売所への野菜販売

【経営概況】（農家70名で構成）

経営耕地	34.5ha	
水稻	28.4ha	※この他各農家で野菜を生産
大豆	6.1ha	(平均9a)

【経営収支】

農業粗収益	4,060万円
(うち助成金)	760万円
農業経営費	2,110万円
農業所得	1,950万円

所得の内訳

中核作業者	2戸
(1戸当たり)	630万円
機械オペレーター	4戸
(1戸当たり)	30万円

※中核農家以外の農家(68戸)
に580万円を地代・管理作業賃金等として還元

【構成員総労働時間】 4,100時間

(中核作業者 1,900時間/人)

※ この他、中核農家以外の各農家は、高齢者や女性が中心となって野菜を生産し、直売所で販売(1戸あたり平均売上げ67万円)

※ 助成金には、戸別所得補償モデル対策及び水田利活用自給力向上事業を含む。

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 戸別所得補償モデル対策(水田利活用自給力向上事業)
恒常的な販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
水田の有効活用による麦、大豆等の戦略作物の作付に直接助成。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進

【基本計画該当箇所】

第3-2
(3)-① PO

【具体的取組】（肉用牛（繁殖））

⑤ 作業の外部委託化と経営基盤の強化

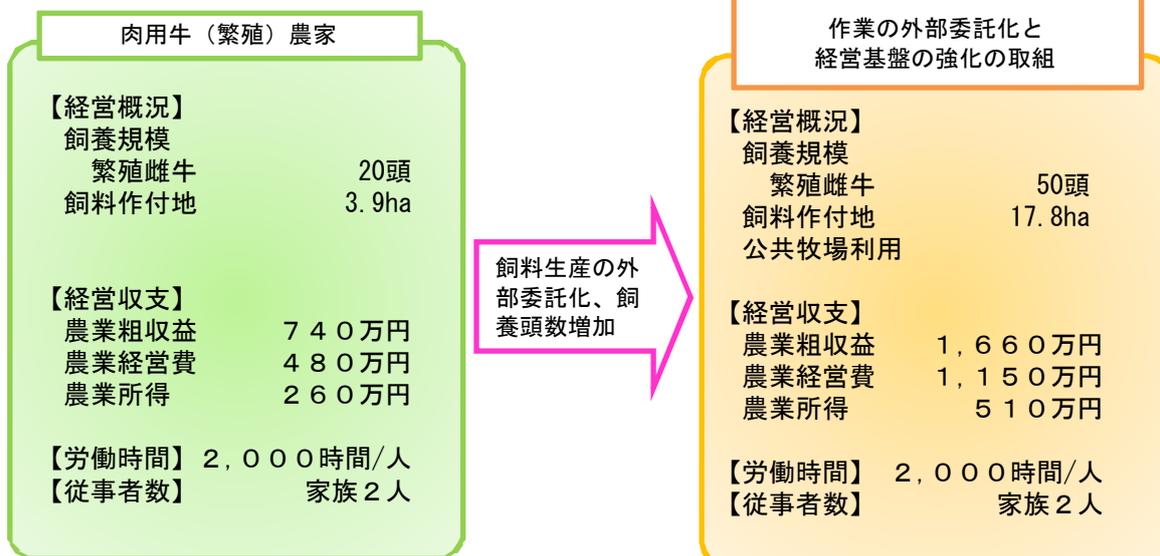
<取組のポイント>

- 繁殖部門に集中するため、飼料生産等を外部委託などに切り替え。
- 繁殖技術の向上をもって子牛の生産性の向上を図るとともに、一定の規模拡大により収益性を向上。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- コントラクターや公共牧場などの積極的利用により、ねん出した労働時間を繁殖雌牛の飼養管理に集中。
- 生産性の向上を図るため、優良繁殖雌牛の導入に加え、子牛の早期離乳などにより分娩間隔の短縮を推進。
- 飼養規模の拡大により、農業機械等の有効活用によるコスト低減と収益性の向上を実現。
【国は、優良繁殖雌牛への更新や共同利用施設整備に対して支援】

<経営発展のイメージ>



（参考）<主な支援策（22年度）>

- 肉用子牛補給金制度等による子牛の価格低落時の支援措置。
- 優良繁殖雌牛更新促進事業による遺伝的資質に優れた繁殖雌牛の導入の支援。
- 農業制度資金（スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等）
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。

【経営発展の方向】

Ⅲ 意欲ある多様な農業経営の推進

【基本計画該当箇所】

第3-2
(3)-① PO

第3-3
(3)-② PO

【具体的取組】(水田作)

⑥ 小規模な集落営農

<取組のポイント>

- 小規模な集落営農であっても、農業機械の効率的利用による一定の低コスト化・省力化や戦略作物(大豆)の作付により、収益を改善。
- 農業以外の収益確保のため、余剰労働力で農家民宿等に取り組み。

<経営発展を実現するための具体的取組>

- 小規模な集落営農の場合、一定の限界はあるものの、大豆作も導入して、機械の共同利用や、農作業の共同化により生産コストを縮減し、収益性を改善。
- 営農条件が不利な中山間地域等においては、美しい景観等の地域資源を活用した農家民宿等により、農家所得全体として向上を図る。
【国は、集落営農の取組を推進するため、戸別所得補償制度の対象とするとともに、引き続き、融資や機械・施設の整備支援を措置】

<経営発展のイメージ>

小規模農家 (都府県水田作農家)

【経営概況】 経営耕地 0.5ha
 水稻 0.35ha※

【経営収支】
農業粗収益 37万円
農業経営費 39万円
農業所得 ▲2万円

【家族労働時間】 200時間/人

※ 転作率は21年産主食用作付見込面積から30%と設定。

集落営農の
組織化
農家民宿

小規模集落営農

【経営概況】 経営耕地 7.5ha
 水稻5.3ha 大豆2.2ha
構成農家数 15戸
各農家は、農家民宿により収益を確保(+α)

【経営収支】
農業粗収益 830万円
(うち、助成金等 200万円)
農業経営費 450万円
農業所得 380万円
<1戸当たり所得> 25万円+α

【構成員総労働時間】 1200時間
<1戸当たり労働時間> 80時間/人

【従事者数】 出役者15人

※ 助成金等には、戸別所得補償モデル対策、水田利用自給力向上事業及び水田畑作経営所得安定対策に係る交付金を含めた。

(参考) <主な支援策(22年度)>

- 戸別所得補償モデル対策(水田利活用自給力向上事業)
恒常的に販売価格が生産費を下回る米に対して所得補償を直接支払により実施。
水田の有効利用による麦、大豆等の戦略作物の作付に直接助成。
- 農業制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金、農業改良資金等)
- 農業機械等のリース、共同利用施設整備に対する各種補助事業。
- 中山間地域等直接支払交付金

(参考) 主な品目別経営指標

< 経営指標の作成と利用について >

農業者の経営計画、経営改善に役に立つ指標として主な品目別に経営収支等を整理した経営指標を示す。

経営指標は、実際の農家を対象とした統計調査である農業経営統計調査「品目別経営統計」を整理することにより作成したものである。年により豊凶変動や価格変動があることから、現時点で利用できる直近3ヶ年の指標を掲載した。

なお、主食用米、小麦、大豆、てんさい、原料用ばれいしょ、さとうきび及び原料用かんしょについては、農業経営統計調査「農産物生産費統計」を整理することにより作成した。

経営指標は、主な品目別に単位当たり所得や労働時間を整理したもので、農業者の作物選択の判断材料としてはもとより、新規就農者の参入部門の検討や経営概要モデルの試算など、幅広い活用を想定したものである。

< 利用上の留意点 >

この経営指標は、当該品目を生産するに当たって農業固定資産など標準的な装備、技術を前提としたものであり、当該品目を作付けることにより、これら経営が達成されることを保証するものではないことに留意する必要がある。

経営指標を用いた経営概要モデルの試算イメージ

		品目別等の経営指標			経営全体
		水稲	小麦	はくさい	
粗 収 益	円/10a				
経 営 費	"				
所 得	"				
補 助 金	"				
労 働 時 間	時間/10a				

品目別経営指標の注意事項

- 注1 主食用米、小麦、大豆、てんさい、原料用ばれいしょ、さとうきび及び原料用かんしょの各指標は、農産物生産費統計に基づいて算出しており、主産物の生産に係る経営収支である。
また、これら粗収益には、農産物生産費統計に基づく奨励金が含まれている。
- 2 19年産の小麦、大豆、てんさい及び原料用ばれいしょには、水田畑作経営所得安定対策の交付金のうち、過去の生産実績に基づく交付金相当額として、面積当たりの全国平均単価を当該品目の粗収益に加算した。
(小麦27,740円/10a、大豆20,230円/10a、てんさい28,910円/10a、原料用ばれいしょ37,030円/10a)
なお、水田畑作経営所得安定対策の交付金相当額のうち、毎年の生産量・品質に基づく交付金は、粗収益(主産物)に含まれている。
- 3 田作の小麦、大豆については、農業経営に対して支払われる産地づくりなどの生産調整に係る交付金は粗収益に含まれていない。
- 4 茶の単位当たり収量(kg/10a)は、生葉収量で換算した。

「水田作」

		主食用米注1			小麦(田作)注1,2,3			大豆(田作)注1,2,3		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	114	111	106	55	51	52	43	41	48
経 営 費	"	81	81	80	43	41	45	41	39	42
所 得	"	33	29	26	13	9	7	2	1	6
単位当たり収量	kg/10a	524	511	511	393	368	423	175	165	177
労 働 時 間	時間/10a	30.0	29.2	28.5	7.5	7.5	5.8	11.4	10.1	9.0
う ち 家 族	"	28.4	27.6	26.9	7.3	7.3	5.5	10.7	9.1	7.9
1時間当たり所得	円/時間	1,154	1,067	986	1,740	1,298	1,212	214	145	773
所 得 率	%	28.7	26.6	24.9	23.0	18.5	12.7	5.3	3.2	12.6

		六条大麦			裸麦			二条大麦		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	56	44	51	43	48	60	50	44	49
経 営 費	"	31	33	36	37	35	37	36	35	37
所 得	"	25	11	15	6	13	23	14	9	12
単位当たり収量	kg/10a	369	287	326	270	325	400	365	335	392
労 働 時 間	時間/10a	5.7	5.4	5.0	9.5	9.7	9.7	7.1	7.2	6.9
う ち 家 族	"	5.5	5.2	4.6	9.4	9.6	9.6	7.0	7.0	6.8
1時間当たり所得	円/時間	4,228	2,164	3,227	481	1,172	2,385	1,759	1,062	1,694
所 得 率	%	41.6	25.8	29.4	10.5	23.6	38.1	24.3	16.9	23.6

		いぐさ(畳表)			そば		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	553	527	690	44	56	40
経 営 費	"	351	343	395	26	26	32
所 得	"	202	184	295	18	30	8
単位当たり収量	kg/10a	1,319	1,186	1,290	64	93	74
労 働 時 間	時間/10a	531.9	485.0	518.4	6.2	7.3	4.2
う ち 家 族	"	507.4	459.1	490.6	6.2	7.3	4.2
1時間当たり所得	円/時間	400	402	601	2,673	3,961	2,223
所 得 率	%	36.6	35.0	42.8	37.4	52.3	23.1

「畑作」

		小麦(畑作)注1,2			大豆(畑作)注1,2			小豆		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	72	73	61	56	56	60	62	70	69
経 営 費	"	44	43	45	34	35	37	47	46	42
所 得	"	28	30	16	22	22	23	15	24	27
単位当たり収量	kg/10a	506	479	519	216	231	248	274	275	281
労 働 時 間	時間/10a	3.1	3.1	2.9	13.4	10.2	9.0	14.7	11.6	11.6
う ち 家 族	"	3.1	3.1	2.9	12.2	9.2	7.7	13.8	10.6	10.5
1時間あたり所得	円/時間	8,988	9,800	5,627	1,808	2,363	3,013	993	2,252	2,417
所 得 率	%	38.5	41.2	26.2	39.0	38.4	38.6	21.9	34.2	36.7

		いんげん(北海道)			らっかせい			こんにゃくいも		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	63	47	66	125	153	131	335	339	395
経 営 費	"	40	40	42	43	49	53	186	186	200
所 得	"	23	7	24	82	104	78	149	153	195
単位当たり収量	kg/10a	260	180	220	340	357	268	3,927	3,975	3,851
労 働 時 間	時間/10a	12.1	10.7	11.4	68.0	72.0	69.3	110.0	119.6	116.0
う ち 家 族	"	11.1	9.4	10.0	62.0	66.1	62.7	89.7	97.8	93.6
1時間あたり所得	円/時間	2,083	673	2,395	1,323	1,575	1,260	1,658	1,567	2,082
所 得 率	%	35.9	13.3	36.5	65.6	68.0	60.5	44.3	45.1	49.4

		かんしょ			ばれいしょ			茶注4		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	207	228	215	143	146	132	400	348	348
経 営 費	"	110	111	110	89	89	86	261	239	249
所 得	"	97	117	105	54	57	46	139	109	99
単位当たり収量	kg/10a	2,872	2,718	2,592	3,639	3,560	3,698	1,125	1,064	1,099
労 働 時 間	時間/10a	128.2	120.1	118.3	30.4	31.6	30.6	138.8	127.8	125.4
う ち 家 族	"	116.3	106.5	104.4	26.2	26.4	27.1	113.2	106.7	104.5
1時間あたり所得	円/時間	857	1,091	1,008	2,155	2,176	1,708	1,247	1,012	943
所 得 率	%	48.1	50.6	48.5	39.3	39.2	34.6	35.2	31.0	28.4

		そば			てんさい注1,2			原料用ばれいしょ注1,2		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	31	34	26	101	94	95	78	69	96
経 営 費	"	14	17	17	64	66	65	48	49	49
所 得	"	17	17	9	37	28	30	29	20	47
単位当たり収量	kg/10a	96	104	94	6,150	5,828	6,367	4,367	4,093	4,429
労 働 時 間	時間/10a	5.0	5.4	4.9	15.5	15.3	15.2	8.6	8.3	8.3
う ち 家 族	"	4.6	5.0	4.5	13.7	13.4	13.6	8.2	7.9	7.9
1時間あたり所得	円/時間	3,332	3,264	1,858	2,696	2,111	2,178	3,599	2,543	5,923
所 得 率	%	49.4	49.0	32.5	36.4	30.0	31.1	37.9	29.3	48.7

		さとうきび注1			原料用かんしょ注1		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	千円/10a	125	134	153	105	100	90
経 営 費	"	67	72	81	46	48	55
所 得	"	57	62	72	59	52	35
単位当たり収量	kg/10a	6,015	6,367	7,161	3,301	3,139	2,827
労 働 時 間	時間/10a	86.2	85.3	84.5	58.4	57.1	61.9
う ち 家 族	"	77.6	76.9	76.6	50.7	49.6	51.2
1時間あたり所得	円/時間	738	805	939	1,159	1,040	682
所 得 率	%	45.9	46.0	46.9	56.0	51.6	38.7

「露地野菜作」

		ししとう			なす			きゅうり		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	142	213	201	141	168	180	123	169	177
経 営 費	"	50	61	58	59	56	58	50	57	59
所 得	"	92	152	143	83	112	123	73	112	119
単位当たり収量	kg/10a	2,523	2,803	2,460	7,938	7,216	7,674	8,362	8,511	8,191
労 働 時 間	時間/10a	2,050.4	2,266.8	2,155.3	1,007.3	1,006.0	1,049.1	925.0	919.5	931.7
う ち 家 族	"	1,989.3	2,218.0	2,119.6	936.3	935.9	969.1	883.9	867.8	918.6
1 時間あたり所得	円/時間	462	688	676	882	1,196	1,263	830	1,291	1,290
所 得 率	%	64.9	71.5	71.5	58.5	66.5	67.9	59.5	66.4	66.9

		大玉トマト			ピーマン			ミニトマト		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	148	152	154	103	131	143	175	177	179
経 営 費	"	70	62	64	50	47	53	89	83	99
所 得	"	78	90	90	53	84	90	86	94	80
単位当たり収量	kg/10a	7,823	7,275	7,620	5,219	5,005	5,431	4,111	3,286	3,658
労 働 時 間	時間/10a	766.9	685.2	709.1	822.2	767.2	775.6	1,186.2	1,190.7	1,311.2
う ち 家 族	"	742.5	652.2	677.4	802.6	739.8	730.5	1,157.7	1,155.5	1,287.1
1 時間あたり所得	円/時間	1,057	1,383	1,328	656	1,132	1,219	747	811	622
所 得 率	%	52.9	59.4	58.5	51.2	64.0	62.5	49.5	53.1	44.8

		青ねぎ			白ネギ			メロン		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	71	72	87	61	61	68	50	48	54
経 営 費	"	34	37	36	27	30	28	23	23	25
所 得	"	37	35	50	34	31	40	27	25	29
単位当たり収量	kg/10a	2,171	2,292	2,323	3,060	2,978	2,890	2,060	1,932	2,033
労 働 時 間	時間/10a	551.2	603.8	587.0	340.4	353.0	336.5	235.5	213.3	220.9
う ち 家 族	"	535.3	574.5	561.3	312.7	304.4	297.6	229.5	200.2	206.2
1 時間あたり所得	円/時間	683	608	897	1,062	1,019	1,353	1,195	1,279	1,389
所 得 率	%	51.5	48.9	58.2	55.0	50.9	59.3	54.9	53.1	52.9

		にんにく			さといも			すいか		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	60	49	58	33	42	41	56	63	59
経 営 費	"	28	29	31	16	15	15	30	32	33
所 得	"	32	20	27	17	27	26	27	31	26
単位当たり収量	kg/10a	1,072	1,074	996	2,022	1,806	1,739	5,073	5,070	4,901
労 働 時 間	時間/10a	256.3	269.9	263.6	213.7	190.0	191.7	219.4	222.2	221.2
う ち 家 族	"	192.9	184.1	174.8	196.1	179.2	182.2	208.6	211.6	209.6
1 時間あたり所得	円/時間	1,666	1,057	1,513	881	1,512	1,425	1,282	1,455	1,222
所 得 率	%	53.4	39.7	45.9	52.4	64.6	63.0	47.4	49.1	43.6

		レタス			キャベツ			ほうれんそう		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	42	43	48	39	33	39	36	32	34
経 営 費	"	24	23	24	18	20	21	17	17	16
所 得	"	18	20	23	21	13	18	20	15	18
単位当たり収量	kg/10a	3,048	3,161	3,246	5,758	5,359	5,834	1,011	980	987
労 働 時 間	時間/10a	132.3	135.2	133.4	84.6	87.3	89.8	220.4	217.4	219.7
う ち 家 族	"	119.3	124.1	115.8	80.2	78.8	80.8	186.2	183.0	187.6
1 時間あたり所得	円/時間	1,477	1,574	2,042	2,580	1,581	2,255	1,052	835	968
所 得 率	%	42.0	45.7	49.6	53.6	37.9	46.5	53.9	47.7	53.1

「露地野菜作」(つづき)

		にんじん			だいこん			はくさい		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	35	38	36	32	28	32	30	28	32
経 営 費	"	21	19	20	16	17	18	19	19	20
所 得	"	15	18	15	16	11	14	11	9	12
単位当たり収量	kg/10a	4,097	4,133	4,348	5,721	5,592	5,740	6,798	6,692	7,568
労 働 時 間	時間/10a	125.3	117.7	118.2	128.2	109.7	118.7	92.5	86.6	92.5
う ち 家 族	"	102.7	98.6	98.0	116.7	94.9	105.3	76.4	72.5	77.7
1 時間あたり所得	円/時間	1,431	1,848	1,590	1,357	1,167	1,311	1,444	1,193	1,613
所 得 率	%	41.5	48.4	43.7	49.2	38.9	43.8	37.4	31.3	38.9

		たまねぎ		
		17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	39	39	32
経 営 費	"	19	20	21
所 得	"	20	19	11
単位当たり収量	kg/10a	5,861	5,969	6,142
労 働 時 間	時間/10a	139.4	140.5	139.3
う ち 家 族	"	127.6	125.7	120.3
1 時間あたり所得	円/時間	1,594	1,540	916
所 得 率	%	52.0	49.8	34.3

「施設野菜作」

		ミニトマト			いちご			なす		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	411	411	407	342	350	360	325	358	351
経 営 費	"	206	200	204	168	172	170	178	187	182
所 得	"	206	211	203	174	179	190	147	171	169
単位当たり収量	kg/1000m ²	7,864	7,474	7,944	3,951	3,962	4,082	13,841	14,559	15,190
労 働 時 間	時間/10a	1,484.7	1,451.0	1,488.2	2,141.2	2,106.4	2,091.6	1,720.6	1,724.9	1,756.9
う ち 家 族	"	1,237.0	1,179.2	1,201.4	2,013.1	1,932.4	1,937.7	1,623.3	1,646.9	1,649.6
1 時間あたり所得	円/時間	1,661	1,790	1,688	865	924	980	908	1,037	1,028
所 得 率	%	49.9	51.4	49.8	51.0	51.0	52.8	45.4	47.7	48.3

		ししとう			きゅうり			大玉トマト		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	427	424	376	229	245	243	250	246	260
経 営 費	"	312	239	230	111	108	109	142	136	137
所 得	"	115	186	146	118	137	134	109	111	123
単位当たり収量	kg/1000m ²	5,275	4,618	4,212	11,226	10,264	10,717	10,788	10,102	11,008
労 働 時 間	時間/10a	3,867.8	3,342.1	2,983.4	1,101.0	1,048.2	1,095.1	968.1	933.2	946.7
う ち 家 族	"	3,175.7	2,802.9	2,411.1	1,003.7	957.1	1,023.3	876.1	840.1	841.8
1 時間あたり所得	円/時間	363	661	605	1,170	1,430	1,311	1,239	1,318	1,457
所 得 率	%	27.0	43.7	38.8	51.3	55.8	55.2	43.4	45.0	47.3

		ピーマン			メロン			すいか		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	300	288	287	114	120	125	72	66	75
経 営 費	"	176	169	173	67	67	68	36	35	37
所 得	"	123	119	114	47	53	57	36	31	37
単位当たり収量	kg/1000m ²	9,640	8,781	8,782	2,811	2,691	2,785	3,819	3,722	3,880
労 働 時 間	時間/10a	1,248.4	1,163.9	1,162.3	477.1	466.0	492.7	330.5	289.7	292.6
う ち 家 族	"	932.1	827.6	816.3	412.0	406.3	447.4	316.7	274.3	280.6
1 時間あたり所得	円/時間	1,320	1,441	1,397	1,142	1,312	1,272	1,147	1,109	1,334
所 得 率	%	41.1	41.5	39.7	41.4	44.5	45.4	50.3	46.0	50.2

「施設野菜作」(つづき)

		青ねぎ		
		17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	88	88	86
経 営 費	"	52	56	52
所 得	"	36	32	34
単位当たり収量	kg/1000㎡	1,324	1,313	1,246
労 働 時 間	時間/10a	620.1	620.2	574.5
う ち 家 族	"	395.6	392.1	354.0
1 時間あたり所得	円/時間	914	820	969
所 得 率	%	41.2	36.6	39.7

「果樹作」

		おうとう			キウイフルーツ			ぶどう		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	77	82	79	56	53	55	68	64	68
経 営 費	"	39	42	42	18	18	19	33	33	34
所 得	"	38	39	36	38	35	36	35	32	34
単位当たり収量	kg/10a	330	404	366	2,228	2,349	2,131	1,231	1,203	1,196
労 働 時 間	時間/10a	315.2	342.0	307.2	262.4	252.8	238.2	470.0	458.6	454.7
う ち 家 族	"	232.6	238.9	213.6	251.8	242.6	224.4	443.5	433.5	428.6
1 時間あたり所得	円/時間	1,627	1,638	1,702	1,498	1,442	1,581	781	733	800
所 得 率	%	49.2	48.0	46.2	67.7	66.4	65.0	51.2	49.5	50.2

		もも			日本なし			すもも		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	57	56	57	56	56	59	48	46	46
経 営 費	"	32	27	28	33	33	33	24	24	24
所 得	"	26	28	29	23	24	27	24	22	23
単位当たり収量	kg/10a	1,849	1,707	1,661	2,354	2,131	2,184	1,474	1,017	1,138
労 働 時 間	時間/10a	302.0	277.5	284.4	387.4	377.0	366.6	291.3	250.1	259.6
う ち 家 族	"	282.2	259.2	259.5	359.7	351.7	344.6	268.7	222.9	236.5
1 時間あたり所得	円/時間	901	1,092	1,098	642	675	779	888	993	946
所 得 率	%	44.5	51.0	50.2	41.5	42.0	45.2	49.5	48.2	48.3

		びわ			りんご			かき		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	57	50	44	38	40	41	33	37	38
経 営 費	"	26	24	22	23	23	23	21	20	20
所 得	"	30	26	22	15	18	18	12	17	18
単位当たり収量	kg/10a	697	548	451	2,372	2,416	2,467	1,979	1,662	1,832
労 働 時 間	時間/10a	463.9	412.3	369.6	273.2	273.3	272.9	195.7	176.5	185.9
う ち 家 族	"	428.3	392.6	351.2	240.0	237.1	233.1	167.7	155.6	158.3
1 時間あたり所得	円/時間	706	648	624	652	731	775	710	1,102	1,127
所 得 率	%	53.6	51.0	50.2	40.6	42.9	43.8	36.2	46.1	47.3

		みかん			なつみかん			うめ		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	41	49	42	24	33	31	44	38	33
経 営 費	"	28	26	28	18	14	17	22	22	20
所 得	"	13	22	14	6	19	14	23	16	13
単位当たり収量	kg/10a	3,091	2,412	2,913	2,738	2,732	3,487	1,483	1,580	1,517
労 働 時 間	時間/10a	249.4	219.6	236.3	152.3	150.8	164.7	236.0	229.0	223.8
う ち 家 族	"	223.7	202.8	214.1	137.3	137.0	147.6	205.8	195.6	197.5
1 時間あたり所得	円/時間	551	1,091	654	455	1,377	927	1,091	799	670
所 得 率	%	30.5	45.8	33.4	25.6	57.3	44.8	50.7	41.5	40.1

「果樹作」(つづき)

		ネーブルオレンジ			はっさく			パインアップル		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	45	49	35	45	49	36	22	22	21
経 営 費	"	23	22	23	23	25	23	12	13	13
所 得	"	22	28	13	22	25	13	10	10	9
単位当たり収量	kg/10a	2,206	2,078	2,631	4,157	3,709	3,518	2,063	2,127	2,344
労 働 時 間	時間/10a	269.7	273.8	256.4	173.5	178.0	173.6	101.0	97.6	81.1
う ち 家 族	"	249.5	254.6	238.7	154.8	159.2	153.8	93.9	85.8	70.0
1 時間当たり所得	円/時間	883	1,079	535	1,440	1,545	828	1,010	1,107	1,211
所 得 率	%	49.0	55.6	36.2	49.3	50.1	35.3	43.5	43.0	39.7

		くり			いよかん		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	10	12	11	22	24	20
経 営 費	"	5	5	5	21	13	15
所 得	"	5	7	6	1	11	5
単位当たり収量	kg/10a	227	272	242	2,308	1,947	2,410
労 働 時 間	時間/10a	55.6	59.1	55.1	156.3	133.7	145.2
う ち 家 族	"	48.1	51.0	47.0	143.8	124.8	131.9
1 時間当たり所得	円/時間	1,061	1,278	1,312	59	862	348
所 得 率	%	50.8	56.0	55.0	3.9	45.1	23.5

「露地花き作」

		切り花(きく)		
		17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	109	110	106
経 営 費	"	52	53	51
所 得	"	58	57	56
単位当たり収量	本/10a	33,282	33,090	32,388
労 働 時 間	時間/10a	728.2	710.2	657.1
う ち 家 族	"	623.3	596.5	532.3
1 時間当たり所得	円/時間	932	958	1,037
所 得 率	%	53.1	52.1	52.0

「施設花き作」

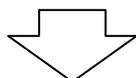
		切り花(ばら)			切り花(カーネーション)			鉢物(シクラメン)		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	540	560	575	446	468	471	423	492	503
経 営 費	"	378	406	381	322	332	334	342	388	400
所 得	"	162	153	194	124	137	137	80	104	104
単位当たり収量	本/1000㎡	94,443	85,845	85,809	102,450	100,101	99,788	8,398	8,676	8,518
労 働 時 間	時間/10a	2261.2	2245.9	2271.2	2023.8	2036.3	1998.1	2257.2	2421.9	2482.6
う ち 家 族	"	1851.7	1884.6	1850.1	1435.1	1434.9	1411.5	1262.0	1280.7	1348.3
1 時間当たり所得	円/時間	877	815	1,049	863	951	972	635	815	768
所 得 率	%	30.1	27.5	33.8	27.7	29.2	29.1	19.0	21.2	20.6

		切り花(ゆり)			切り花(きく)		
		17年	18年	19年	17年	18年	19年
粗 収 益	万円/10a	294	298	291	196	213	203
経 営 費	"	219	212	222	120	136	129
所 得	"	75	86	69	77	77	74
単位当たり収量	本/1000㎡	25,354	22,928	22,282	36,364	39,173	37,791
労 働 時 間	時間/10a	920.1	823.9	767.8	811.7	859.4	795.6
う ち 家 族	"	847.3	758.5	689.9	666.8	699.6	648.6
1 時間当たり所得	円/時間	881	1,127	997	1,151	1,102	1,139
所 得 率	%	25.4	28.7	23.6	39.1	36.3	36.4

農地の見通しと確保

- 平成32年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、優良農地の転用抑制や耕作放棄地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

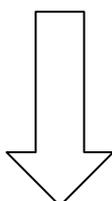
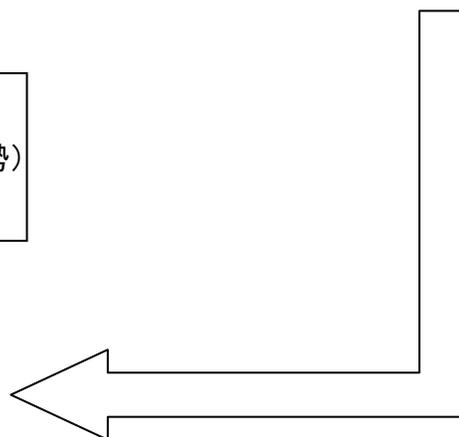
平成21年現在の農地面積 461万ha



すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農地の転用	△14万ha	優良農地の転用の抑制等	+5万ha
耕作放棄地の発生	△21万ha	耕作放棄地の発生抑制	+18万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+12万ha



これまでのすう勢が
今後も継続した場合の 426万ha (すう勢)
平成32年時点の農地面積



平成32年時点で確保される農地面積 461万ha

熱量効率を最大化した場合の国内農業生産による供給可能量（平成32年度試算）

1 考え方

食料自給率目標が達成された場合における農地面積、農業技術水準等の下で、国内農業生産によって国民に供給できる熱量が、不測時においてどれほど確保できるかを検証するため、熱量効率を最大化した形で、我が国の農業生産基盤を活用した場合の供給可能量を試算。

2 試算結果

		平成20年度	試算1	試算2	試算3
一人一日供給熱量		2,473 kcal	2,135 kcal	2,026 kcal	2,020 kcal
		kg	kg	kg	kg
一人 一年 当 た り 供 給 純 食 料	米	5.9	5.6	5.6	7.3
	小麦	3.1	2.0	2.0	2.0
	大麦・はだか麦	0.2	2	2	2
	いも類	2.0	25.6	22.0	17.7
	大豆	7	1.3	1.3	1.3
	野菜	9.4	3.3	3.3	3.3
	果実	4.0	1.7	1.7	1.7
	牛乳・乳製品	8.6	1.2	1.2	1.2
	肉類	2.9	4	7	4
	鶏卵	1.7	2	2	2
	砂糖	1.9	7	7	7
	油脂類	1.4	1	2	2
	魚介類	3.1	2.9	2.9	2.9

試算1は、水田のうち湿田以外の1/2にいも類を作付け、残りの全水田で米を作付け。

試算2は、供給熱量2,000kcal以上を確保しつつ、試算1のうち湿田以外の水田に作付けたいも類の一部を、飼料用米に作付け。

試算3は、供給熱量2,000kcal以上を確保しつつ、試算1のうち湿田以外の水田に作付けたいも類の一部を、米粉用米に作付け。

(参考) 昭和20年代等の供給熱量 (kcal/人・日)

昭和23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1,852	1,927	1,945	1,858	1,995	1,933	1,951	2,217

国内生産のみで2,135kcalを供給する場合の食事メニュー例(試算1の場合)

朝食



茶碗1杯
(精米76g分)



焼きいも2本
(さつまいも2本・225g分)



ぬか漬け1皿
(野菜90g分)

昼食



焼きいも2本
(さつまいも2本・225g分)



蒸かしいも1個
(じゃがいも1/2・84g分)



果物
(りんご1/4・46g分相当)

夕食



茶碗1杯
(精米77g分)



粉吹きいも1皿
(じゃがいも1.5個・168g分)



焼き魚1切
(魚の切り身81g分)

調味料(1日分)

砂糖小さじ6杯、油脂小さじ0.9杯

PFCバランス

P:11(13)、F:11(29)、C:78(58)
()内は平成20年度の値

2日に1杯



うどん
(小麦55g/日分)

2日に1杯



みそ汁
(みそ10g/日分)

4日に3パック



納豆
(大豆36g/日分)

6日にコップ1杯



牛乳
(牛乳32g/日分)

7日に1個



たまご
(鶏卵7g/日分)

9日に1食



食肉
(肉類12g/日分)

(参考)

国内生産のみで2,026kcalを供給する場合の食事メニュー例(試算2:肉類を増加)

朝食



茶碗1杯
(精米76g分)



焼きいも1本
(さつまいも1本・110g分)



ぬか漬け1皿
(野菜90g分)

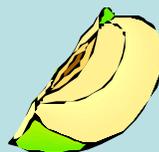
昼食



焼きいも2本
(さつまいも2本・240g分)



蒸かしいも1個
(じゃがいも1/2・84g分)



果物
(りんご1/4・46g分相当)

夕食



茶碗1杯
(精米77g分)



粉吹きいも1皿
(じゃがいも1.5個・168g分)



焼き魚1切
(魚の切り身81g分)

調味料(1日分)

砂糖小さじ6杯、油脂小さじ1.1杯

PFCバランス

P:12(13)、F:12(29)、C:76(58)
()内は平成20年度の値

2日に1杯



うどん
(小麦55g/日分)

2日に1杯



みそ汁
(みそ10g/日分)

4日に3パック



納豆
(大豆36g/日分)

6日にコップ1杯



牛乳
(牛乳32g/日分)

7日に1個



たまご
(鶏卵7g/日分)

6日に1食



食肉
(肉類18g/日分)

国内生産のみで2,020kcalを供給する場合の食事メニュー例(試算3:米粉パンを供給)

朝食



茶碗1杯
(精米76g分)



焼きいも2本
(さつまいも2本・233g分)



ぬか漬け1皿
(野菜90g分)

昼食



米粉パン1個
(米粉・47g分)



蒸かしいも1個
(じゃがいも1/2・84g分)



果物
(りんご1/4・46g分相当)

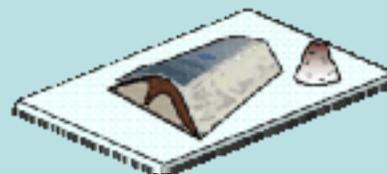
夕食



茶碗1杯
(精米77g分)



粉吹きいも1皿
(じゃがいも1.5個・168g分)



焼き魚1切
(魚の切り身81g分)

調味料(1日分)

砂糖小さじ6杯、油脂小さじ1杯

PFCバランス

P:12(13)、F:12(29)、C:77(58)
()内は平成20年度の値

2日に1杯



うどん
(小麦55g/日分)

2日に1杯



みそ汁
(みそ10g/日分)

4日に3パック



納豆
(大豆36g/日分)

6日にコップ1杯



牛乳
(牛乳32g/日分)

7日に1個



たまご
(鶏卵7g/日分)

9日に1食



食肉
(肉類12g/日分)

国内生産のみで、2,020kcalを供給する場合の食事メニュー例(現行計画)

朝食



茶碗1杯
(精米75g分)



粉吹きいも1皿
(じゃがいも2個・300g分)



ぬか漬け1皿
(野菜90g分)

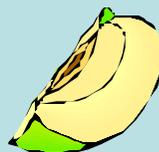
昼食



焼きいも2本
(さつまいも2本・200g分)



蒸かしいも1個
(じゃがいも1個・150g分)



果物
(りんご1/4・50g分相当)

夕食



茶碗1杯
(精米75g分)



焼きいも1本
(さつまいも1本・100g分)



焼き魚1切
(魚の切り身84g分)

調味料(1日分)

砂糖小さじ6杯、油脂小さじ0.6杯

PFCバランス

P:12(13)、F:10(29)、C:78(58)
()内は平成18年度の値

2日に1杯



うどん
(小麦53g/日分)

2日に1杯



みそ汁
(みそ9g/日分)

3日に2パック



納豆
(大豆33g/日分)

6日にコップ1杯



牛乳
(牛乳33g/日分)

7日に1個



たまご
(鶏卵7g/日分)

9日に1食



食肉
(肉類12g/日分)

所得の増大に向けた主要品目における対応方向

品 目	主 な 対 応 方 向
米	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主食用米について、外食・中食向けをはじめとする多様な需要に応じた生産を推進。 ○ パン・めん等に適した米粉用品種の選定および製粉・加工過程における品質の安定化技術の開発・普及を推進。 ○ 主食用米と米粉用米・飼料用米等の新規需要米との生産の組み合わせや農地流動化等により需要に応じた米作付規模・作業規模の拡大を推進。 ○ 農業機械の共同利用、直播の導入による作期分散、水稻・麦・大豆の作業への汎用利用の拡大による農業機械の効率的利用を推進。 ○ 産地基幹施設（カントリーエレベータ等）について、品質管理機能の強化や運営体制の見直し等を図り、安価な乾燥調製サービスを提供。 ○ 直播適性が高く、単収1トン/10a（玄米ベース）を達成し、かつ食用米と識別性のある飼料用米品種を平成26年度を目途に育成。 ○ 飼料用米の「もみ供給」を促進するための栽培体系の確立や家畜への給与法の開発を推進。
麦 類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育種段階からの実需者による加工適性評価を行いつつ、良質で多収なパン・中華めん用小麦品種や焼酎専用大麦新品種を育成・普及し、多様な用途・需要に対応した良質麦類の計画的な生産を推進。 ○ 麦の早生品種と晩植可能な優良水稻品種の組み合わせ、不耕起栽培等省力生産技術の普及や産地基幹施設・農業機械の効率的利用、水田の汎用化等による水田二毛作の飛躍的拡大を推進。 ○ 製粉業者及び食品製造業者等との連携体制を構築し、国産麦を活用した多様な製品の提供を推進。
大 豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育種段階からの実需者による加工適性評価を行いつつ、機械化適性を有し、収量の高い品種の育成・普及を推進。 ○ 品質や収量の向上・安定化のための不耕起播種等の大豆300A技術の普及や、作付ほ場の団地化、水田の汎用化、水田における地下水水位制御システムの普及等を通じ、大豆の大幅な作付拡大を推進。 ○ 地域の食品製造業者等との連携や地産地消活動を通じて、国産大豆を活用した多様な製品の供給を推進。 ○ 契約栽培や入札制度の見直しによる安定的な取引関係の構築を推進。
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不良環境でも収量安定性の高い、牧草・トウモロコシのTDN（可消化養分総量）多収品種を平成32年度を目処に育成し、普及を推進。 ○ 耕畜連携、飼料生産受託組織（コントラクター）の経営高度化、粗飼料の広域流通体制の構築、TMR（完全混合飼料）調製・供給支援組織の育成・確保等による国産粗飼料の利用拡大を推進。 ○ 草地基盤整備や放牧の活用による効率的な飼料作物の生産・利用を推進。

品 目	主 な 対 応 方 向
野 菜	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入品のシェアが大きな加工・業務用需要に対応し、国産野菜の供給を増大させるため、加工用途向け品種の育成、生産の拡大、産地における一次加工等の取組を推進。 ○ 施設栽培におけるLED等の人工光源や波長制御が可能な被覆資材等による野菜の成分安定化技術を平成25年度を目処に開発し、普及を推進。 ○ 植物工場の設置数を約50カ所（平成21年度）から150カ所（平成23年度）に増加。また、生産コスト、エネルギーを低減するため、センシング技術、人工光源を活用した閉鎖型生産システム等の開発・導入を推進。 ○ 産地間の連携によるリレー出荷、市場出荷と契約栽培等を組み合わせた主要野菜の周年安定供給体制の構築を推進。
果 実	<ul style="list-style-type: none"> ○ マーケティングに基づく生産・販売を図るための産地戦略に即した優良品目・品種の育成・導入や園地整備等への支援を推進。 ○ 輸入品のシェアが大きな加工・業務用需要に対応し、国産果実の供給を増大させるため、加工用途向けの生産の拡大、産地における一次加工等の取組を推進。 ○ 高齢樹の改植促進のため、複数の樹を連結する樹体ジョイント技術など収穫までの年限を短縮できる早期成園化技術の開発・普及を推進。 ○ 計画生産・出荷の的確な実施と一時的な出荷集中時における市場隔離措置を機動的に運用。
甘 し ょ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育種段階からの実需者による加工適性評価を行いつつ、生食用、焼酎用、でん粉原料用等それぞれの用途に適した品種の育成・普及を推進。 ○ 作業受託組織や共同利用組織の育成、機械化一貫体系の確立・普及を推進。 ○ 通常より低温で加工でき、品質が損なわれにくい性質を持つでん粉を活用した新たな需要拡大を推進。
馬鈴しょ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育種段階から実需者による加工適性評価を行いつつ、生食用、加工食品用、でん粉原料用等のそれぞれの用途に適した品種を育成・普及。 ○ 打撲が少ない高品質な馬鈴しょを省力的に生産できる機械化栽培体系（ソイルコンディショニング技術体系）の普及や長期保管施設（エチレン貯蔵庫）の整備によるフライドポテト等の加工食品向けの供給拡大を推進。 ○ 時間がたっても弾力のある食感が維持できる性質を持つでん粉を活用した加工食品用途（冷凍食品等）への需要拡大を推進。
て ん 菜	<ul style="list-style-type: none"> ○ てん菜糖の需要動向等の情報提供を通じた作付指標に基づく計画的生産を推進。 ○ 播種後の風害を防ぐ栽培技術の普及・導入を通じた直播栽培の普及、土壌診断に基づく適正施肥や家畜排せつ物の活用等による肥料等の施用量の削減を推進。

品 目	主 な 対 応 方 向
さとうきび	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作業受託組織や共同利用組織の育成、ハーベスタを活用した機械化一貫体系の確立・普及を推進。 ○ 土壌害虫の防除技術の確立・普及等により、2年1作の夏植栽培から毎年収穫できる春植・株出栽培への移行による収穫面積の拡大を推進。 ○ 糖度が早期から高まる「早期高糖性品種」の育成や「夏植型秋収穫栽培体系」の確立等を推進。
そば	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機械化収穫に適した耐倒伏性等に優れる安定多収性品種を平成27年度を目途に育成し、普及を推進。 ○ 栽培期間が短い特性を活かし、麦等の後作としての作付け（二毛作）を推進。 ○ 手打ちそばなど加工・販売の取組を通じた高付加価値化を推進。
なたね	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早生で収量性の優れた無エルシン酸及び低グルコシノレート品種の育成・普及 ○ 連作障害を回避するための輪作体系の確立・普及を推進。 ○ 地域の搾油事業者との連携や地産地消活動を通じた、特色ある国産なたね油の提供。
茶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なニーズへの対応を図るため、香り・味・水色等に特色のある新品種の育成と改植、玉露や抹茶等の付加価値の高い茶種の生産を推進。 ○ 需要の拡大に向けて、茶の機能性に着目した新用途への利用、粉末やティーバッグ等の商品形態の多様化、新商品の開発を促進。 ○ 海外からの需要に対応した無農薬・有機栽培茶の生産体系を確立。
花き	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日持ち保証販売の実施を実現できる生産・出荷体制の構築、オリジナル品種の開発、産地や生産者など花きに関する情報を提供するためのネットライブラリーの整備などにより国産花きの差別化を推進。 ○ 花育の推進、無購買層・低購買層に対する花きの魅力・効用に関する情報提供など花きの需要拡大を推進。 ○ LED等の人工光源や波長制御が可能な被覆資材等により生育・開花や品質を制御する新技術を平成25年度を目処に開発し、普及を推進。
畜産物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者及び実需者ニーズに対応した高品質な畜産物・加工品の供給拡大や、産地と小売・外食部門との連携強化を通じた販売ルートの新規開拓を推進。 ○ 生産コストの縮減を図りながら家畜の能力向上（1日あたり増体量の向上など）を図るとともに、その家畜の能力に見合った飼養管理技術の改善（肥育期間の短縮など）を推進。 ○ エコフィードの活用等による飼料生産コストの低減を推進。 ○ 飼料成分の精密な調整や機能性成分の添加によって、家畜の繁殖性や病気への抵抗性を高める技術を平成27年度を目処に開発。 ○ 飼料用米や高品質な稲発酵粗飼料（稲WCS）等国産粗飼料を給餌した畜産物の高付加価値化を実証。

品 目	主 な 対 応 方 向
畜産物	
生 乳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加工原料乳の再生産の確保、需要増加が見込まれるチーズ向けの生乳の供給拡大、牛乳・乳製品の高付加価値化や消費拡大対策等を推進。 ○ 乳酸菌ライブラリー等の活用による高品質な乳製品生産技術を平成27年度を目処に開発。 ○ ヘルパーやコントラクター等の支援組織の活用による省力化を推進。 ○ 指定団体による集送乳等の一元化・合理化、乳業メーカーの工場再編・統合等による適正な価格転嫁、価格交渉力の向上。
牛 肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食肉品質制御因子の解明と官能特性（おいしさ）の分析・評価技術を利用した高品質和牛生産システムを平成32年度を目処に開発。 ○ 生産者自らによる販路拡大、消費者ニーズを反映したブランド化等の取組を推進するとともに、飼養管理技術の向上等を推進。 ○ 海外での需要・販路の拡大を図るため、輸出解禁に向けた働きかけ、相手国の衛生条件等に対応した食肉処理施設の整備を推進。 ○ ヘルパーやコントラクター等の支援組織の活用による省力化を推進。
豚 肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故率低減や繁殖性の向上等による生産性向上に係る取組を推進。 ○ 食品残さを利用した発酵リキッドフィーディングの導入等エコフィードの利用拡大を推進。 ○ エコフィード利用畜産物認証制度の活用や、消費者ニーズを反映したブランド化を推進。
鶏 肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼養衛生管理の向上等による生産性の向上を推進。 ○ 鶏肉処理施設の整備等による衛生対策の強化、流通の低コスト化を推進。 ○ 産肉性に優れた地鶏等の改良・普及を推進。
鶏 卵	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼養衛生管理の向上等による生産性の向上、低コスト化を推進。 ○ 生産者の自主的取組を基本に、需給動向に応じた計画的な生産を推進。
品目共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ りん酸を含む下水汚泥やりん酸・加里を含む家畜排せつ物等の未利用・低利用資源の肥料化などを推進。 ○ 生物機能の活用や土壌診断技術の確立等により、りん酸施肥量を慣行比2割以上削減する技術を平成25年度を目処に開発し、普及を推進。 ○ ユニット工法等により設置コストを低減しつつ、基礎部分の強化等により耐候性を確保した「低コスト耐候性ハウス」の導入を推進。 ○ ロボットスーツ等の農作業の軽労化技術を平成26年度を目処に開発。 ○ 農家の暗黙知を形式知化するデータマイニング技術による農作業を支援するシステムの開発を推進。 ○ 直売所等での直接販売により、流通コストを抑え、消費者と顔が見える関係で消費者ニーズを踏まえた新鮮な農作物の供給を推進。 ○ 食品残さを肥飼料として農畜産物を生産するリサイクルループの構築を推進。

自給率目標算定の前提としたデータ

	生産量		主要品目の10アール 当たり収量		主要品目の作付面積、 飼養頭数羽数		品目別自給率	
	(単位：万トン)		(単位：kg)		(単位：万ha、万頭、百万羽)		(単位：%)	
	20年度	32年度	20年度	32年度	20年度	32年度	20年度	32年度
米（米粉用米・飼料用米を除く）	881	855	530	541	162	158	95	96
米粉用米	0.1	50	522	650	0.01	7.7	-	-
飼料用米	0.9	70	590	800	0.2	8.8	-	-
小麦	88	180	422	453	21	40	14	34
大麦・はだか麦	22	35	383	397	5.7	8.8	11	16
そば	2.7	5.9	58	81	4.7	7.3	21	43
甘しょ	101	103	2,480	2,700	4.1	3.8	96	98
馬鈴しょ	274	290	3,230	3,534	8.5	8.2	76	84
大豆	26	60	178	201	15	30	6	17
なたね	0.1	1.0	146	200	0.1	0.5	0.04	0.4
野菜	1,265	1,308	2,764	2,870	44	44	82	85
果実	341	340	1,339	1,403	25	24	41	41
生乳	795	800	-	-	150	132	70(30)	71(47)
肉類（計）	-	-	-	-	-	-	56(8)	59(14)
牛肉	52	52	-	-	292	299	44(12)	45(19)
豚肉	126	126	-	-	990	919	52(6)	55(10)
鶏肉	138	138	-	-	107	106	70(8)	73(14)
鶏卵	255	245	-	-	181	171	96(11)	96(18)
砂糖	94	84	-	-	-	-	38	36
てん菜	425(74)	380(64)	6,440	5,831	6.6	6.5	-	-
さとうきび	160(19)	161(20)	7,200	6,210	2.2	2.6	-	-
茶	9.6	9.5	199	200	4.8	4.7	94	98
飼料作物	435	527	3,970	4,534	90	105	79	100

- (注) 1. 水稻の平成20年の10アール当たり収量の実績は平年数量である。
2. 生乳、肉類（計）、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の品目別自給率のうち（ ）内の数字は飼料自給率を考慮した値である。
3. てん菜及びさとうきびの生産量のうち（ ）内の数字は精糖換算した際の数値である。
4. さとうきびは収穫面積である。
5. 飼料作物の生産量は、可消化養分総量（TDN）である。

平成32年度における総供給熱量とPFC熱量比（1人1日当たり供給量）

	平成20年度	平成32年度
総供給熱量（kcal）	2,473	2,461
PFC熱量比（％）		
P（たん白質）	13	13
F（脂質）	29	27
C（糖質(炭水化物)）	58	60

食料自給率50%が達成された場合の財政負担試算
(食料自給率向上への寄与度の高い土地利用型作物で試算)

平成32年度に基本計画(案)で目標とする食料生産が実現し、食料自給率50%が達成された場合に、現在の対策及びその支援水準を前提に、対象品目に係る財政負担を単純に試算すれば1兆円程度と見込まれる。

なお、今後本格実施に向け検討を行う戸別所得補償の内容等によって額が変動するものである。

【作物毎の所要額】

	生産量 (万トン)	面積 (万ヘクタール)	所要額 (億円)	(参考) 平成22年度 概算決定額等
主食用米・加工用米	855	158	3,650程度	1. 水田利活用自給力向上事業 2,167億円
新規需要米 (米粉用米、飼料用米)	120	16	1,300程度	2. 米戸別所得補償モデル事業 3,371億円
小麦	180	40	2,100程度	3. 水田・畑作経営所得安定対策 2,330億円
大豆	60	30	1,600程度	4. さとうきび等経営安定対策(注3) 312億円
その他	-	-	1,700程度	
合計	-	-	約1兆円程度	約8千億円

(注)

- 所要額は、戸別所得補償モデル対策、経営所得安定対策の現行対策の内容を前提に試算しており、今後本格実施に向け検討を行う戸別所得補償の内容等によって額が変動するものである。また、戸別所得補償制度の対象品目を予断するものではない。
- その他は、大麦・はだか麦、甘味資源作物・でん粉原料作物、そば、なたね、飼料作物である。
- 22年産のさとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の所要見込み額である。